

平成29年9月定例会

浪江町議会会議録

平成29年9月 5日 開会

平成29年9月15日 閉会

浪 江 町 議 会

平成29年浪江町議会9月定例会会議録目次

招集告示	1
応招・不応招議員	2

第 1 号（9月5日）

議事日程	3
出席議員	4
欠席議員	4
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	4
職務のため出席した者の職氏名	5
開会の宣告	6
開議の宣告	6
議事日程の報告	6
会議録署名議員の指名	6
会期の決定	6
諸般の報告	7
行政報告	7
一般質問	14
高野 武君	14
佐々木勇治君	30
渡邊泰彦君	43
松田孝司君	61
馬場 績君	75
散会の宣告	97

第 2 号（9月6日）

議事日程	99
出席議員	101
欠席議員	101
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	101
職務のため出席した者の職氏名	102
開議の宣告	103
議事日程の報告	103
請願・陳情の付託	103
認定第1号から報告第4号の一括上程、説明	103
延会について	138
延会の宣告	139

第 3 号 (9月14日)

議事日程	1 4 1
出席議員	1 4 3
欠席議員	1 4 3
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	1 4 3
職務のため出席した者の職氏名	1 4 4
開議の宣告	1 4 5
議事日程の報告	1 4 5
認定第1号の質疑、討論、採決	1 4 5
認定第2号の訂正	1 7 6
認定第2号の質疑、討論、採決	1 7 7
議案第76号の質疑、討論、採決	1 7 8
議案第77号の質疑、討論、採決	1 7 9
議案第78号の質疑、討論、採決	1 7 9
議案第79号の質疑、討論、採決	1 7 9
議案第80号の質疑、討論、採決	1 8 0
延会について	1 8 1
延会の宣告	1 8 1

第 4 号 (9月15日)

議事日程	1 8 3
出席議員	1 8 5
欠席議員	1 8 5
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	1 8 5
職務のため出席した者の職氏名	1 8 6
開議の宣告	1 8 7
議事日程の報告	1 8 7
議案第81号の質疑、討論、採決	1 8 7
議案第82号の質疑、討論、採決	1 8 9
議案第83号の質疑、討論、採決	1 9 0
議案第84号の質疑、討論、採決	1 9 0
議案第85号の質疑、討論、採決	1 9 1
議案第86号の質疑、討論、採決	1 9 1
議案第87号の質疑、討論、採決	1 9 2
議案第88号の質疑、討論、採決	1 9 2
議案第89号の質疑、討論、採決	1 9 3
議案第90号の質疑、採決	1 9 3
同意第4号の質疑、採決	1 9 3

報告第 5 号の質疑、採決	1 9 5
請願・陳情審査報告	1 9 5
請願第 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 9 5
陳情第 4 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 9 6
発議第 4 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 9 7
発議第 5 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 9 8
委員会の閉会中の継続審査又は調査の申出について	2 0 0
町長あいさつ	2 0 0
閉会の宣告	2 0 1

浪江町告示第90号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第101条第1項の規定により、平成29年浪江町議会定例会を、次のとおり招集する。

平成29年8月10日

浪江町長 馬場 有

- 1 日 時 平成29年9月5日（火） 午前9時
- 2 場 所 浪江町議会議事堂

○応招・不応招議員

応招議員（16名）

1番	石井悠子君	2番	高野武君
3番	半谷正夫君	4番	紺野榮重君
5番	紺野則夫君	6番	佐々木榮勇君
7番	平本佳司君	8番	渡邊泰彦君
9番	佐々木恵寿君	10番	松田孝司君
11番	山本幸一郎君	12番	山崎博文君
13番	泉田重章君	14番	佐藤文子君
15番	吉田数博君	16番	馬場績君

不応招議員（0名）

9 月 定 例 町 議 会

(第 1 号)

平成 2 9 年浪江町議会 9 月定例会

議 事 日 程 (第 1 号)

平成 2 9 年 9 月 5 日 (火曜日) 午前 9 時開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 行政報告
- 日程第 5 一般質問

出席議員（16名）

1番	石井悠子君	2番	高野武君
3番	半谷正夫君	4番	紺野榮重君
5番	紺野則夫君	6番	佐々木勇治君
7番	平本佳司君	8番	渡邊泰彦君
9番	佐々木恵寿君	10番	松田孝司君
11番	山本幸一郎君	12番	山崎博文君
13番	泉田重章君	14番	佐藤文子君
15番	吉田数博君	16番	馬場績君

欠席議員（0名）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	馬場有君	副町長	宮口勝美君
副町長	本間茂行君	教育長	畠山熙一郎君
代表監査委員	根岸弘正君	総務課長	山本邦一君
企画財政課長	安倍靖君	二本松事務所長兼 総合窓口課長兼仮設 津島診療所事務長	居村勲君
産業振興課長	岩野善一君	住宅水道課長	戸浪義勝君
まちづくり整備課長	三瓶徳久君	教育委員会事務局 教育次長兼浪江町中央公 民館長兼浪江町津島公民 館長兼浪江町図書館長	大原教知君
会計管理者 兼出納室長	鈴木貞孝君	生活支援課長	清水中君
住民課長	武隈吉美君	健康保険課長兼 浪江診療所事務長	鈴木政己君
介護福祉課長	佐藤祐一君		

職務のため出席した者の職氏名

事務局 長

清水 佳宗

書記

柴野 早苗

主幹 兼 次長

吉田 厚志

○議長（紺野榮重君） おはようございます。

東日本大震災から6年6カ月が過ぎようとしております。9月定例議会に先立ち、地震、津波により犠牲となられた方々はもちろん、長期にわたる避難により亡くなられた方々に対し、哀悼の意を込め黙祷を捧げたいと思います。

ご起立ください。

[黙とう]

○議長（紺野榮重君） ありがとうございます。ご着席ください。

地球温暖化防止の観点から5月から10月までクールビズを実施しております。そのため、各議員においては節度ある範囲での軽装を許可しております。また、軽装しない自由にも配慮しております。執行部におきましても趣旨をご理解ください。なお、暑い方は上着を脱いでも結構です。

議会だよりに掲載するため、事務局で会議中の様子を写真撮影いたします。また、広報なみえでも写真撮影をしますので、ご了承ください。

◎開会の宣告

○議長（紺野榮重君） ただいまの出席議員数は16名であります。

定足数に達しておりますので、平成29年9月浪江町議会定例会を開会します。

（午前 9時00分）

◎開議の宣告

○議長（紺野榮重君） 直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（紺野榮重君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎会議録署名議員の指名

○議長（紺野榮重君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第127条の規定により会議録署名議員に、11番、山本幸一郎君、12番、山崎博文君、13番、泉田重章君を指名します。

◎会期の決定

○議長（紺野榮重君） 日程第2、会期の決定を議題にします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は本日から15日までの11日

間としたいと思います。ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（紺野榮重君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から15日までの11日間とします。

会期中の会議についてお諮りいたします。5日、6日、14日、15日を本会議とし、7日から13日までは委員会等のため休会としたいと思ひます。

ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（紺野榮重君） 異議なしと認めます。

よって、会期中の会議はこのとおり決定しました。

◎諸般の報告

○議長（紺野榮重君） 日程第3、諸般の報告を行います。

議長としての報告事項は、お手元に配付のとおりですので、ご了承ください。

◎行政報告

○議長（紺野榮重君） 日程第4、行政報告を行います。行政報告は町長からお願いします。

町長。

[町長 馬場 有君登壇]

○町長（馬場 有君） おはようございます。

平成29年浪江町議会9月定例会の開会にあたり、行政報告に先立ちまして、改めて震災によりお亡くなりになられた方々、過酷な避難生活の中で命を落とされた方々の、ご冥福をお祈り申し上げますとともに、ご遺族に対し、深く哀悼の意を表します。

それでは、6月定例会以降の町政執行状況について、ご報告申し上げます。

始めに、平成28年度決算について、ご報告いたします。

平成28年度は、浪江町復興計画に位置付ける「復旧実現期」の最終年度として、ふるさとの再生に向けた取り組みを本格的に進めました。また、避難生活が長期化する中、町民の皆様の生活再建支援や絆の維持についても、引き続き重点的に取り組んだところであります。

具体的には、町内の住環境を確保するための災害公営住宅及び福島再生賃貸住宅の整備、将来を担う子どもたちのための認定こども園や小中学校の整備、雇用の創出を目指す産業団地の整備などに着

手するとともに、一時宿泊所として「ホテルなみえ」の運営を開始、仮設商業施設「まち・なみ・まるしえ」の開設、町内医療体制の確保として「浪江診療所」を開所するなど、精力的に取り組んでまいりました。

さらには、個人線量計の貸与、防犯カメラやパトロールによる防犯体制の強化なども実施し、町民の安心・安全の確保に努めました。また、行政区毎に農事復興組合が立ち上がり、農地の保全管理を実施していただいたほか、酒田地区では米の実証栽培の実施、町内で栽培された花卉などの出荷、漁業においても試験操業が続けられる中、請戸漁港に6年ぶりに漁船が帰港するなど、困難な状況下ではあるものの町民の皆様のご尽力により、生業の再生が進められております。

町といたしましても、こういった方々とともに官民一体となつてふるさとの再生を推し進めるべく、様々なニーズに対しきめ細やかに対応いたしました。このような状況の中、一般会計の決算についてであります。歳入総額200億7983万4000円、前年度比42.9%の増、歳出総額182億5599万4000円、前年度比36.4%の増となり、歳入歳出差引額から翌年度へ繰り越すべき財源を差し引いた実質収支は、3億3734万9000円の黒字となりました。決算状況を歳入歳出別にみますと、歳入については、福島再生加速化交付金をはじめとする復興関連の国庫支出金や震災復興特別交付税などを中心に60億2501万3000円の増となっております。

歳出では、町内の復旧・復興事業の本格化により、48億6698万6000円の増となりました。財政の健全化判断比率である「実質赤字比率」「連結実質赤字比率」「実質公債費比率」「将来負担比率」の4指標につきましては、いずれも早期健全化基準以下となりましたが、今後も基金の繰入れや地方債の借入れに留意し、健全財政を維持していきたいと考えております。

次に、9の特別会計についてですが、全てにおいて、黒字決算となっております。平成28年度末には一部地域での避難指示解除を迎え、ようやく本格的なふるさとの再生がスタートしたところであります。しかしながら、未だ帰還困難区域が存在しているうえ、多くの町民の皆様が町外での避難生活を続けております。引き続き、町民の皆様の生活再建と浪江町の復興・再生に取り組んでまいります。

次に、帰還困難区域の特別通過交通について、ご報告いたします。

復興計画第二次にも位置付けられております、主要幹線道路の特別通過交通につきましては、これまで、議会をはじめ行政区長会、

関係機関等からのご意見をいただきながら、現在、9月のお彼岸からの運用を目標に、国との協議を進めております。通過交通を進めている路線につきましては、国道114号、県道34号、県道49号の3路線でありまして、現在、その沿線道路や住宅等にバリケードを設置するとともに、必要な防犯対策の準備を進めているところであります。

通過交通の具体的な開始時期につきましては、防犯対策等の進捗状況を踏まえ、国、県、その他関係機関等と協議をしながら、決定し次第、町ホームページ等を通じて、速やかにお知らせしたいと考えておりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

次に、浪江町の復興加速に向けた協議会について、ご報告いたします。

当町の復興を確実に実現していくため、国・県と、「浪江町の復興加速に向けた協議会」を設置しておりますが、7月24日に、第2回の復興協議会が開催されました。

会議では、「まちづくり」、「農林水産業再生」、「産業復興」の分野毎に、復興の進捗を確認しながら、直面する課題解決に向け、議論を深めるとともに、長期にわたる財政支援について、要望を行いました。

次に、除染検証委員会について、ご報告いたします。

昨年度に引き続き、6月19日に除染検証委員会を設置し、同日に第1回目の委員会を開催いたしました。

今年度は、4回の委員会開催を予定しており、除染作業の検証及び現地での調査等を実施し、引き続き、帰還した町民の方々の放射線に対する不安解消に努めてまいります。

次に、町営住宅の整備状況について、ご報告いたします。

幾世橋地区に整備を進めてまいりました幾世橋住宅団地については、第1期工事分22戸が6月に完成し、6月30日に完成式と鍵の引渡式を行い、同日より入居を開始いたしました。また、旧雇用促進住宅の幾世橋集合住宅についても8月に完成し、8月29日に竣工式と鍵の引渡式を行い、同日より入居を開始したところであります。現在工事を進めております幾世橋住宅団地第2期工事の63戸につきましても、工事を着実に進め、帰還に向けた住環境の確保に努めてまいります。

次に、飲料水等安全確保支援事業について、ご報告いたします。

上水道給水区域外で帰還を希望する住民の安心・安全な飲料水を確保するため、8月末現在で4箇所の新井戸設置工事を行っております。引き続き、住民の帰還促進のため、積極的に取り組んでまいります。

ます。

次に、町内での事業活動状況・再開支援について、ご報告いたします。

8月末現在の町内での事業者の活動状況については、再開・新規あわせて、65事業者69事業所となっております。町といたしましては、町内で事業再開した事業所に対し、電気料金や上・下水道料金などの光熱水費を補助するなど、引き続き、町内事業再開への支援を実施してまいります。

次に、プレミアム商品券について、ご報告いたします。

町内での需要喚起・地域経済活性化により町内再開事業者や町民双方の帰還促進に資することを目的とし、7月1日よりプレミアム商品券の販売を開始いたしました。

8月末までの販売実績は、購入者数831人、販売額4178万5000円となっております。また、商品券取扱店は、37件の店舗でご登録いただいております。

さらなる事業促進のため、町広報誌やホームページを通じ、町民の皆様に周知してまいります。

次に、大規模水素製造拠点誘致の取り組みについて、ご報告いたします。

NEDO（ネドー国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構）が実施する大規模水素製造拠点の整備につきましては、棚塩産業団地を事業用地として立地することが、8月1日に正式決定いたしました。現在、調査設計及び用地取得等を進めており、その後、計画的に設計・造成工事を実施し、平成30年なかばのプラント建設着工までに事業用地を提供できるよう、団地造成等を進めてまいります。

次に、産業団地の整備状況及び企業誘致の取り組みについて、ご報告いたします。

北及び南産業団地整備については、基本設計、地権者への事業説明が完了し、現在、用地取得を進めております。今後は実施設計、造成工事を計画的に実施してまいります。

また、早期に進出を希望される企業へ提供する用地として、昨年度取得した浪江日本ブレーキ跡地については、既存建屋の解体工事及び敷地整備工事に着工し、年度内には藤橋産業団地として新たな企業へ提供ができるよう進めております。

さらには、大規模水素製造拠点及びロボットテストフィールドの誘致箇所として整備を進めている棚塩産業団地においても、イノベーション・コースト構想関連産業の誘致を目指し整備を進めており

ます。

企業誘致の取組みについては、進出希望のある蓄電池関連企業やコンクリート二次製品製造企業などと立地に向け話し合いを進めているほか、進出に前向きな企業へのアプローチを進めております。

次に、町内交流事業について、ご報告いたします。

8月12日、13日に、「心のイノベーション笑夏」、「サマーフェスティバルいなみえ」と称し、町内では7年ぶりとなる盆踊りと花火大会を開催いたしました。イベント当日は、多くの町民の方々が会場を訪れ、浪江の夏を満喫いただきました。

また、十日市祭について、今年11月25、26日にかけて、7年ぶりに町内で開催されることとなっております。引き続き、町内での交流事業を積極的に開催し、町民が集い、町民同士、また町と町民の絆を深めてまいります。

次に、「いこいの村なみえ」の整備状況について、ご報告いたします。

一時帰宅をされる町民や事業者の方々の滞在施設として、いこいの村なみえの敷地内に、ログハウスタイプの仮設住宅を活用した滞在施設の移築整備工事に着手いたしました。さらに、いこいの村本館や浴室の改修工事等も実施しており、町民のいこいの場として早期に再開できるよう、事業を進めてまいります。

次に、町内での営農状況についてご報告いたします。

8月19日に、町民14名で組織する「浪江町花卉研究会」が発足いたしました。この会は、施設園芸を主体とする「切り花部会」と、露地で花木を栽培する「花木部会」で構成され、地域振興に貢献することを念頭に、会員相互の情報交換や生産品質向上を目的に設置されました。また、8月25日には、町内で活動する13の復興組合の方々を対象に、津波被災を克服し、営農活動を再開した仙台市の農事組合法人の取組みの視察研修を実施いたしました。町といたしましては、当花卉研究会や復興組合など、町内での営農再開を目指す農業団体等の活動を、今後も積極的に支援してまいります。

次に、有害鳥獣対策について、ご報告いたします。

有害鳥獣対策につきましては、帰還した住民からも特にニーズの高い最重要課題として、今年度より捕獲隊を増員し、対策を強化しているところであります。7月末までの捕獲頭数は、イノシシ117頭、アライグマを46頭となっております。今後も引き続き、取り組みを継続強化し、町民の方々の安心・安全の確保に努めてまいります。

次に、津波被災地の復興事業について、ご報告いたします。

防災集団移転促進事業による宅地等の買い取りにつきましては、契約手続き中を含め、面積比で91.2%の契約状況となっております。また、移転先住宅団地の整備につきましては、分譲地整備について幾世橋地区分7区画の工事が完了し、7月31日より申込み受付を開始しております。請戸地区分16区画については造成設計に基づき、今後、用地取得を進めてまいります。

次に、道路・橋梁等災害復旧事業について、ご報告いたします。

酒井橋と小野田橋の災害復旧工事が6月末に完了いたしました。今後も引き続き、満開橋をはじめ、道路橋梁等の災害復旧を計画的に進めてまいります。

次に、町民の健康管理・総合健診事業について、ご報告いたします。

昨年度までの総合健診や県民健康管理調査の分析結果において、震災前と比較して、肥満者の増加、高血圧症、糖尿病、脂質異常などの割合が高いという傾向が示されております。こうした状況から、町では町民の健康維持・増進を図るため、総合健診事業を昨年度より実施日数を増やし、今週9月9日から延べ22日間にわたり、県内各会場で実施してまいります。さらに受診機会を確保するため、福島市、相馬市、南相馬市内の医療機関における基本健診等の受診体制の整備に加え、郡山市、いわき市の医療機関におけるがん検診の受診体制を構築いたしました。今後も引き続き、町民の健康維持増進に積極的に取り組んでまいります。

次に、東電賠償請求の訪問支援事業についてご報告いたします。

75歳以上の単身世帯など、高齢者世帯996世帯を対象に、意向調査で支援希望のありました441世帯に対し、昨年度から請求支援を実施しております。このうち、実際に訪問支援の申し出がありました世帯は7月末現在214世帯で、これらの世帯の方々に対し、訪問支援を行い、未請求損害の解消に努めているところであります。今後も引き続き、対象者への支援を継続してまいります。

次に、応急仮設住宅についてご報告いたします。

8月22日現在、仮設住宅の入居状況は、供与戸数2606戸に対し、入居戸数が620戸、入居者数は1091名、入居率は23.8%となっております。また、8月28日に福島県は、仮設住宅の供与期間を、さらに1年間延長することを発表されました。今後は、入居者の孤立防止など安心・安全を確保するため、仮設住宅の集約を進めるとともに、住宅確保の見通しを立てられずにいる方に対しては、できる限り懇切丁寧な支援に努めてまいります。

次に、町外の復興公営住宅について、ご報告いたします。

町外の復興公営住宅の入居状況につきましては、8月1日現在で1639世帯、2879名の入居が決定し、1446世帯、2547名が入居を開始しております。

また県は、今月中に開始される再募集の応募状況により、その後の募集から、一部の空き住戸の応募要件の見直しを行い、避難指示が解除された区域の住民についても、入居申し込みができるようにするという意向を示しました。今回の要件緩和は、あくまでも一部の団地のみとなることから、町としましては、入居意向のある町民が、空き住戸がある団地全てに応募できるよう、引き続き、県に対して求めてまいります。

次に、教育行政について、ご報告いたします。

学校教育関連では、平成30年4月の開校を目指している新設の小・中学校の校名につきましては、一般から公募し、応募結果を参考に、学校教育復興推進協議会での慎重な検討を重ね、教育委員会定例会において、それぞれ「なみえ創成小学校」「なみえ創成中学校」に決定されました。本定例会に、町立小学校及び中学校に関する条例の改正について提案させていただきますので、ご審議の程よろしくお願いいたします。

子育て支援関連では、平成30年4月の開園を目指して建設を進めてまいりました幼保連携型認定こども園「浪江にじいろこども園」が、7月31日に建設工事が無事完了いたしました。現在まで、備品の納入が完了し、年内に一時預かり保育を開始するための準備を進めております。本定例会には、町立認定こども園に関する条例案を提案させていただきますので、ご審議の程よろしくお願いいたします。

生涯学習関連では、双葉郡8町村が集う双葉郡スポーツ交流大会が、7月9日に当町と広野町の2町で開催されました。当町では、地域スポーツセンターを会場に、開会式のほか、バレーボールと剣道競技が行われました。町代表としましては、野球、バレーボール、剣道の3競技に出場し、野球が2年連続で優勝しました。

また、町長杯ソフトボール大会を、7月15日に本宮市白沢総合運動場で開催いたしました。県内外の避難先から6チームが参加し、晴天のなか熱戦が繰り広げられました。

今年1月から一部の利用を開始した地域スポーツセンターにつきましては、帰還した住民等から利用時間拡大の要望が多くあったことから、今月から休日と夜間の利用時間拡大を開始しております。本定例会に、スポーツセンター利用に関する条例改正についてご提案させていただきますので、ご審議の程よろしくお願いいたします。

以上、6月定例会以降、現在までの取組みについてご報告いたしました。

なお、今期定例会にご提案申し上げる案件は、決算の認定案件が2件、条例の制定及び一部改正案件が3件、売買契約の締結案件が1件、広域圏組合規約の変更案件が1件、平成29年度の補正予算案件が9件、名誉町民の推薦案件が1件、特別功労者の同意を求める案件が1件、経営状況報告案件が1件であります。

詳細については、提案の都度ご説明申し上げますので、よろしくご審議、ご承認いただきますようお願い申し上げます、行政報告とさせていただきます。

○議長（紺野榮重君） 以上で行政報告は終わりました。

◎一般質問

○議長（紺野榮重君） 日程第5、一般質問を行います。

一問一答方式については、質問答弁合わせて60分以内となります。一括方式については、慣例により質問が30分、再質問が10分、再々質問が10分以内となっております。質問は質問席で行います。同一内容と思われる事項については、議事整理上、また円滑な議会運営を行うため、後順位者が先順位者の質問に対する執行部の答弁で了解した時は、その件について撤回するか、または不足分の答弁を求めることをご協力をお願いします。

なお一般質問は通告順に許可をします。質問、答弁とも簡潔にお願いをいたします。

◇高野 武君

○議長（紺野榮重君） 2番、高野武君の質問を許可します。

2番、高野武君。

[2番 高野 武君登壇]

○2番（高野 武君） 2番、高野武であります。

議長の許可をいただきましたので、一般質問を行わせていただきます。なお、方法としては、通告書に記載のとおり一問一答方式で行いたいと思います。

まず始めに町長、副町長、各担当課長並びに特別職の方々には町政及び東日本大震災以降の復旧・復興並びに町の将来像の作成のために昼夜にわたるご尽力に対し、改めて御礼を申し上げます。私も本年春の町議選で当選させていただき、今回、初めての質問なので多少聞きづらいところもあるとは思いますが、よろしくお願いいたしまして、質問に入りたいと思います。

まず始めに、請戸漁港の整備計画についてご質問いたします。

本年2月25日に請戸港所属船26隻が震災後6年ぶりに地元に戻ってまいりました。これにより、浪江町の地場産業の一角を担う事業者が水揚げを再開できますことは、町全体の復興の第一歩として、非常に感慨深いものがあります。

しかしながら、港に係留はできても、未だに試験操業の枠は出ておりません。水揚げされた魚は、地元で荷捌き施設がないために、全量、相馬原釜魚市場に陸送しなければならず、そのことで様々な問題が浮かび上がってまいりました。

例えば、片道1時間以上も掛かる陸送時間、そのことによる魚の鮮度の問題。当然、鮮度が落ちれば値段も安くなります。また、トラックの燃料代も馬鹿になりませんし、真冬の路面凍結、また早朝1時からの操業後に朝8時からの入札に間に合うように陸送となれば、漁業者の安全上も経費の面からもかなり問題があると思われます。これでは、せつかく地元に戻ってきてても不便さが増すばかりで、一部の漁船については、前に避難をしていた南相馬市の真野川漁港に戻って、そこを基点に操業しております。

さらには、水揚げ高の大半を占めるシラス、小女子漁においては、1隻で1日当たり300キロ以上の氷を使用するため、氷の保管庫が必要不可欠であります。これも現在は、相馬原釜魚市場や真野川漁港から自分で陸送しております。

以上のことからお尋ねをいたします。

まず始めに、荷捌き施設や貯氷庫は、漁業者にとって今、1番先に必要不可欠な施設であります。これらの事情を考えた時に浪江町において再開した地場産業を盛り上げるためにも、魚市場整備計画の着工予定、完成予定、供用開始はいつ頃なのか。さらには、これらの整備計画を前倒し発注する考えはないのか。併せてお尋ねいたします。

これらは、全員協議会でも質問しておりますが、他の漁業者にも知っていただくためにも再度、回答を求めたいと思います。

○議長（紺野榮重君） 産業振興課長。

○産業振興課長（岩野善一君） ご質問にお答えします。

請戸漁港の整備については、国、県、相馬双葉漁協と連携を取りながら進めております。荷捌施設は、平成30年1月から着工し、平成31年3月に完成し、その後供用開始を予定しております。また、貯氷施設については平成30年5月に着工し、荷捌施設より早く平成31年1月の完成を予定しております。

さらに、漁業者や相馬双葉漁協から、陸送等に当たり魚の鮮度が

落ちないように、簡易な屋根付きの荷揚げ場の緊急な整備を求められておりましたので、今回の補正で計上させていただくこととしております。

なお、給水施設、電気工事などの工事の関係で大幅な前倒しはできませんが、当初計画に遅れないよう整備を進めてまいります。

○議長（紺野榮重君） 2番、高野武君。

○2番（高野 武君） 今の答弁ですと、早くやっていただけるということは本当にありがとうございます。ただ、今でも試験操業で獲った魚は相馬原釜の市場を通して販売しているということは今申し上げたとおりでございますが、浪江町に荷捌施設、貯氷庫があれば、町民の皆様方にも地元の新鮮な魚介類を早急に提供できるんじゃないかと思えます。

また、我々漁業者のみならず、町内居住者の買い物環境が多少なりとも改善はできるんじゃないかと思えますので、本格操業の前でも地元で水揚げ、入札、さらには販売、消費となればこれ以上の復興へのアピールはないのではないかと思います。また、新鮮な魚介類がその日のうちに食卓にのぼれば、震災前の状況に少しでも近づけたなと実感が湧いてくるんじゃないかろうかと日夜考えております。そのためにも今お話ししたような日程ありきではなく、荷捌施設、貯氷庫は必要不可欠でありますので、ぜひとも前倒ししていただけますよう改めてお願いをいたしたいと思えます。

次に、2番目に移ります。

2点目として、夜間、誰もいないところに1隻あたり、数千万から1億単位の資産を港に置くことに対しても、漁業者の不安は図り知れないものがあります。そこで防犯、盗難の面からも防犯灯、監視カメラを設置する考えはないのか併せてお尋ねいたします。

○議長（紺野榮重君） 産業振興課長。

○産業振興課長（岩野善一君） ご質問にお答えします。

防犯上のカメラの設置につきましては、防犯上、場所の説明は控えさせていただきますが、設置する考えでおります。また、防犯灯の設置については、時期的なものは確定しておりませんが、作業灯のようなものを漁業者や相馬双葉漁協の意見を聞きながら設置する予定でございます。

○議長（紺野榮重君） 2番、高野武君。

○2番（高野 武君） 前向きな答弁ありがとうございます。

この件は町内や国道沿いにも防犯灯や監視カメラが設置されておりますが、同じ防犯、盗難目的の趣旨であるならば、夜間、人の出入りも自由な上に無人であり、明かりの一つもないところに自分の

財産を置くということはかなりの心労を伴うものであります。ましてや南相馬、果ては相馬市、いわき市の遠方から通勤している漁業者の心労はいかばかりかと考えます。

さらに詳しく申し上げますと、請戸漁港には、現在26隻の漁船が係留しております。来月にはさらに1隻が進水の予定でもあります。また建造予定も3隻ほどあります。そんな中で、1日1隻平均約7000万円、またはそれ以上の漁船が26隻もあり、合計で現在26艘、1隻以上7000万円当たりとすると18億以上の資産があつた箇所に集中していることを考えた時に、町民の生命と財産を守るのが行政の努めと考えますが、今の状況を放置しておくことは考えられません。過去にはこんな事例もありました。震災前ではありますが、請戸漁港での漁船への放火事件、これは船内に備え付ける自動消火機能で火災には至っておりませんが、販売前の魚の盗難、漁具の盗難事件。さらにはいわき市久ノ浜漁港においても、やはり震災前ではありますが、これも原因は不明です。その中で2度の漁船の火災が発生し、ともに全焼をしております。当時の久ノ浜漁港は防犯灯はあつても夜間は無人で回りには人家もありませんでした。また、監視カメラの存在は現在でも分かりませんが、今日でも未解決この事件は聞いております。以上のことを合わせ考えますと、防犯灯、監視カメラの設置は必要不可欠であると思ひますので計画の前倒し、設置予定の時期を伺ひましたけれども、ぜひとも早期なる設置をお願いするものであります。

それでは、通告に従ひまして大きい2番に移らせていただきます。次は、大平山霊園の件であります。

私のところにきた話の中に、大平山の霊園を分譲してほしいということで、町に申し込みをしたところ、断られたということですが、内容を聞きますと、代々、津波被災地に住んでいて、他町村より一人娘が嫁いできて分家をいたしました。一人娘と言うことで、その両親が亡くなった時のことを考えて請戸地区に墓地を購入してましたが、震災の前後にその両親も亡くなったため、前所有者として霊園の区画を分譲していただきました。それで亡くなったためにいざ墓石をと思ひ申し込みをしたら、1区画の墓所には2件分の埋葬はできないと言われたので、それなら空いている区画があるのなら分譲してはいただけないかと申し入れをしたところ、両親は浪江町に居住をしていないのでそれもだめだと言われました。これでは義理の両親に申し訳がないと思ひつつ6年間もの間、遺骨を自宅に保管しております。

また、津波地区出身者で、町内に居住しているということで、震

災後に子供が亡くなったために霊園の申し込みをしたところ、やはり津波被災地に住所がないということで断られて、いまだに納骨できず、自宅で保管している人もおります。そんな中で、若い世代が戻らず、他の市町村に住まいを移す人が多くなれば、将来的に墓じまいや無縁仏になる可能性も含めて、空きが埋まらず、そのままにしておくことは公費の無駄遣いとも思われます。町としても困っている人に対し、手を差し出すことが行政の努めであると考えますことから、1点目として、現在、霊園の空きは何区画ぐらいあるのか、また、申込数はどのぐらいあるのかお尋ねいたします。

○議長（紺野榮重君） まちづくり整備課長。

○まちづくり整備課長（三瓶徳久君） ご質問にお答えします。

区画の空きは14区画であります。また、現在の申込数は386区画であります。

○議長（紺野榮重君） 2番、高野武君。

○2番（高野 武君） 現在、空きがあるということでしたので、その次に移らさせていただきます。

もし空きがあるのなら困っている町民に対して再分譲をする考えはないのか、併せてお尋ねをいたします

○議長（紺野榮重君） まちづくり整備課長。

○まちづくり整備課長（三瓶徳久君） お答えいたします。

条例で大平山霊園の利用は津波被災に遭われた町民を対象としておりますが、津波被災者の方々の中でも、未だに墓地の移転場所を悩まれている方がいますので、その状況をふまえながら、利用者範囲を広げる検討についても進めていきたいと考えております。

○議長（紺野榮重君） 2番、高野武君。

○2番（高野 武君） 進めていきたいということは、再分譲していただけるということですか、再度確認をいたします。

○議長（紺野榮重君） まちづくり整備課長。

○まちづくり整備課長（三瓶徳久君） 大平山霊園につきましては、津波被災に遭われた町民の方を優先に分譲しております。その方々の意向を確認しながらある程度の方向性というか皆さんがもうこれ以上大平山霊園の墓地は求めないということであるということを前提に再分譲を進めていきたいと考えております。

○議長（紺野榮重君） 2番、高野武君。

○2番（高野 武君） 質問した再分譲という方向でぜひとも進めていただきたいと思いますが、もし再分譲となれば、一区画当たりの永代使用料はどのぐらいになりますか。また、請戸、中浜、両竹津波被災地区で前所有者の方々からは永代使用料はいただかない

と聞いておりますけれども、その辺も併せてお尋ねをいたします。

○議長（紺野榮重君） まちづくり整備課長。

○まちづくり整備課長（三瓶徳久君） 永代使用料は1区画当たり15万円となっております。以前から津波被災地に墓地があった方からは永代使用料はいただいております。

○議長（紺野榮重君） 2番、高野武君。

○2番（高野 武君） さっきもお話ししたとおり、とにかく現在困っている人がいるということを念頭にこれからも行政に務めていただきたいと思っておりますのでよろしくお願い申し上げまして、大きい3番に移りたいと思っております。

次に、大平山の防災高台集団移転計画についてであります。

現在、天神淵橋から、南へ延長する道路は、工事が中断しております。町のホームページによりますと、平安中期（1159）頃に、初代の標葉四郎隆義公が太平山に築城したとの記述があります。道路計画作成の時に、遺跡の出土は当然のことながら分かっていたことだと私は理解しております。

そこで1点目として、南工業団地と大平山の宅地造成工事のための進入道路であるならば、2本の計画道路の内に東側からの道路工事を優先して始めるべきと考えますが、見解を伺いたいと思っております。

○議長（紺野榮重君） まちづくり整備課長。

○まちづくり整備課長（三瓶徳久君） ご質問にお答えします。

9月補正予算において、道路整備3路線の予算を計上しております。現段階において町では請戸住宅団地の工事用進入路として、天神淵橋から南へ延長する（仮称）大平山来福寺東線を優先的に整備することを検討しております。理由としては、東側からの道路整備予定地と比較しまして、道路延長が短いため、早期に工事着手が見込めるためであります。

○議長（紺野榮重君） 2番、高野武君。

○2番（高野 武君） 優先して始めていただきたいと申しあげましたのは、南工業団地、あと大平山の宅地造成でありますけれども、現在請戸漁港地区に行くとはよく分かると思っておりますけれども、堤防工事などで大変な土を必要としております。その中でやはり宅地造成工事はもちろんでありますけれども、あそこに東側の道路を優先して造っていただければ、宅地造成で出た残土ですか、それを漁港整備、または堤防等の防災工事に使えるのではないかと思う観点から以上を申し上げたわけでございますけれども、ただ、7年目に入った今日でも宅地供給を待っている町民がいるんだということを忘れていただきたいと思っております。

次に2点目に移ります。

2点目として、津波被災地の住民について、津波被害は東電の事故とは無関係なんだとの東電の主張もある中で自分の土地に家も建てられず、泣く泣く、先祖代々の土地を手放して町の移転計画に応募し、新天地での住宅再建を夢見て6年数カ月もの歳月を土地、建物の供用をひたすら待っている町民に対し、幾世橋地区に第一期分の災害公営住宅が完成し、入居者に鍵の引渡が行われ、秋頃には第二期分の工事が始められようとしておりますが、何故に大平山地区の道路整備、または宅地、建物の整備事業が遅れているのか伺いたいと思います。

○議長（紺野榮重君） まちづくり整備課長。

○まちづくり整備課長（三瓶徳久君） ご質問にお答えいたします。

請戸住宅団地整備予定地は地形的な要因や整備戸数の考え方の国との調整及び工業専用地域が近接していることによる限られた範囲での設計や、埋蔵文化財調査の課題はありましたが、進捗としては計画通り進んでおります。災害公営住宅や分譲地を心待ちにされている方がいますので、その期待に応えられるよう、引き続き完成に向け努めてまいります。

○議長（紺野榮重君） 2番、高野武君。

○2番（高野 武君） やはり請戸、両竹、中浜地区の住民が待っております。大平山の集団移転計画はすでに7年目に入り、誰の目から見ても事業の遅れは明らかであります。やはり津波被災地としての宅地造成工事の遅れが高齢者を抱えた世代、さらには自身も高齢者の仲間に入ろうかという人たちの中には、早く帰りたいという気持ちをもっている人もいるのを忘れないでほしいとの思いから質問をいたしました。ぜひともその思いを酌んでいただきたいと思ます。

次に、3点目に移りたいと思います。

集団移転計画では、住宅にすぐに入居できるようにと造成終了後に建物を先に造っておりますが、なぜに同時並行して宅地供給もやらないのか。そうすれば、ハウスメーカーばかりではなく、個人でも住宅を建てたいと思う人が出ると考えられるし、もっと早く住民の帰還が進むと思われませんが、この件についても町長の考えをお尋ねいたします。

○議長（紺野榮重君） まちづくり整備課長。

○まちづくり整備課長（三瓶徳久君） ご質問にお答えします。

分譲価格は、供給時の不動産鑑定額により決定することから、その手続きに時間を要し、契約時期がずれこみ、分譲地購入希望者の

方々にご迷惑をおかけいたしました。今後、整備予定の住宅団地においては、造成完了後に遅滞なく分譲地を供給できるよう、不動産鑑定業務の発注方法を工夫しながら実施していきたいと考えております。

○議長（紺野榮重君） 2番、高野武君。

○2番（高野 武君） 誰が考えても宅地造成工事というのは、終わってからでないとももちろん建物は建ちません。これは分かっていることだと思いますが、何ら造成工事に支障がないのであれば、今、大工さんに仕事を依頼しても、先の見通しが立たないと言われる中では早めに予約もせず、はっきりと日にちが分かればこのぐらいに着工するんだと、いつ頃完成するんだということが分かれば、早期の予約も可能かと思っておりますので質問いたしました。ぜひともご検討いただきまして、住民の早期帰還のためにも同時供用を考えていただきたいと思っております。

それでは、4点目に移りたいと思っております。

4点目として、機会がある度に発信しております被災者生活再建支援法の加算支援金であります。本年6月22日に復興庁での要望活動の際に吉野大臣から延長するように県連の幹事長に話をしておくということでしたが、町としても宅地供給が完了し、住宅再建ができるまで要望をして、町民にはこの件については迷惑をかけないとの決意をこの本会議で明言していただけないものかお尋ねいたします。

○議長（紺野榮重君） 住宅水道課長。

○住宅水道課長（戸浪義勝君） お答えします。

被災者生活再建支援金につきましては、浪江町議会の6月22日の復興庁での吉野復興大臣への要望の際に、大臣から「申請期間については県が決めるので、県に要望するように」との助言をいただいているように申請の期間につきましては、都道府県が決めることとなっております。

しかしながら、8月18日の全員協議会で本制度の仕組みについてご説明をいたしましたとおり、法令上申請期間は都道府県が決めることとなっておりますが、制度上、支給される支援金につきましては、国の補助金が入っておりますので、結果として国の許可が必要であります。

したがって、町内の被害家屋解体の進捗状況もあり、家屋解体に支援金申請が間に合わなくなるケースも予想されますので、これらを合わせて町全体の課題として、基礎支援金と加算支援金の両方の申請期間の延長について、今後も要望してまいります。

○議長（紺野榮重君） 2番、高野武君。

○2番（高野 武君） 前向きな答弁ありがとうございます。

今の問題は震災から7年の今日でも申し込みをした宅地の供給が進まない中で被災者生活再建支援法の補助金が打ち切りになるのではないかと。この思いから質問をいたしました。この件は相手のあることでもありますので要望をあげても確約が難しいと思いますが、町を信用し、ともに歩み、協力をしてくれた町民に対しても、町としても何らかの説明と対応をとることは行政の努めであると考えます。また、しつこいぐらいの要望、陳情は当然の責務と考えますので、町当局、そして議員の皆様方にもさらなるご協力をお願いいたしまして、次の質問に移りたいと思います。

それでは、大きい4番目に移りたいと思います。

先に、7月31日付けで配付されました、津波被災住宅再建に係る、家財購入補助制度のお知らせの件であります。この件についてまず、趣旨、目的として、東日本大震災による家屋等に甚大な被害を受けた被災者の住宅再建支援を目的とするとあります。このような町独自の制度を設けていただくことは津波被災地の出身として、まず始めに町当局、議会の皆様方に感謝と御礼を申し上げます。しかしながら、対象者として津波の被害で住宅に半壊以上の被害を受けた世帯で、震災後に県内外、新築、中古を問わず、住宅を取得したものとあります。しかし、どこから出て広まったのか不明ではありますが、私のところにもかなりの苦情がきております。と申しますのは、なぜ同じ津波被災者でありながら住宅を再建、取得した者に限られるのかという点であります。津波被災者の中には住宅を再建したくても、子供や孫のこともあり、迷っている人や、町の住宅供用の開始を待っている人もおります。これでは住宅を再建できる体力のある人ばかりで、体力のない高齢者や単身者世帯は補助金を請求できず、さらなる格差を広げる制度ではないかと考えます。さらには住宅再建のための補助金となっていることから、浪江町営住宅に移る人は住宅を再建したわけではないので、家財購入といえども対象にはならないのではないかと思われますので、以上のことからお尋ねいたします。

まず始めに、町独自の補助金ということですが、大平山の宅地分譲の件でも申しましたとおり、分譲地が確定してから大工さんの仕事の関係上、今、大変混み合っている時期でもあります。その関係で2年先、3年先になるのか、住宅を再建できるか分かりませんというような回答もかなりあります。また2、3年先にこの件で住宅を再建した場合、この100万円の補助金は出せるのか、また、

この制度は本年単年度の予算なのかお尋ねをいたします。

○議長（紺野榮重君） まちづくり整備課長。

○まちづくり整備課長（三瓶徳久君） お答えします。

本制度については平成33年3月31日までに住宅を建設・購入した方を対象として実施していく考えであります。その他住宅再建制度の延長状況等に合わせて、柔軟に対応していきたいと考えております。

○議長（紺野榮重君） 2番、高野武君。

○2番（高野 武君） 前向きな答弁ありがとうございます。

私もぜひ柔軟な運用を考えていただきたいと思っておりますので、よろしく願いをいたしたいと思っております。

それでは、2番目に移りたいと思っております。

町営住宅及び公営住宅の入居者は補助制度の対象にならないのかお尋ねをいたします。

○議長（紺野榮重君） まちづくり整備課長。

○まちづくり整備課長（三瓶徳久君） お答えします。

当該補助金につきましては、津波被災を受けた町民の皆様が津波により被災した住宅を町内外で再建した場合の支援策として、町独自で創設したものであります。したがって、町営・公営住宅入居者は対象となりません。

○議長（紺野榮重君） 2番、高野武君。

○2番（高野 武君） 今の答弁に関して、私としてはかなり疑問を感じます。というのは仮設住宅において狭いながらも楽しいとは申しませんが必要な家財はどなた様もある程度揃っているのではないかと。その中で災害公営住宅、町営住宅に移った方々はある程度の必要不可欠なスペースと家材がさらに必要になるのではないかと考えます。その中で今年3月の定例議会上、鈴木幸治君の一般質問に対する答弁として、帰還される町民パイオニアの皆様方を最大限支援してまいりたいとの町長の答弁もあります。その中でどうして町営住宅、災害公営住宅の方々は補助金の支給をしていただけないのか、改めて伺います。

○議長（紺野榮重君） 副町長。

○副町長（本間茂行君） 質問にお答えいたします。

この補助金につきましては、先ほども申し上げましたとおり、新たに住宅を再建した方について多額の資金を要することから町も一助するということから創設した補助金でありますので、既に町で建てた公営住宅に入る方については対象といたしません。

○議長（紺野榮重君） 2番、高野武君。

○2番（高野 武君） 今の答弁ははっきり言って納得したわけではございません。しかしながら次の質問とかなり重複する場合がございますので3点目に移らせていただきます。

3点目として、町独自の補助金制度ならば、さっきも申しあげましたとおり、どうして町内に戻る人を優先し、また津波被災者の中でも高齢者とか一人の世帯とかいろんな関係上があり、住宅を再建できうるだけの体力のない人もかなりおります。やはり、町独自の補助制度ということであるならば、これ以上の格差と住民感情を悪化させないためにも、ぜひとも一律の支給ということですが、再度町長の考えを伺いたいと思います。

○議長（紺野榮重君） まちづくり整備課長。

○まちづくり整備課長（三瓶徳久君） ご質問にお答えいたします。

津波被災の方々には、自然災害による被災ということで、賠償の差や津波被災の性格上、新たな住宅を建てる場合は、土地取得も必要となるなど、様々な面で生活再建が厳しい状況となっております。このような中、多額の費用を要する住宅再建に係る資金への支援については、以前から強い要望があったことから町独自の補助制度として、本年度当初予算を経て創設させていただいたものです。

したがって、津波被災者に一律支給という目的ではなく、あくまで新たに住宅を建設・購入した方を対象として補助するものでありますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（紺野榮重君） 2番、高野武君。

○2番（高野 武君） どうあっても私は今の答弁では納得できない物があります。というのも何回も同じく申し上げますとおり、やはり、同じ町民であれば、当然、同じ津波被災者であっても同じ行政サービス、また同じ補償を受ける権利があると思われまますので、ぜひともその辺をご考慮いただきまして、再度答弁を求めるものであります。

○議長（紺野榮重君） 本間副町長。

○副町長（本間茂行君） まず補助金で個人に交付するものについては、財産形成に繋がるということで行政にとっては、非常にハードルが高いものでございます。そういう中にありましても、浪江町にとって大変厳しい財政状況を鑑みながら、津波被災者については通常の福島県以外の被災者では賠償の措置もない中ですが、浪江町にとっては他の地域と比べても賠償の面でもいろんな不利がある。しかも津波被災の方はほとんどの場合、土地から探さなければいけない、そういう方に対して財産形成に繋がりますが、多額の資金を要するものの一助にしようということで、町独自で創設したものでござい

ますので、これに関して、町として津波被災者一律に支給するという考えは今のところございません。

○議長（紺野榮重君） 2番、高野武君。

○2番（高野 武君） 何度同じ質問しても堂々めぐりになりますので、この件は一旦置きますけれども、しかし、私が思うには町独自の補助制度とは言いながらも今世帯分離はかなり進んでおります。その中で、1世帯当たりで100万円の補助金の補助であります。しかしながら1世帯を仮に2世帯、3世帯に分離した場合に、やはり3世帯分が支給になるのか、また1世帯の支給にとどめるのか、その辺を問題点として浮かび上がらせて、この辺に関しての見解を伺いたいと思います。

あと、今の問題に関して1世帯当たりで3世帯分の補助制度があるような場合を想定しての審査はよくしているのか、その辺も併せてお尋ねをいたします。

○議長（紺野榮重君） まちづくり整備課長。

○まちづくり整備課長（三瓶徳久君） 震災前1世帯で震災後に世帯分離されたという場合でありますけれども、建てる戸数といいますか、その世帯ごとに申請は受付しております。

○議長（紺野榮重君） 2番、高野武君。

○2番（高野 武君） ただいまの答弁では世帯ごとの支給ということでありましたけれども、私が質問をしたのは、1世帯が仮に2世帯、3世帯に分離した場合、その2世帯にも3世帯分にも一律の100万円の支給はあるのですかと。その辺に関しての審査はどうなんですかということでお尋ねをいたしました。

○議長（紺野榮重君） まちづくり整備課長。

○まちづくり整備課長（三瓶徳久君） 住宅を新設、または買い取りした場合、その戸数、1戸につきということになりますけれども、1件として扱っております。

○議長（紺野榮重君） 本間副町長。

○副町長（本間茂行君） 例えば1世帯の方が集団で暮らしていて、いわきと相馬に造ったという場合は、それぞれの戸数について支給するということでもあります。

○議長（紺野榮重君） 2番、高野武君。

○2番（高野 武君） 今の副町長の答弁ですけれども、町としても限られた予算であるというのであれば、1世帯当たりに対して2件分、3世帯分の支給をすることは本来の目的からかなり外れているように私は思えてなりません。それで別な世帯、要するにさっきもお話ししたように、町営住宅とか公営住宅の入居の方々を対象

にはならない。一方では、1世帯当たりには2世帯分、3世帯分の支給をするということは誰が考えても納得できませんけれども、その辺はどうなんですか、お尋ねします。

○議長（紺野榮重君） 本間副町長。

○副町長（本間茂行君） 津波被災地の方々が避難する場合に、当然、その1箇所にいけるといわけではないと思います。お仕事もありますし、それぞれの家庭の事情がある。そういう中で多額の資金を使って住宅を建てた方にはそれぞれご負担があるわけですから支給をしたいというのが町の考えであります。

○議長（紺野榮重君） 2番、高野武君。

○2番（高野 武君） 今お話ししたように、たぶん同じ内容等になるんだと思いますけれども、やはり1世帯当たりには、さっきもお話ししたように取り敢えず体力のある人は家を2軒も3軒も建てると。その中で全部の家財道具その他諸々で100万単位の支給をしますと。しかしながら老人世帯、子供や孫に世話になるからといって公営住宅に入居している方々、町営住宅に入居している方々が対象にならない。この辺の疑問に関しては私一人ではないと思うんです。誰が考えても1世帯当たり200万円も300万円も片方はゼロ。これ以上の格差を広げるようなことは私は行政としては一番やってはいけないことであろうかと思っておりますので再度見解を伺います。

○議長（紺野榮重君） 本間副町長。

○副町長（本間茂行君） この補助金につきましては、従前より津波被災地の方は非常に住宅再建について、不利な面があるということで町に以前から要望いただいていたものでありまして、それを踏まえ、町の財政状況も考慮し、独自に創設したものでございますので、住宅再建をした方に支給をするという方向でいきたいと思っております。

○議長（紺野榮重君） 2番、高野武君。

○2番（高野 武君） 今の答弁でありますと、私が先ほど議会の3月定例議会の議事録を拝見いたしましたところ、家財補助金という答弁、趣旨、目的、その他は載ってなかったんです。それがいつの頃からか私自身議会初めて来たものですから分かりませんが。それがいつの間にかそういう状態になっている。であるならば、なぜそういう一般の津波被災者が一律100万円の支給をしていただけるという噂が広がったんでしょうか。この辺もかなり疑問です。やはり行政の公平性を考えた時にどうしても私はぜひとも町長のご英断と判断とその辺をご考慮いただきまして、一律支給の方向でもっていただきたいと思います。この件は町長にぜひ決断と判断をお願いいたしまして、町長の答弁を求めたいと思っております。

○議長（紺野榮重君） 町長。

○町長（馬場 有君） 色々説明がございました。また、高野議員からもそういうご提案がありました。検討はさせていただきますけれども、やはり要綱上の問題としていろいろ行政としても検討いたしました結果だと考えてますので、ぜひその辺をご理解をいただきながら要綱についても考えていきたいと思っておりますのでよろしくご理解をいただきたいと思っております。

○議長（紺野榮重君） 2番、高野武君。

○2番（高野 武君） 町長からご検討をいただくという回答をいただきましたので、次に移りたいと思っております。

次に、水素製造施設の計画であります。

町として、これだけの企業を誘致するという事は、職員の方々の日々、大変なご苦勞の賜物だとご尽力に対し、改めて御礼を申し上げます。しかし、水素というものは燃えやすく、原子力発電所が水素爆発したように爆発の危険性が大であります。昨今の異常気象や地震等の自然災害、または人的災害等で万が一、水素が漏れるようなことが起きた場合、最悪、爆発でもすればどんな被害が想定されるのか、シミュレーション等はしているのか。原発事故と同じで、人間のつくった物に絶対安全ということはないと思っておりますので、まず始めに、町ではどのような防災計画を作成しているのかお尋ねいたします。

○議長（紺野榮重君） 総務課長。

○総務課長（山本邦一君） それでは、水素製造施設の防災計画についてのご質問にお答えいたします。

水素に適用される法律等は、主に高圧ガス保安法が適用されます。福島県においては、福島県地域防災計画（事故対策編）第6章危険物等災害対策計画にその取扱いを定めているところでございます。町の地域防災計画では、高圧ガス保安法が適用されるような施設がなかったことから、現計画においてはその取扱いは定めておりません。現在、施設の整備に向けた設計を進めているところと伺っておりますので、今後示される施設計画を踏まえて、適切に防災計画の見直しを行ってまいります。

○議長（紺野榮重君） 2番、高野武君。

○2番（高野 武君） 周りに住宅もかなり点在しています。何よりも水素爆発というのはかなりの広範囲に被害を及ぼすということは明らかであります。ましてや世界一の規模の施設ということであれば、なおさらのことで、安全面に対しての問題が懸念されるということから事業者とよく話をもち、避難訓練や地域住民への広報活動はし

っかりとやっていただきたいと思います。

次に、2点目に移ります。

次に、町の負担は上水道、道路整備等の負担があると聞いておりますが、その中で水素を製造するには水を必要とするはずですが、飲み水も含めて放射能の検査もするとは思いますが、どここの水源から引いてくるのかお尋ねいたします。

○議長（紺野榮重君） 住宅水道課長。

○住宅水道課長（戸浪義勝君） お答えいたします。

町内の上水道の水源は、大堀、小野田、谷津田、苅野の4箇所の取水場があります。水素製造施設の計画地の北棚塩地区へは、小野田取水場より汲み上げた水を供給しておりますので、水素製造施設はこの水を利用するようになります。

○議長（紺野榮重君） 2番、高野武君。

○2番（高野 武君） 小野田地区から引いてくるということで了解しました。

3点目に移りたいと思いますが、2本の計画道路の内、通称浜街道、請戸方面の南からくる道路ですが、その辺の延長についての遺跡、史跡の心配はないのか。町のホームページにも載っているように、近くには古墳や浦尻には貝塚もございます。その辺を考慮して計画をつくっているものと思いますが、もし、なにか出土した場合、調査に時間がかかれば、国としても東京オリンピックには、必ず間に合わせたいとの考えをもっているようなので、別のルート等も考えているのか、併せて町単独としての財源が厳しい折、国からの補助制度は見込めないのか併せてお尋ねいたします。

○議長（紺野榮重君） まちづくり整備課長。

○まちづくり整備課長（三瓶徳久君） お答えいたします。

棚塩産業団地の計画地には、複数の文化財包蔵地があり、本発掘調査が必要かどうかを確認するための試掘調査を実施する必要があります。水素製造施設が計画されている事業予定地は、町教育委員会により試掘調査が終了しており、本発掘調査が必要となる遺跡は見つかっておりません。

また、計画道路の一般県道広野・小高線いわゆる浜街道に関しては、同様に福島県相双建設事務所の試掘調査が終了しており、産業団地内にかかる県道広野・小高線について本発掘調査が必要な遺跡は見つかっておりません。

工程調整を行いながら現在の計画ルートで進めるとのことです。埋蔵文化財調査の財源につきましては、町事業は福島再生加速化交付金を活用しております。また、浜街道の付け替え事業予定地につ

いては、県事業となりますので町の負担はございません。

○議長（紺野榮重君） 2番、高野武君。

○2番（高野 武君） 遺跡の件は、やはりこれは検査はしておるということでありまして、道路工事等でブルドーザーとか重機等が入った場合に出る可能性としては、往々にあると思いますので、やはり早めに工事の着工をすれば、当然、オリンピックまでに間に合わせたいという国の要望等も伺いまして、これはぜひとも早期に計画を進めるべき、そしてある程度の時間は確保する。こういうことが大前提に必要なかと思えます。補助金については、今の答弁で分かりましたので、これで5番目の質問を終わりたいと思えます。

最後になります。今、日本中で話題の3年後の東京オリンピックに向けて、世界中に震災からの復興を大いに発信していると思えますが、同じ復興と申しまして、浪江町が他の県の市町村と違うのはすぐ隣に原発があり、放射能漏れで避難を余儀なくされた町の一つということですので、この件に関しての復興が特に世界中の多くの人たちの関心のあるところではないかと考えます。そこで世界中から多くの人々が訪れるこの機会を生活、食の安全性を発信する好機と捉えて、現在計画を進めている震災復興記念公園遺構として保存すべきと考える請戸小学校、また供用を開始している請戸漁港、さらには、これから整備を進める泉田川のサケ築場、水素施設、ロボットテストフィールド等を回り、各施設での安全に対する検査体制の説明、見学、さらには町内、駅前、役場等を巡回して、最後に道の駅で食事の提供や地場産品を販売するような動線を整備していただき、実際に来てみていただくことにより、浪江町の農、水、畜産物は安全であると知ってもらう絶好の機会ではないかと考えます。

さらには、町としても、中心市街地再生計画もありますが、これらのコースもセットにすれば、町全体のイメージアップにも繋がるのではないかと思います。以上のことから、財源の面も含めて関係省庁に要望して国ばかりではなく、町でも頑張っているんだということの大いに発信していただきますようお願い申し上げますとともに、復興にかける決意と意気込みを町長から改めて伺いたいと思えますのでよろしくお願いします。

○議長（紺野榮重君） 町長。

○町長（馬場 有君） ご質問にお答えします。

現在、当町では、一日も早い震災からの復興を図るべく、浪江町復興計画【第二次】に掲げる各種施策に、全力で現在取り組んでいるところでございます。

2020年には、浪江町復興計画【第二次】に掲げる、「本格復興期」の仕上げの年にあたります。

実際、町内には、「交流・情報発信拠点施設」「イノベーション・コースト構想によるロボットテストフィールド」「世界最大規模の水素製造実証施設」等、特色ある施設も完成をいたします。特に、当町で製造した水素については、東京オリンピックでの移動手段に燃料として活用されると伺っております。

まさに、議員お質しのとおり、東京オリンピックを好機と捉えて、多くの誘客を図り、当町の農林水産物の安全性のアピール、さらには、震災からの復興、当町の新たな魅力発信を強めてまいりたいと考えておりますのでよろしくご理解をいただきたいと存じます。

○議長（紺野榮重君） 2番、高野武君。

○2番（高野 武君） ありがとうございます。町長の決意と熱意を一人でも多くの町民に知っていただき、さらには、浪江町の復興が目に見える形で進むよう、また町政に期待を持てるような事業の執行をお願いいたしまして、私の質問を終わりたいと思います。かなり不満な答弁もありましたけれども、丁寧な答弁ありがとうございました。

○議長（紺野榮重君） 以上で、2番、高野武君の一般質問を終わります。

○議長（紺野榮重君） ここで10時40分まで休憩いたします。
(午前10時24分)

○議長（紺野榮重君） 再開します。
(午前10時40分)

◇佐々木 勇 治 君

○議長（紺野榮重君） 6番、佐々木勇治君の質問を許可します。
6番、佐々木勇治君。

[6番 佐々木勇治君登壇]

○6番（佐々木勇治君） 6番、佐々木勇治でございます。

議長の許可を得ましたので、通告に従いまして一般質問を行います。

質問方式は一括質問方式でお願いいたします。

私は先般4月の町議会議員選挙において、多くの町民のご支援やご協力のもと、当選させていただきました。この若さを議会という場で生かし、そして私を応援してくれた方の中にも若い意見を議会

にどの思いの方もおりますので懸命に頑張りたいと思っています。本庁舎議場での一般質問は初めてで非常に緊張していますので、ご理解いただき分かりやすい答弁をお願いいたします。

今回の質問ですが、1、東京電力賠償について。2、生活支援について。3、放射線について。4、墓地についての4項目を質問させていただきます。

最初の質問に入りますが、町は平成29年3月31日に一部の地域を除いて避難指示解除をしました。解除から1年間となる平成30年3月31日までの相当期間内に帰還された方に対し、東京電力は12カ月上限に震災時との給与差額をお支払いするとなっています。

居住の確認方法について基本的には住民票とアパートの契約書、または公共料金の明細書です。なぜ就労損害賠償給与差額の上限が12カ月で終了なのかが疑問で仕方がありません。震災時60歳で避難させられた方は、間違いなく今現在で6歳6カ月は年齢が増えています。雇用対策法が改正され、平成19年10月から事業主は労働者の募集及び採用について、年齢にかかわらず均等な機会を与えなければならないこととされ、年齢制限の禁止が義務化されました。しかし雇用する側に65歳以上の履歴書や労働者名簿を提出しても中々雇用してくれないのが現実です。それでも雇用していただけたと仮定します。帰還後、上限12カ月間は給料差額賠償の対象となりますので少しは安心もしますが、その後は間違いなく苦勞し帰還したことすらを後悔する方もいると思います。様々な理由で帰還をするわけですが、生活する上でお金は必要なので、復興・創生期間終了までの就労損害賠償は最低でも必要ではないですか。

また、幾世橋住宅団地第2期工事分63戸は平成30年3月完成予定で入居は4月なので就労損害賠償の期間には間に合わないがどのような対応をしていくのかお伺いします。

次の質問ですが、帰還しても故郷の機能が回復してなく、生活も元に戻ったと言えないのが現況であります。避難指示解除後相当期間、あと半年で機能が回復するのは考えにくいし、何より解除後1年間での精神的損害賠償打ち切りでは多くの町民が納得していません。避難指示解除はしましたが、帰町宣言はしていませんし、町を見れば一目瞭然でまだまだできる状態でもありません。精神的損害賠償は解除後1年間ではなく、子育て世代でも安心して帰町宣言ができるくらいまでは継続するべきではないですか。お伺いします。

次の質問ですが、私たちは、事故の精神的損害賠償として一人月10万円の慰謝料が東京電力から支払われています。また、精神的損害賠償以外にも福島県近郊からの一時立入費用が月に5000円。平成

23年3月11日時点のお住まいが同じご世帯の方で、お互いに別の避難先に避難を継続されている方の同一世帯内の移動費用が月に1万円。人の検査にかかる交通費が年に5000円の支払いもあります。一部の地域を除いて避難指示解除したので、解除した地域の一時立入費用が終了するのは納得できますが、同一世帯内の移動費用や検査費用に掛かる交通費は永遠に続くと考えられます。人の繋がりや、健康面に対しての賠償終了は理不尽なので永遠に継続するべきではないですか。お伺いします。

次の質問ですが、復興計画に基づき、荻野、大堀、津島3地区の帰還困難区域内に避難指示を解除し、帰還者等の居住を可能とすることを目指す区域、特定復興再生拠点を整備する予定ですが、まだ除染も開始していないので時間がかかると思います。帰還困難区域の方で移住を余儀なくされたことによる精神的損害賠償つまり、一括で支払われたふるさと喪失の700万円はいつまでの賠償ですか。また、復興拠点中心部に住居が入る方はよいですが、復興拠点から住居が遠い方の賠償についてはどうなるのかお伺いします。

次の質問ですが、平成30年3月末で家賃賠償が終了との話を耳にしていました。すると先月の8月5日の読売新聞や8月29日の福島民友及び福島民報に国の避難指示を受けて避難した住民を対象とする住宅無償提供の期限について、平成31年3月末までとする方針を固めましたとの記事を目にしました。本当に苦勞しながら日々の生活をしている方もいますので、そんな方にとって家賃が発生するという事は死活問題にもなりますのでとても助かると思います。東京電力への家賃賠償期間はいつまでなのかお伺いします。

次の質問ですが、借家にお住まいであった方を対象とした賠償があります。賠償の対象となる方は、平成23年3月11日時点に帰還困難区域、居住制限区域、避難指示解除準備区域の借家に住んでいた方が対象となります。対象となる費用は、居住・帰還される先での新たな居住を確保するための費用として借家に入居するための礼金等の一時金相当額や家賃差額相当額、8年分を定額で賠償されます。新たな生活の本拠が対象区域内に該当される方で一人世帯10万円、対象区域外に該当される方で一人世帯162万円が賠償となります。東京電力に確認したところ、対象区域内外の境界線は東京電力福島第一発電所から半径20kmとのことでした。対象区域内に該当される方で一人世帯10万円でも大きい金額なのに、対象区域外での162万円はかなりの高額な金額です。しかしながら、借家の賠償があること知らない方が多いので、こんな町民にとってプラスになる話は周知徹底すべきではないですか。お伺いします。

次に生活支援について伺います。

居住制限区域、避難指示解除準備区域が避難指示解除をしました。土地・家屋の固定資産税はどうなるのと町民が心配しております。平成29年3月までは町全体が避難指示区域となっていたため非課税となっていました但现在は解除となっているため、平成30年度から3年間だけは2分の1減免されることとなっています。簡単に言えば来年度から半分支払わなければいけないということです。東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴う避難指示が一部の地域を除いて4月に解除された富岡町は、町内の土地、建物に対する平成30年度の固定資産税を全額免除する方針を固めました。同じ状況に近い富岡町で全額免除ならなぜ浪江町は半分しか免除にならないんだとの声がとても多いです。当町も帰還率、商業・事業の再開、農地の耕作状況、家屋解体の進捗状況などを考慮すれば全額免除にするべきではないですか。お伺いします。

次の質問ですが、医療費一部負担金の免除で町民がかなり助かっているとの話をいつも耳にします。国民健康保険及び後期高齢者医療保険の医療費一部負担金の免除期間が、平成29年9月30日までと記載されています。なので、9月末でもう終わりなのか。避難指示解除なんてしたからもう延びないのかとよく聞かれます。国民健康保険一部負担金等免除証明書には、免除有効期限が平成29年9月30日と記載されていますが、健康保険免除有効期限には平成30年2月28日と記載されています。比較すると5カ月も違いますので正規の免除期間はいつまでなのか。お伺いします。

次の質問ですが、1年に一度敬老の日があります。敬老の日に町ではお祝い金を出しています。80歳から84歳が7000円。85歳から89歳が8000円。90歳からが1万円。100歳には10万円です。多年にわたり社会に尽くしてきた方に対して高いのか安いのかは個々の判断になるとは思いますが、私は良いことだと思います。しかし、そんなお金が出ているのを子育て世代はほぼ知りません。未来の宝、社会の宝となる子供たちにも、こどもの日にお祝い金があってもいいのではないですかとの声もありますのでお祝い金を支給してはどうですか。お伺いします。

次の質問ですが、出産祝い金を8町村で比較しますと、贈呈条件・制限等は違いますが、第一子で祝い金が贈呈される町村が5箇所。贈呈されない町村が3箇所です。第二子になると贈呈される町村が6箇所。贈呈されない町が2箇所です。第三子になると全ての町村でお祝い金贈呈されます。金額にすると間違いなく浪江町が最下位です。ホームページでは、第三子以降のお子さんを出産された方に

対し、出産祝い金が支給されます。出産祝い金は浪江町独自の事業であり、新町民の誕生を祝福するとともに次代を担う児童の健全な育成を図るために平成18年4月から支給されています。と掲載されております。こんな時だからこそ新町民の誕生・祝福をもっとするべきだと思います。特殊出生率、つまり人口統計上の指標で一人の女性が一生に産む子供の平均数を福島県だけでみると1985年で1.98人。2016年で1.59人です。二人出産でも平均まで遠く大変なのに、三人目からのお祝いでは支給されないに等しいとも思いますので、一部の地域を除いて避難指示を解除した本年に見直しをかけ、第一子から支給すべきではないですか。お伺いします。

次の質問ですが、先代から代々伝わる住所を絶対に変えたくないという町民がいます。心情を考えれば、原子力発電所事故などなければ永遠に自分の土地に居住できるものだから理解もできます。持ち家もあり、不便はあっても生活には支障が無い方ならなおさらそんな気持ちにもなると思います。しかし、家が半壊以上になり住めない状態の方も少なくありません。そんな住所を変更したくない方が災害公営住宅や再生賃貸住宅に入居する際に住所を変更しなくても入居は可能なのか。お伺いします。

次に放射線について伺います。

町の広報に食品の放射能簡易分析結果を掲載しています。食品については、浪江町役場二本松事務所と浪江町役場本庁舎受付分2箇所で行っており、その結果の中でも山菜・きのこ類は、毎回検出されております。続いて、猪肉や栗等です。食品中の放射性物質の基準値は、食品の国際規定を策定しているコーデックス委員会FAO（国連食料農業機関）とWHO（世界保健機構）の合同委員会が指標としている、年間線量1mSvを踏まえるとともに、食品安全委員会による食品健康影響評価を受け、厚生労働省薬事・食品衛生審議会等での議論を踏まえて設定しています。内訳は飲料水kg10Bq、牛乳kg50Bq、乳児用食品kg50Bq、一般食品kg100Bqです。広報では検出された検体数何件と分かりやすく掲載していますが、残念ながら100Bq以上の放射濃度マックス値が掲載されていません。やはり町民は一番高い放射能濃度の結果を把握したいのでマックス値を掲載してはいかがですか。お伺いします。

次の質問ですが、除染工事等その1からその3までの区域をガンマカメラを使用し一軒あたり3箇所以上となる撮影が平成29年3月31日までに終了しました。内訳として酒田150件、立野下180件、高瀬250件、幾世橋190件、北幾世橋北240件、北幾世橋南90件、北棚塩80件、藤橋90件、西台150件の合計1420件です。除染工事等その

4について住宅除染後の放射線を可視化した除染低減効果の確認の進捗状況についてお伺いします。

次の質問ですが、避難指示解除をした場所の放射線量が高すぎるとの声がまだまだ聞こえてきます。環境省が行った本格除染は、一度の除染で放射線量が低減しても、しなくても関係なく終了してしまいました。再除染は、宅地平均が毎時1 μ Svを超えるところや、周りと比較して明らかに高いところとなっています。しかしなぜ、宅地平均なのでしょう。1箇所でも毎時1 μ Svを超えるなら再除染をさせるべきではないですか。不必要な放射性物質を撒き散らかされてなぜ被害者が我慢しなければならないのか理解できません。放射線生物影響の一般論を言えば、生物体特に幼若なほど放射線に対する感受性が高いといえます。これは生物体が幼若で成長が急なほど分裂している細胞が多く、そのような細胞は分裂を休止している細胞に比べて放射線に対する感受性が高いことによります。このことは放射線の人体への健康影響にも当てはまると考えられているので子育て世代は、放射線量が震災前と同等にならない限り帰還の道は遠いと感じます。

しかし、親が仕事等で帰還するとなると、子供は帰るか帰らないかの選択肢もなく、親についていくしかない状態です。非常に残念ですが、これが現実です。町に戻る方、一時帰宅をする方の放射線不安解消は必須だと思います。子供は土遊びをする場合も十分に考えられるので、1mや50cmで測定するのではなく表面、つまり0cmで測定し、少しでも不安解消するべきではないですか。お伺いします。

次の質問ですが、東京電力福島第一発電所敷地内から基準値を超える車両が、外部に持ち出され、一部が中古車市場などに流通していました。東電によると事故から11日後の22日までは放射線検査をせずに外部に持ち出すことができ、23日からは検査と除染を始め、線量が一定レベル以上の場合には外部に持ち出せなくしたそうです。大熊町の知人ですが、家族で千葉県に避難し、2年後の平成25年に一時帰宅をし、車両サーベイを受けたら、放射線量が高いのでこのまま車両を置いていってくださいと車両サーベイしている作業員に言われました。この2年間何も分からず子供を車に乗せていて最悪だと話をしたのを思い出しました。こんな話は氷山の一角に過ぎないと思います。発電所敷地外でも基準値を超える車両があるということが現実なのです。発電所敷地内から外部に持ち出された車両の放射線量は敷地外よりも高線量は間違いありません。そんな車両を購入した町民が知らないまま被ばくする可能性があります。町とし

での対応をお伺いします。

次に墓地について伺います。

一部の地域を除いて避難指示解除をし、少しずつですが、町民が帰還してきています。そんな町民の中に大平山にある墓地をぜひ購入したいとの話があります。大平山にある墓地400区画の内、382区画が売却されており、無縁仏が4区画、霊園が完成後以来、売却されていない墓地が14区画あります。1年前にも同様の質問をし、その答弁が、集団移転促進事業の進捗に合わせ検討していきたい。とのことでしたが、何も変化がありません。津波防集移転する方が最優先で墓地を購入するのは十分に納得できますが、42戸建設する内、購入希望者が10区画保留されているなら、残りの4区画は抽選してもいいと思います。墓地移転を保留されているのは何名の方がいるか分かりませんが、一部の地域を除いて避難解除したので、買いたい町民に抽選で買えるようにする時期ではないですか。お伺いします。

以上ですが、再質問は必要に応じて行いますので、よろしくお願ひします。

○議長（紺野榮重君） 町長。

○町長（馬場 有君） 福島第一原子力発電所敷地内からの持ち出しした車両の流通についてのご質問にお答えをいたします。

原発事故時に敷地内にあった東京電力社員の自家用車などが、汚染検査もされないまま外部に持ち出され、現在も2台の行方が分かっていないことについて、汚染の拡大や、使用者の被ばくの可能性もあることから大変遺憾に思っております。町としては、東京電力に対し適切な対応を強く求めていくとともに、町民の皆様にはスクリーニング場における放射線量測定の実施などを周知してまいります。

以下の質問につきましては、担当課長が答弁いたしますのでよろしくお願ひいたします。

○議長（紺野榮重君） 総合窓口課長。

○総合窓口課長（居村 勲君） 大きな1番の東京電力賠償についての（1）から（6）までのご質問にお答えをいたします。

まず（1）就労不能損害賠償は、最低でも復興・創生期間終了まで必要ではないか。また、平成30年3月まで間に合わないがどのような対応をしていくのかについてお答えをいたします。

議員お示しのとおり東電では、帰還後の就労不能損害に対する賠償は、基本的に解除後1年、平成30年3月までの帰還者を対象とし、その上限額を12カ月分としています。

幾世橋住宅団地第2期の入居開始可能時期は、平成30年4月となりますので、町といたしましてはこれらの事情を勘案し、柔軟に判断するよう、国・東電に求めていく考えでございます。

次に（2）精神的損害賠償は、解除後1年間ではなく、子育て世代でも安心して帰町宣言ができる位まで継続すべきではについてお答えをいたします。

精神的損害の賠償につきましては、中間指針第四次追補では、「避難指示等の解除等から相当期間経過後まで」とし、この相当期間については、「1年間を当面の目安とする」としています。

しかしながら、一方では、「個別の事情も踏まえ柔軟に判断するものとする」としていますので、改めて「避難指示解除の実際の状況を勘案し、柔軟に判断すること」を、国・東電に求めてまいります。

次に（3）交通費賠償は、永遠に継続すべきではについてお答えをいたします。

中間指針では、検査費用や避難費用は、必要かつ合理的な範囲での賠償となり、その期間は避難指示等の解除等から相当期間経過後までとなります。

さきほどの精神的損害賠償と同様、1年を当面の目安とする避難指示解除後の相当期間について、「避難指示解除の実際の状況を勘案し、柔軟に判断すること」を、国・東電に求めてまいります。

次に（4）ふるさと喪失の700万円はいつまでの賠償なのか。また、復興再生拠点整備から住居が遠く中心部から外れた方々の賠償はどうなるのかについてご質問にお答えをいたします。

帰還困難区域の精神的損害については、中間指針第四次追補において「見通しのつかない避難指示解除の時期に依存しない賠償が必要」との考えにより「ふるさと喪失慰謝料」が一括賠償されており、「いつまで」と期間の定めはありません。また現時点において精神的損害賠償につきましては、復興再生拠点の有無にかかわらず、避難指示等の解除等から1年間経過後までを当面の目安とされておりますのでご理解をいただきたいと存じます。

次に（5）家賃賠償はいつまでなのかについてお答えをいたします。

家賃を含む避難費用の賠償については、中間指針第四次追補では、精神的損害の賠償と同様、「避難指示等の解除等から相当期間経過後まで」とし、この相当期間については、「1年間を当面の目安とする」としていますので、基本的には、平成30年3月末までの賠償となります。

次に(6)借家にお住まいであった方を対象とした賠償について、知らない方が多いので、町民に周知徹底してはどうかについてお答えをいたします。

住居確保損害の賠償に関しては、町ホームページに掲載するほか、「広報なみえ」への折り込みチラシ等により周知を図っております。今後も、広報等により、分かりやすく丁寧な説明に努めてまいります。

○議長(紺野榮重君) 住民課長。

○住民課長(武隈吉美君) 固定資産税の免除についてお答えいたします。

固定資産税の減免につきましては、地方税法附則第55条におきまして、帰還困難区域につきましては全額免除、同じく避難指示が解除された区域については3年間まで、2分の1減免する趣旨の規定がございますので、これを適用してまいります。

○議長(紺野榮重君) 健康保険課長。

○健康保険課長(鈴木政己君) (2)国民健康保険の一部負担金等免除証明の免除期間についてのご質問にお答えいたします。

国民健康保険の一部負担金免除等免除証明書の有効期限は、現在、平成29年3月1日から9月30日までとなっておりますが、9月中に、「平成29年10月1日から平成30年2月28までを有効期限とした免除証明書」を被保険者の皆さまの手元に届きますように郵送の準備を進めているところであります。

また免除期間の延長のお知らせについては、広報9月号に掲載させていただいたところであります。

議員お質しの正規の免除期間はいつまでなのかということですが、被用者保険の保険者いわゆる「社会保険」につきましては、それぞれの保険者が免除の判断を行っておりまして、免除期間はそれぞれ異なるということになります。このことから免除期間は一律とはなっていないところであります。

○議長(紺野榮重君) 教育次長。

○教育次長(大原教知君) 生活支援についての(3)、(4)についてのご質問にお答えします。

町では、震災以前から子育て世帯への経済的負担軽減を目的として、第三子以降出産祝い金の支給、15歳までの医療費無料化、児童手当の支給、並びに奨学資金貸付を実施しておりました。

震災後においても、18歳までの医療費無料化引上げ、保育料の助成、幼稚園就園奨励費補助、小・中学生への就学援助など新たな事業についても、子育て世帯への支援の充実を図って現在に至ってお

ります。

議員お質しの子ども祝い金と出産祝い金の第一子からの支給については、現在の町の財政状況を考えますと大変厳しいものがあり、さらには将来についても予断を許さない状況であることはご理解いただけることと存じます。このような状況の中、町の単独財源による新たな支給制度を作ることは大変難しいと考えております。

○議長（紺野榮重君） 住宅水道課長。

○住宅水道課長（戸浪義勝君） それでは（５）の災害公営住宅・福島再生賃貸住宅への入居の際の住所変更についてお答えいたします。

現在、原発避難者特例法では、避難者は避難先に住所を移さなくても、地方公共団体の住民サービスを受けられるようになっております。

しかしながら、町営住宅の募集の際には、入居決定後は住所を異動していただくようにご案内をしていますが、原発避難者特例法での避難先の措置の続く間は、住所を移さずとも避難先として入居は可能であります。

○議長（紺野榮重君） 健康保険課長。

○健康保険課長（鈴木政己君） ３、放射線について。（１）食品放射能簡易検査結果の標準値を超えたものの最大値を広報に掲載してはについてのご質問にお答えします。

ご提案大変ありがとうございます。広報なみえ10月号から、分かりやすく工夫しまして、基準値を超えたものの最大値を掲載したいと考えているところであります。

○議長（紺野榮重君） 住民課長。

○住民課長（武隈吉美君） ガンマカメラを使用し住宅除染後の放射線を可視化した除染低減効果確認の進捗状況はということでお答えいたします。

今年度委託しておりますガンマカメラ撮影委託事業につきましては、浪江町除染等工事その４の行政区内の宅地が対象となっております。現在、８月24日現在まで件数としましては1095件の撮影業務が完了しております。その結果につきましてはまとまり次第、各住宅所有者へご報告することとなっております。

続きまして、３番の子供が土遊びをする場合でも十分に考えられるので、1 mや50 cmで測定するのではなく表面0 cmで測定し、少しでも不安解消を図るべきではないかということに対してお答えいたします。0 cmの測定を行うと、直付けでの測定となってしまいます。もしその際に放射性物質が測定器に付着した場合は、それ以降正しく測定することが出来なくなってしまいます。そのため、0 cmでの

測定は実施しておりません。しかし、除染完了後、直後のモニタリングにおいて、地上1 cm、または1 mの空間線量及び地上1 cmでの表面汚染密度の測定値を測定し、地権者へ報告書を環境省から提示しております。

○議長（紺野榮重君） まちづくり整備課長。

○まちづくり整備課長（三瓶徳久君） 大きな4番の大平山墓地について。（1）希望する町民への抽選販売についてお答えいたします。

大平山霊園の利用は津波被災に遭われた町民を対象としております。津波被災者の方々の中でも、未だに墓地の移転場所を悩まれている方がいますので、その状況をふまえながら、利用者範囲を広げる検討についても進めていきたいと考えております。

○議長（紺野榮重君） 6番、佐々木勇治君。

○6番（佐々木勇治君） 再質問をいたします。

始めに、東京電力精神的損害賠償についてを再質問します。

現在、町はスーパーがない状態で買い物もできませんし、歯医者、目医者、接骨院、どれをとっても他の市町村に行かなければならない状態です。車を運転できる方なら買い物も通院も可能ですが、高齢者にとっての長距離運転は体にも負担になります。また、野菜、米、何を作っても放射性検査をしなければ安心できなく、少なくとも私はこの現況は普通の状態ではないと思います。十人十色です。人によっては、普通という方もいるかもしれませんが、一般的にみれば普通ではないとの意見が多いのではないのでしょうか。放射性物質という誰もが不必要なお土産だけ何百年も残されて、賠償は終了では納得する方がいないのではないですか。帰町宣言ができないうちに精神的損害賠償も終了するのは理解に苦しむので帰町宣言までは延長をするべきではないですか。お伺いします。

次に、生活支援についての固定資産税について再質問をします。

富岡町の負担になる金額はおおよそ1億5000万円だそうです。当町ではこれより金額が増加すると思いますが、町民が大変な今だからこそ心をつなぎ止めていただきたいと思います。もう一度言います。帰還率、商業・事業の再開、農地の耕作状況、家屋解体の進捗状況などの現況をみれば、全額免除にするべきです。お伺いいたします。

次に、保険一部負担金免除有効期限について再質問します。

平成30年2月末までほとんどの方の免除期間が延長されるなら本当に助かります。しかし、なんで2月28日なのか、3月31日と間違えてはいないのかという町民もいますので確認をいたします。

帰還困難区域については、特定復興再生拠点整備が完成するまで

は、免除期間の方向で進んでいきますか。また居住制限区域、避難指示解除準備区域と同様に2月で終了する予定ですか。それとも居住制限区域、避難指示解除準備区域は2月末で帰還困難区域のみが延長とか区域によって免除有効期限が異なることはあるのかお伺いします。

次に、出産祝い金について再質問します。資料配付のため議長の許可をお願いします。

○議長（紺野榮重君） 資料配付のため暫時休議します。
(午前11時20分)

○議長（紺野榮重君） 再開します。
(午前11時22分)

○6番（佐々木勇治君） 資料を見れば、一目で浪江町の出産祝い金が安いのが分かると思います。葛尾村は本年4月から第一子からのお祝い金贈呈を始めたそうです。町当局でも第一子からのお祝い金はもちろんのこと、双葉町のように小学校入学時にもお祝い金を贈呈するのもランドセルや入学式の服、体操着等にお金が掛かり、子育て世代にはありがたいと思います。未来の宝となる子供たちを今大事にしていかないで町の存続はあり得ません。財政が厳しいのは分かりますが、検討していただけるかお伺いします。

次に、放射性についての表面0cmで測定をするべきについて再質問をします。

0cmでは放射性物質がくっつくというのは袋を被せればそんなのは対処できるはずなんです。50cmや1mで測定してごまかしているから表面での測定結果が教えられないんだという方も必ずいます。表面で放射線量がなければ安心する方も多いと思います。子供を連れて町に遊びにすらきてくれなければ、どんどん風化し、町の存続すら懸念されます。子供たちがいく可能性がある場所は町独自でも全て表面で測定すると約束していただきたいので考えをお聞かせください。

以上で再質問を終わります。

○議長（紺野榮重君） 総合窓口課長。

○総合窓口課長（居村 勲君） それでは、精神的損害賠償についての再質問にお答えをいたします。

議員お示しのとおり、避難する町民の皆様にはそれぞれ様々な事情があると認識しておりますので、国・東電に対して、そのことを

強く申し入れるとともに、その終期については柔軟に判断するよう求めてまいります。

○議長（紺野榮重君） 住民課長。

○住民課長（武隈吉美君） 固定資産税を免除するべきではないかというところでございますが、税法上の公平性、もしくは財政と住民サービスのバランスと様々なことが関連する問題でございます。税務担当といたしましては、そういう情報の集約を現在行っているところでございます。

○議長（紺野榮重君） 健康保険課長。

○健康保険課長（鈴木政己君） 免除期間の有効期限でございますが、平成29年10月1日から平成30年2月28日は間違いございません。国の支援でございますが、そのようになっているということから、それに併せまして、免除の期間が決定されるということでありまして。また1年ごとに国の支援をいただいておりますので、帰還困難区域の判断は国からの支援によって決まるということでありまして。

○議長（紺野榮重君） 教育次長。

○教育次長（大原教知君） 出産祝い金でございますが、来年4月から認定こども園、あるいは小学校、中学校も開校します。そういった関係で浪江町内の学校に通う子供、あるいは認定こども園の幼児関係につきましましては、例えば制服とか、修学旅行とかそういったことで町の援助をしていきたいと考えてございます。

○議長（紺野榮重君） 住民課長。

○住民課長（武隈吉美君） 測定の業務に関してでございますが、先ほども申し上げたことに加えまして、シンチレーション等衝撃を与えないように可能な限り地面に近づけた形で、地面と同じ近似値として捉えております。それによってフォローアップ除染とかも行ってまいりますので実務的にはそれほど差が出ないのかなと考えております。

○議長（紺野榮重君） 6番、佐々木勇治君。

○6番（佐々木勇治君） 再々質問をいたします。

保険一部負担金免除有効期限について再々質問をいたします。

帰還困難区域、居住制限区域、避難指示解除準備区域の区域での延長は軋轢しか生まないのでやめていただきたいと思っております。平成30年3月以降も一律延長なら誰もが納得するのでその方向で全力で向かっていただきたいと思っております。この答弁をいただきまして、私の一般質問を終わります。

○議長（紺野榮重君） 健康保険課長。

○健康保険課長（鈴木政己君） ご質問にお答えします。

国の財政支援につきましては、これまでも1年ごとに国保の取り扱いが決定されまして、国に財政支援をいただいているところであります。町といたしましても、国に対しまして国保税一部負担金免除、さらには健康管理、健康維持に係る財政支援ができる限り長い間、継続されますように強く要請してまいりたいと考えているところであります。

○議長（紺野榮重君） 以上で、6番、佐々木勇治君の一般質問を終わります。

○議長（紺野榮重君） 暫時休議します。
(午前11時29分)

○議長（紺野榮重君） 再開します。
(午前11時29分)

○議長（紺野榮重君） ここで昼食のため午後1時まで休憩します。
(午前11時29分)

○議長（紺野榮重君） 再開します。
(午後 1時00分)

○議長（紺野榮重君） テレビ局からの撮影の申し出があります。これを許可したいと思いますので、ご了承ください。
午前に引き続き一般質問を行います。

◇渡 邊 泰 彦 君

○議長（紺野榮重君） 8番、渡邊泰彦君の質問を許可します。
8番、渡邊泰彦君。

[8番 渡邊泰彦君登壇]

○8番（渡邊泰彦君） 8番の渡邊泰彦です。議長より、質問の許可が出ましたので、通告にしたがって一問一答方式で質問させていただきます。

今回は、大きな1番で、イノベーション・コースト構想について、2番目は、浪江町への帰還を促進するためということで、質問させていただきます。

まず、1番目のイノベーション・コースト構想についてですが、世界最大の水素拠点の建設地が、浪江町に決定いたしました。2019年7月までに整備を完成させ、東京オリンピック・パラリンピック

が開催される2020年までに稼働の予定です。浪江町の復興のシンボルということで、大変大きな事業であると思っております。この誘致合戦に勝利した馬場町長をはじめとする町当局には敬意を表するところでございます。

さて、原発事故から6年が過ぎ、近年日本全国で大災害、大規模水害、そして大地震等が発生しており、日本国民の意識が原発被災地福島という記憶が大変今薄れてきているというのが今現状だと思っております。

また、反面福島に対する風評も若干ですが薄れてきていると、やはりここは一つ町は反転攻勢をかけて町を立て直す一つの大きなチャンスになっているのかと、ある反面思っております。

浪江町第二次復興計画を着実に進展させ、国が作成した浪江町の復興に向けたフォローアップの枠組みを確実に実現することによって、震災前の浪江町よりも素晴らしい町をつくるビックチャンスだと私は捉えておるところであります。ピンチをチャンスに変え、さらには反転攻勢をかけて、そして未来の浪江町をつくる非常に大切な時期になってきているのかという認識を持っております。

そこで、(1)の質問なのですが、福島県内の5箇所、多分の私の記憶による福島市が2地区、郡山地区が2地区、浪江町とその5地区の中から、東北電力浪江・小高原発予定地、これ無償譲渡で128ha、防災集団移転促進事業の対象となる町有地41ha、合計169haに建設されます。水素拠点の建設地として、面積、形状、地盤、土地の現状について、全く何も問題がないのか。例えば、用地交渉、用途変更等々いろんな問題が全くないのかということをお尋ねします。

○議長（紺野榮重君） 産業振興課長。

○産業振興課長（岩野善一君） ご質問にお答えします。

議員お示しのとおり、事業応募した段階におきましては、旧東北電力浪江・小高原子力発電所予定地128ha及び町有地41haのうち約35haを事業用地としておりました。

その後、浪江町への立地が正式決定され、事業者等との打合せを進める中で、現在、町有地は使用せず旧東北電力浪江・小高原子力発電所予定地に整備を進めている棚塩産業団地49ha内に水素製造プラント及び水素製造に使用する太陽光パネルを設置することで調整を進めております。

建設地については、NEDO実証事業に係る要求仕様を踏まえて、県が最も適切と判断し推薦したものでありますので、事業実施にあたって問題ないものと考えており、国・県・事業者と一体となって

プロジェクトを進めてまいります。

○議長（紺野榮重君） 8番、渡邊泰彦君。

○8番（渡邊泰彦君） 今、課長の説明のとおり、すごく分かりやすい説明ありがとうございました。

それで、今、旧小高・浪江原発予定地が入るということで、今説明を受けましたが、あそここのところにロボットのテストフィールド等々が今計画されておりますし、まだまだ土地としては残っていると思うんです。

その件に関しては、のちほどもう1回質問させていただきますけれど、さてその中で世界最大の水素拠点として、最大1万kW級で、水素900tを生産する工場です。附帯して整備される今説明があった太陽光発電は、出力2万kW、かなり強固な地盤で、そしてあまり考えたくはないんですが、地震、災害等があった場合に、この拠点が揺らぐようでは何のための浪江町に誘致したか分からないという意味があります。

さらには、確認申請も必要ですし、構造計算等も建物としては相当必要な工事になってくると私は思っています。その中で、建築確認申請、構造計算等スムーズな建設ができるように地盤改良は当然すべきだと、しなければいけないのかと思っています。造成は、誘致する浪江町の役割になると今明記されております。その辺、町としては準備が整っているのかどうか、体制ができていいのかどうかお尋ねします。

○議長（紺野榮重君） 産業振興課長。

○産業振興課長（岩野善一君） ご質問にお答えします。

旧浪江・小高原原子力発電所予定地として東北電力（株）が実施した過去の地質・地盤調査のデータに加え、町でも地質調査による地盤状況の確認を行っております。加えて基本・詳細設計の中で道路・排水計画などを進め、平成30年半ばの水素製造プラント建設着工までに事業用地を提供できるよう、棚塩産業団地の造成等を進めているところでございます。

○議長（紺野榮重君） 8番、渡邊泰彦君。

○8番（渡邊泰彦君） 今、課長の説明だと全く心配がないんだと私受け取りました。

次に、設備が完成する、建物ができる、さらに供給が始まる、そうなった場合に、棚塩地区から6号線までのアクセス、さらには114号線から常磐高速道の浪江インターまでのアクセス、このインフラは、早急にもう始めないといけないのかと思っています。

なおかつ、工事期間中も多分大型車両が相当出入りします。さら

には、中間貯蔵施設に運ぶ廃棄物の運送も盛んになってくる時期で、これダブってくると思うんです。ましてや、今、浪江町高速インターがオープンして、あそこから降りる車、そして114号線を経由して6号線に出る車、そういったものが非常に多くなってきているわけです。

インフラ整備について、ある程度供給が開始されるまでもそれなりの道路をつくっておかないといけないと思っていますが、町としてはその辺の準備が整っているのかどうかということをお尋ねします。

○議長（紺野榮重君） まちづくり整備課長。

○まちづくり整備課長（三瓶徳久君） ご質問にお答えいたします。

棚塩産業団地から国道6号までのアクセス道路として、町道小熊田宮田線の整備を進めております。現在は測量設計中であり、設計がまとまり次第、用地買収を進めてまいります。平成31年度末の完成予定となっております。水素製造拠点の稼働予定が平成32年度となっておりますので、棚塩産業団地や水素製造拠点の工事期間中においても各事業主体間でしっかりと調整を進めてまいりたいと思います。

また、国道114号線浪江拡幅2工区事業についても、事業の進捗状況の共有や問題解決について、県と連携してまいります。

○議長（紺野榮重君） 8番、渡邊泰彦君。

○8番（渡邊泰彦君） 明快な答えありがとうございました。今、言ったとおり、小熊田宮田線と114号線の拡幅を早急にやって、交通に支障のないようにすることが水素工場の早期着工、早期供給につながると思いますので、ぜひともその辺はふんどしを締め直して早急にやるようにお願いします。

次に、水素拠点そのもののご質問に入りますが、国の事業ということは重々私も分かっております。

新エネルギー・産業技術総合開発機構（通称NEDO）が主導し、その中で東芝が水素製造装置を、東北電力が電力制御システム、岩谷産業が水素の貯蔵と輸送を担当すると。多分、今、水素産業は未来産業として盛んにいろんなところでやっているんですが、国内で考えられる最強のサプライチェーンができていると私は見ておりました。

国は、水素社会の実現モデル構築に向けて、安倍首相の中で平成29年度予算案に関連費用として、147億円を盛り込んでいるわけです。水素というのは、まだまだ世界的に見れば、工場がたくさんあるわけではなくて、一つの最先端技術、要するにイノベーション・

コースト構想をもってこいの構想でありますが、まだまだ目に見えない、我々が想像しにくい、そういった反面があるかと思えます。工場建設費及びインフラ整備等の関連予算の分担は、町としてきちんと把握しているのかどうかをお尋ねします。

○議長（紺野榮重君） 産業振興課長。

○産業振興課長（岩野善一君） ご質問にお答えします。

事業費の分担につきましては、事業用地としての産業団地整備及び周辺関連インフラ整備に係る費用を地元自治体が負担し、その後のプラント等の建設については事業者が負担することとなります。

○議長（紺野榮重君） 8番、渡邊泰彦君。

○8番（渡邊泰彦君） 簡単な説明ありがとうございました。

私が言いたかったのは、今、課長が言ったとおりで、整備、要するに工場そのものはもちろん向こうの予算でやると思うんですが、その事前段階の道路の整備とか、地盤改良とかというのは、浪江町の役目だとうたっているわけですので、ぜひ総合的に考えてインフラの整備、そして地盤改良、そして関連する道路の幅とかそういったものはきちりとそれにあったものに町の予算として出すんだと思いますが、その辺はスムーズな工事ができるように、スムーズな供給ができるように一つよろしくお願ひしたいと思っています。ぜひお願ひします。

浪江町で製造した水素は、さてどんな形で使われるのかと申しますと、今、東京オリンピック・パラリンピックで選手村、または大会車両のエネルギー源として東京都が利用すると今計画しておるところです。東京都が水素社会を促進するために、燃料電池システムや燃料電池自動車を供給するという構想になっているんです。それに、浪江町でつくった水素を使いたいということで、都知事と県知事で色々と打ち合わせするようであります。

さて、第2次復興計画で、“水素エネルギーを活用したまちづくり”ということで、馬場町長から提案がありまして、家庭用燃料電池（エネファーム）、それと燃料電池自動車（FCV）の導入を掲げています。水素産業の将来の実現性、こういったことは町そのものはどのように捉えているか。

また、スマートコミュニティ計画との整合性があるのかどうか、その辺をお尋ねします。

○議長（紺野榮重君） まちづくり整備課長。

○まちづくり整備課長（三瓶徳久君） ご質問にお答えいたします。

浪江町復興計画【第二次】において、再生可能エネルギーを積極的に利用し、エネルギーの地産地消の仕組みづくりを推進するとし

ております。

また、福島新エネ社会構想において、福島を「再生可能エネルギーさきがけの地」とすべく再生可能エネルギーの拡大、関連する産業の集積、研究開発を進めるとしており、特に再生エネルギーから水素を「作り」、「貯め・運び」、「使う」、未来の新エネルギー社会実現に向けたモデルを福島で創出することを目指しています。

今後は国、県、受託業者、そして町が協力して推進していくこととなります。町としては、水素産業の将来性や実現性が大きいものであり、また新たな関連産業の創出につながるものと考えております。

また、スマートコミュニティについては、県内の4市町村で構築に向けた事業が進められております。当町におけるスマートコミュニティは、復興計画でうたっているエネルギーの地産地消に基づき、再生可能エネルギーの積極的導入と災害時の対応力強化、限られたエリアでの電力融通モデル構築を目指しております。その構築事業の一つにおいて、災害公営住宅へのエネファーム等の導入を検討しております。

○議長（紺野榮重君） 8番、渡邊泰彦君。

○8番（渡邊泰彦君） ありがとうございます。大変良く分かりました。

次に、浪江町の水素工場全体の事業費なんですが、これはもちろん国の事業としてやっていくわけなんですが、NEDOが負担することになっているとある資料では載っておりました。ただ、私が今思っているのは、例えば浪江町がいろんな今復興の施策を出しております。それは、何のための施策なのかということ立ち返ってみると、私は浪江町に戻ってきてもらう帰還人口を増やすためというのが根底にはあると私は捉えているわけです。その中で、雇用関係、要するに今回の水素工場全体の雇用関係は、事業そのものはNEDOがやるわけですが、雇用関係は事業主体となる東芝、東北電力、岩谷産業この三つのサプライチェーンの組み合わせの中で雇っていくわけです。

ほかの会社の話になってしまうんですが、東芝が今現状どうなっているのかと、原発関連事業が停滞今しているということが現実にあります。その中で、この水素のサプライチェーン事業に関して、非常に新たな展開をしたいということで、会社自体が挙げて水素の開発に今のっているところなんです。また、東北電力も再生可能エネルギー、要するに原発からの脱却ということで再生可能エネルギーの導入拡大に向けて、新たに太陽光発電設備と水素製造設備を設置して、水素を製造し燃料電池による発電に取り組んでいます。こ

の両者に対して雇用状況の確認、交渉など町として働いているのかということをお尋ねします。

というのは、若者が帰還するためには、雇用の場がないから帰還できないというアンケートがあります。浪江町として今新しい雇用の場を生み出すという状況にはなっておりません。事業再開に関しても、本当にごくわずかな会社しか戻っていないと、その中で若い方が浪江町に戻って雇用していただいて、そして浪江町の帰還人口を増やしていく。最終的な浪江町の目的に近づいていくのかなど、のちほど人口8000人の話させていただきたいと思うんですが、そんな形で、今、こういう時期になってこういった形のサプライチェーンができて、浪江町に進出するという事になれば、町はそこに雇用の場を要求していくべきだと思いますが、その辺を含めてお尋ねします。

○議長（紺野榮重君） 産業振興課長。

○産業振興課長（岩野善一君） ご質問にお答えします。

現段階では、造成前ですし、建設にも至っておりませんので、町としては、まだ交渉には至ってはおりませんが、今後は事業開始後の雇用の拡大等がどの程度見込めるのか等についてもしっかりと確認してまいるとともに、関連企業の立地や地元企業の活用など要望してまいりたいと考えております。

○議長（紺野榮重君） 8番、渡邊泰彦君。

○8番（渡邊泰彦君） 福島県そのものも人材育成事業、県庁でやっていると思うんですが、人材育成事業やっているんです。その中で、新しい分野の中で新エネルギーというところで、人材育成で相当な費用をかけて人材を育てています。町としては、そういった情報をきっちりつかんで、浪江町にも水素工場がくると、そういった未来産業がくるんだと、その人材育成を福島県が率先してやっている、そういった情報を広報等を使ってまず流して、浪江町の日本全国に散らばっている若者、それと若い年代の方々にそういったことがありますということで周知していただければ、将来3年後、4年後に浪江町に戻ってきて、水素産業の中で就職できるというような、そこで雇用していただくというような施策は取らないといけないと思うんです。今、非常事態であって、当たり前な浪江町ではないので、こういった新しい産業がきた場合には、それは町としてもきっちり研究しながら、浪江町の若者にとってこういったものが必要なのかということも追及していくべきだと思いますので、その辺今後きっちり県の人材育成、そして国の厚生労働省でやっているものをきっちり研究して、周知徹底してください。

同じ質問になってくるんですが、岩谷産業が、最終的に運送・貯蔵を受け持つことになっています。私も調べたんですが、水素事業としては、日本ではもうトップランナーなんです。現在、日本全国の市場の70%のシェアを持っているのが岩谷産業なんです。

水素エネルギーを家庭用燃料電池や燃料電池の自動車以外に、ロケット燃料、人工衛星の電源等新しい分野ものすごく今研究しているんです、岩谷産業自身が。結局浪江町でつくった水素は、今、そういった形で東京を中心として、もちろん浪江町でも消費していくんですが、それ以外にその先を考えている会社なんです。浪江町の若い人材の雇用の場として、理想的な会社だと、その会社が浪江町にくるということでありますので、その辺を、くどいようなんですが、町としては、もう水素拠点が決まったと、もうくる企業も決まったと、そうしたら雇用の場をきっちり確保するための先行投資ではないんですが、先々を見ていく必要があるかと思います。これは、質問に書いてありますが、要望に留めておきます。

次に、福島イノベーション・コースト構想は、東日本大震災及び、原発事故によって失われた浜通り地域の産業基盤の再構築を目指しているということが、福島イノベーション・コースト構想の基本的な概念です。

浪江町の将来を考えれば、私はこの水素産業だけではまだ足りないのかなという認識は自分で持っています。それは何かというと、本当に町当局に対しては、この誘致合戦に勝利して水素拠点を浪江町に持ってきたということは、先ほど申したように大変敬意を表しますが、さらにそこから一步前進をして、次の新しい産業をもう一つ浪江町に持ってくる。先ほど言いましたように、まだまだうちは産業団地も今整備していますし、まだまだ進出できる企業を誘致できる力はまだあるのかと私自身思っています。町として、次期誘致、未来産業が国がどの辺のものを今考えているのか、町はそれに対してどういう誘致をしたいのか、どういう交渉をしたいのかということがあれば、お答えください。

○議長（紺野榮重君） 産業振興課長。

○産業振興課長（岩野善一君） ご質問にお答えします。

町としては、将来の水素社会の実現に向けて、水素関連産業の誘致を推進していきたいと考えております。また、議員ご指摘のとおり、水素関連産業だけでなく、イノベーション・コースト構想に伴う産業の振興が将来の浪江の新たなまちづくりに不可欠だと考えております。

そのため、ロボット産業やドローン産業、再生可能エネルギーな

ど、先進的で活力のある企業の積極的な誘致を行うとともに、既存の商工業への波及、さらには交流人口の拡大にもつなげてまいりたいと考えております。

○議長（紺野榮重君） 8番、渡邊泰彦君。

○8番（渡邊泰彦君） 今、課長が申したとおり、次のステップを踏んでいただきたいと、それで今岩谷産業の水素のステーションというか、日本全国に今ステーションをつくっているわけですが、その中で各自動車会社、大手で言えばトヨタとか日産とか色々あるんですが、自動運転システムというのを今盛んに開発しております。これも近未来の車として、要は自動的に運転して、スマホで位置を指定すればその場に行って駐車するというシステムを今やっております。その開発をするために、今各社単独では中々難しいということで、大きなトヨタとかそういうのが一緒になって自動運転システムを開発しようとしています。その中で、イノベーション・コースト構想に入るのかどうかは分かりませんが、これにはテスト走行するフィールドというんですか、あと町そのものをテストフィールドとして利用したいというような壮大な計画なようであります。

そういったことも、水素をつくることによって、水素をエネルギーにして車を走らせて自動運転にするという、非常にシステム的には、もうマッチしてくるんです。そんな形のものが、万が一イノベーション・コースト構想に挙がってきてくるか、それともこちらから要望してこういったことをやる会社はどうかということ言っていて、浪江町に水素関連ということではないんですが、それと一体化になったものを誘致したいと、誘致するんだというような考え方でやっていかないと、国の言ってくるのを待っては中々できないと思うんですが、その辺課長どう思っていますか。

○議長（紺野榮重君） 産業振興課長。

○産業振興課長（岩野善一君） ご質問にお答えします。

町といたしましても、イノベーション・コースト構想という大きな構想事業の中で推進していきますので、この水素産業に関連するものを含めてイノベーション・コースト構想の関連企業の誘致についても、企業等の誘致について積極的に推進してまいりたいと考えております。

○議長（紺野榮重君） 町長。

○町長（馬場 有君） 具体的には、研究学術施設とか、あるいはAIの技術を利用した農業、あるいは漁業、そういう振興のためにそういう技術を駆使した企業等々含めて、色々産業分野多岐にわたってきますので、ぜひそういうものを利用しながら私どもの町づくりに

努めていきたいとこのように考えています。

○議長（紺野榮重君） 8番、渡邊泰彦君。

○8番（渡邊泰彦君） 町長、答弁ありがとうございます。

それで、町長答弁今いただいたんですが、実は岩谷産業グループとはまた別に、三菱ガス化学石油会社グループというのがあるって、これも今水素の生成に力を入れているんですが、これは国内ではなくてアメリカのアリゾナ州に水素工場があって、これ約1年間で7000tの水素を生成しております。その中で、従業員というか、現地採用が大体その地区で96人現地で働いているようでありまして。ほかの例をとって申し訳ないんですが、そのぐらいの規模の雇用があるというのが水素の会社なんです。

ですから、その辺をきっちりと若者の雇用の場をつくるということに、誠心誠意交渉していただきたいと。そして、今言ったようにいろんな分野の未来産業を浪江町につくることによって、先ほど申しましたけど反転攻勢をして前の町よりも良い町をつくるということが最終的に浪江町に人が戻ってくるという大きな手段になるかと思っておりますので、一つよろしくお願ひします。

ちょうど時間が半分になったので、次の質問に移ります。

浪江町の帰還を促進するためということに移らしていただきます。

今1番目の質問は、全体的に浪江町の将来を考えながらこういった形で戻すということ、私は今質問させてもらいましたが、今からはすぐに戻すためにはこういうふうにしなればいけないかという、もう全然話があれになってくるんですが、その件についてお話しします。

現在実行されている復興に向けた様々な施策、プログラム等の最終目的は、浪江町の復興に向けたフォローアップの枠組みの長期目標であります2035年に人口8000人を実現すると、人口8000人の町をつくるんだと明記されておりますが、町はそれに対してどういう見解なのか、お尋ねします。

○議長（紺野榮重君） 企画財政課長。

○企画財政課長（安倍 靖君） ご質問にお答えいたします。

国が示しました「浪江町の復興に向けたフォローアップの枠組み」において、目標人口としております2035年、約8000人につきましては、地方版総合戦略により策定しました「浪江町人口ビジョン」において、住民意向調査等の結果などから、町が中期的な目標人口として定めたものでございます。

この目標達成のためには、町内の復興加速が必須でございますの

で、昨年度策定しました「浪江町復興計画【第二次】」に掲げる各種施策の実現に向け、全力で取り組んでまいり所存でございます。

○議長（紺野榮重君） 8番、渡邊泰彦君。

○8番（渡邊泰彦君） ちょっと答弁が弱いような気がします。というのは、長期目標の下に8000人の実現、最先端技術を生かした快適で安心できる生活の実現と、これもまた明記されているんです。長期的なものど短期的なものど分かれていますけど、であれば長期目標を達成するために中期目標として、これは中期目標は2020年になっているんですね、期限が。そこで①が若者・子供人口の増加の実現、②が一次産業従事者人口の増加、③が先端分野における若手人材の流入、以上3点を工程表の中に入れてはいます。

現在、町としては、それでどんな取り組みをしているか、具体的にお答えください。

○議長（紺野榮重君） 企画財政課長。

○企画財政課長（安倍 靖君） それでは、お答えいたします。

まず、①の若者・子供人口増加の実現についての取り組みといたしましては、浪江東中学校改修による小・中学校の再開、認定こども園の開園。さらには、大学生による田植え・稲刈り体験や、まちなみ・まるしえを活用したイベントの開催など、若者を中心とした交流人口の増加。さらには、北・南産業団地等の整備による雇用の場の確保などに取り組んでございます。

②の一次産業従事者人口の増加につきましては、米・野菜等実証栽培の実施をはじめ、農地除染後の農地復興組合の設立・活動支援、請戸漁港並びに流通加工団地の整備などによる漁業再開支援などに取り組んでおります。

③の先端分野における若手人材の流入につきましては、棚塩産業団地の整備を促進し、イノベーション・コースト構想に基づく、ロボットテストフィールドの整備と関連企業の誘致、さらには大規模水素製造実証拠点の整備など、先端産業の誘致に取り組んでまいります。

○議長（紺野榮重君） 8番、渡邊泰彦君。

○8番（渡邊泰彦君） 答弁ありがとうございます。

今の課長が答弁したとおり、最終的に最先端技術に頼っているんですよ、増加は。結局、2020年の短期目標というと、今2017年なのであと3年後ということなので、長期的な目標、要するに2035年にやるようなものが、今町の努力で水素の拠点が誘致できて、目標が前倒しになるという良い傾向に今なっていると思うんです。本来であれば、2035年までにやるのが2020年のオリンピックまでもうや

ると国で言っているのです、前倒しになってきているんです。

ですので、8000人の目標ということ掲げた場合に、2020年までに大体8000人近くまでもっていけるチャンスだと思うので、今やっている施策をきっちりやっていただいて、それにまたプラスするものをのっけていって、前倒し、前倒しで人口を増やす施策を立てていただきたいと思いますが、その辺課長どんなふうに思っているか、お答えください。

○議長（紺野榮重君） 企画財政課長。

○企画財政課長（安倍 靖君） お答えいたします。

今、議員お質しのとおり、浪江町復興計画の第二次にかける施策はもちろんのこと、国が示しております浪江町の復興に向けたフォローアップの枠組み、これについても継続審議ということで、第2回目までは終わっております。今後もワーキンググループ等で国、県連携のもと、復興を前に進めていくためにワーキンググループも継続して開催してまいりますので、目標人口の早期実現に向けては今後とも引き続き努力してまいります。

○議長（紺野榮重君） 8番、渡邊泰彦君。

○8番（渡邊泰彦君） 答弁ありがとうございます。今ほど力強い言葉を聞いて大変期待しております。よろしくお願いします。

細かい質問になってくるんですが、町に、早期に帰還した町民へのインセンティブが不足していると、私は前もそうですが今も思っています。町内で生活を開始した人たちが、町に戻って良かったなとか、いや、こんな良いことがあるんだ、町に戻ったらというような声が聞こえてこないんです。私も1週間のうち半分以上はもう浪江町に今住んでいますが、その中でいろんな方々と話す機会がたくさんあります。まるしえに行くと本当にいろんな人がいて、そこで色々お話ししたり、苦情といたらまたおかしいですけども、いろんな意見を聞いております。その中で、今言ったように浪江町に戻って良かったなと、浪江町ってこんな良いところなんだなという声が聞こえないんです。なぜかと考えると、インセンティブ、要するに優遇措置が目に見えていないんです、本人の。

これから町に帰還する準備をしている方がたくさんいるんです。その人たちは、帰町した先発隊を見えています。先に帰った人がこうなっているのかと、ああなのかと、これは次の帰還をする方々の目標といたらまた変な話ですが、一つの参考にしております。このままいくと、帰町する意識の低下になりかねないと私は心配をしています。早期帰還した町のインセンティブを、今後町はどう考えているのか、どういう優遇措置を考えているのか。

帰町した町民は、不便な生活を余儀なくされていると、これは買い物場とか、医療とかそういったものが完全ではないんです。最低限のものはそろっていますが、中々生活をすると、もっとも避難しているところがものすごく便利なところであれば余計その不便さも感じるところはもちろんあるんですが、例えば不便な生活を余儀なくされているので、買い物は南相馬市に行ったり、富岡町に行ったりしていますと、そういった帰町した方には燃料代として毎月例えば3000円とか5000円とか、金額はあれなんですけど、そういったものを補助するんだとか、言葉は悪いんですが、もう補助するんだとか、そういった具体的なインセンティブをやって、金のばらまきではないんですが、そういったことをやるとか。例えば、家に戻りました、隣も両サイドも戻っていません、でも私は戻っています。その横の草がぼうぼうです。そこはインセンティブではないんですが、住んでいる人のために隣の家に交渉してきれいに草を両サイド刈ってやるだとか、そういう具体的な目に見えるものがほしいと思っているんです。

次の質問で色々ありますが、とりあえずこの質問では、そういったものがあるので、町としてはそういったことちゃんと調査してやっていただけるのか、課長にお尋ねします。

○議長（紺野榮重君） 企画財政課長。

○企画財政課長（安倍 靖君） ご質問にお答えします。

今現在、町内で生活する上で、議員ご指摘のように不便さやご負担をかけることもありますことから、町ではいくつか生活支援を行っております。

いくつかご紹介させていただきますと、例えば町内での移動手段が必要な方には無料で利用いただけるデマンドタクシーの運行、それから生活用品の購入費補助といたしましては、町内で使えるプレミアム付商品券の発行、さらには町内への帰還に当たっては自宅のリフォーム、清掃、引越費用の補助なども行ってございます。

さらには、先般社会福祉協議会による訪問のほか、町職員による訪問なども実施して、町内での生活に対する不安解消などに取り組んでいるところでございます。

○議長（紺野榮重君） 8番、渡邊泰彦君。

○8番（渡邊泰彦君） 今、色々やっているデマンドタクシー、プレミアム商品券、リフォーム補助金色々やっています。リフォーム補助金なんですけど、これのシステムは今浪江町でもう発効しているんですか。クリーニングはもうみんな使っていると思うんですけど、リフォームの補助金の助成というのは今要綱ができていますかどうか、

お尋ねします。

○議長（紺野榮重君） 住宅水道課長。

○住宅水道課長（戸浪義勝君） ただいまご質問のありました住宅のリフォーム補助金につきましては、ただいま要綱を整備中であります。

○議長（紺野榮重君） 8番、渡邊泰彦君。

○8番（渡邊泰彦君） ちょっと質問が曲がってきましたけど、今のリフォーム補助金なんですけど、これ最初にうたっていますよね、リフォーム補助金をやるんですと、当初で。それが、まだ要綱もできていないから、だから目に見えないんです。当初予算で決まっているものであれば、きっちりと町ですぐ整備して、もう帰ってきた人はこういうリフォームできるんですよということを早急にやっていただきたいと思うんですが、それいつ頃までできるかお尋ねして良いですか。

○議長（紺野榮重君） 住宅水道課長。

○住宅水道課長（戸浪義勝君） ただいま、本文を整理して精査中ですので、9月中にはまとまる予定であります。

○議長（紺野榮重君） 8番、渡邊泰彦君。

○8番（渡邊泰彦君） 分かりました。9月中にできるということで、よろしくお願いします。

くどういようですが、そういったものが大切なんです。それが、インセンティブなんです、実は。そういったものができるとなれば、リフォームするんであれば少し補助してもらえるのであれば、すぐ直して戻ろうかとなる方が1人でも2人でも出れば、それだけ帰還が増えるわけです。ぜひ、その辺のあれは早急にお願ひしたいと思っています。

今後、インセンティブに関してですが、佐々木議員から午前中に質問出たんですが、税金のことですよ。国税、固定資産税を徴収する時期にもなるわけなんです。当然当たり前のことで、住んでいれば町税もかかるだろうし、固定資産税もかかるというのは、当たり前のことなんですけど、その辺を逆に町外にいる方と町内にいる方を差別するわけではないですが、その辺のインセンティブもちょっと考えられるのかと思いますので、検討よろしくお願ひします。

次に、避難指示が解除されて、半年が経過しました。現在帰還している町民から、様々なリクエストや苦情が町に届いているのかと私は想定しております。町職員の方も含めて、あと社協の方も訪問しておりますし、どうも国の方も訪問しているようであります、話を聞くと。そんな中で、今3月から約半年過ぎて、どんなリクエストが多いのか、どんな苦情が多いのかお尋ねします。

○議長（紺野榮重君） 総務課長。

○総務課長（山本邦一君） それでは、ご質問にお答えします。

7月下旬から8月上旬にかけて、町でも職員による戸別訪問を実施しました。その際の主な要望、苦情等の内容でございますが、買い物環境、さらに有害鳥獣対策の声が多数を占めております。

それぞれの対策として、買い物環境につきましては、担当課において出店に向けての打診、協議を進めているところでございます。

さらに、住宅周辺対策の有害鳥獣対策でございますが、今年度、モデル地区を選定し、イノシシの侵入防止柵の設置を計画しております。また、捕獲活動についても、工夫、強化を行っているところでございます。

なお、苦情だけではなく、浪江町に戻って落ち着いたとか、浪江町に戻って体調が良くなったなどの声も寄せられているところでございます。

○議長（紺野榮重君） 8番、渡邊泰彦君。

○8番（渡邊泰彦君） 今、課長答弁にあったように、最後に良かったことということで、私もそれは聞いています。気候的なものなんです、夏場だったんですが、日中は暑いということですが朝晩になると本当に快適な気温というんですか、環境になるということで、中通りとかに避難していた方からはやっぱり浪江町は良いよねという話は聞いております。

質問にはなかったんですが、答弁にイノシシのことがあったので、少し質問させていただきますけれども、イノシシに関しては今罫というか檻というんですか、あれを頼むとすぐかけてくれると言われております。町にイノシシが出ているのですぐにやってくれというと、すぐ持ってきて檻をかけてくれるんだということでお褒めの言葉を逆に今いただいておりますので、ぜひイノシシの檻に関しては苦情があればすぐに行けるという体制をこのまま継続していただきたいと思っています。

短期的に浪江町の人口を考えた時に、帰還する町民が増える、町民が増えれば事業再開をする店が増える、事業再開をする店が増えれば帰町する町民も増えていくという、この相乗効果をもう続けていくしかないと思っております。事業者は事業者で人もいないところにそんな事業再開できないと、町民から言えば店もやっていないところに帰れないと、その話しかないんです、話し合いすると。でも、地道に事業再開をしていただいて、町民に戻ってきてもらう、また事業再開をしてもらって、町民に戻ってきてもらうと、これを継続していくしか短期的に増やす方法はないのかと思っております。

す。

その中で、いろんな節目があって今回の復興公営住宅の入居、さらにはそのあとの旧雇用促進住宅の入居、そういったものがぼつぼつと大きく流れを変えるものが少しずつありながら、その中で事業再開をして、町民を戻していくという方法しか多分ないのかと思っているんです。突然人口が増えるなんてことは、水素ができればまた話は別なんですけど、復興の最終着地点というのを見極める必要があるのかと思います。復興の最終拠点は人口を増やす、浪江町の人を増やす、多分これが最終的な目標だと思います。そんなことがなければ、何もする必要はないので、この相乗効果をずっと続けていくしか方法はないんですが、浪江町に戻ってくる人たちが増えなければ本当に目的が達成できないと思うんです、いろんな施策の。その辺、町に人を戻すための第一優先だと、このための施策をつくっていくという私の考え方があるんですが、その辺町としてどのように考えているか、お答えください。ちょっと認識が違っていれば言ってください。

○議長（紺野榮重君） 町長。

○町長（馬場 有君） 現在の町内の居住者は、約300名程度ということで、本当に帰還者が少ないという状況です。帰還に踏み切れない理由というのは、様々な理由があると思います。

そういう状況で、議員お質しとおりに、防犯であるとか、あるいは有害鳥獣であるとか、あるいは買い物の場所の整備、それから医療・介護福祉等々の生活基盤の整備がちょっと足りないのではないかとということで、町民の方は不安になっておると思っております。

現在、医療のお医者さん確保についても、いろんな角度から努力をしてお医者さんの確保に努めております。

それから、介護の面についても、デイサービスが一部できるようなにはなっていますけれども、理想を言えばショートステイができるような施設も早急に整備していかなければならない。

あるいは、買い物の整備、これは色々商工会等とも相談をしながらやっておりますけど、ただ残念なのは地元の事業をやっていた方々が事業再開は非常に難しいという話を承っておりますので、できれば進出したいという大手のスーパーマーケットそういうものがあればということで、アプローチを今しております。お互いに進出条件さえ整えば、進出したいというところもありますので、その辺のアプローチを大切にしていきたい、そういう考え方です。

それから、公共交通については、先ほども答弁しているように、デマンドタクシーであるとかそういうものを例えば浜通りに今いわ

き地区、南相馬市に大分避難者の方がお住まいになっていきますので、その辺の公共交通、これはきっちり広域連携でやっていきたいということで、今考えております。

それから、もちろん若い方が戻ってくるためには、雇用の場所の確保これが必要です。これについても、既存の企業の方々、そして新しい企業の誘致、これははっきり今この場で申し上げられませんけれども、解除してから色々な企業からオファーがごございます。そういうことで、一日も早く企業誘致をしながら、雇用の場所そういうものを確保していきたいということであります。色々このように、いろんな状況がまだまだ帰還された町民の方々に満足できるような状況ではありませんので、満足できるような状況を一日も早くつくって、そして安心・安全のできる地域をもう一回再生していきたいと考えておりますので、よろしくご理解をいただきたいと思っております。

○議長（紺野榮重君） 8番、渡邊泰彦君。

○8番（渡邊泰彦君） 町長ありがとうございます。

全く私も何とかそういった考え方で町に貢献させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

最後に質問なんです、あと8分あるので、浪江町の北側に、整備・建設を予定している“道の駅なみえ”の進行状況について、確認させていただきます。

町民が帰還するタイミングとして、道の駅のオープンは大きな起爆剤になるんですよ。水素という大爆発のあれがあるんですが、その前に、冗談ではないんですが、大きな事業があるんですが、それと進行して“道の駅なみえ”のオープンに今まい進しています。これも、町当局が散々交渉して、予算を獲得して、今事業になっているはずなんです。道の駅のオープンは、今本当に大きな起爆剤というか、“道の駅なみえ”今できる、できた、私も帰ってみようか、戻ってみようかという町民の方絶対出てきます、私もその一人なんです。

今、用地交渉・造成・建設・オープンの工程に、遅れは出ていないのか。また、何か大きな問題点が出てきているのか、それをお尋ねします。

拡幅の国道114号第2工区間としては、用地交渉・家屋解体は順調に今きています、道のほうは。果たして、本体の道の駅のほうがどういう工程になっているのかをお尋ねします。ちょっと詳しく教えてください。

○議長（紺野榮重君） 産業振興課長。

○産業振興課長（岩野善一君） ご質問にお答えします。

道の駅（交流・情報発信拠点）整備につきましては、国の道の駅事業、県の道の駅事業、町整備の交流・情報発信拠点整備事業など複数の事業を様々な財源を用いながら進めております。

現在は、基本設計が完了し、財源に関する調整もおおむね完了したため、国・県・町が整備するエリア区分にて調査業務等を進めているところであります。今後は、国・県・町にまたがる地権者が多数いることから3者協議の上、用地交渉へと進めていく状況にあり、現時点において遅れは生じておりません。

ただし、課題・問題点としては、今年3月に地権者へ個別説明を行った際に、一部の地権者において、売却の意向を確認できない状況にあります。

そのため、用地交渉に必要な調査が終わり次第、改めて地権者への説明を行い、事業への協力を求めていきたいと考えております。

○議長（紺野榮重君） 8番、渡邊泰彦君。

○8番（渡邊泰彦君） 今、最後に申しました用地買収、これが道の駅が計画どおりできるのかどうか、これにかかっているんだと思います。用地買収というのは、どんな事業でも必ずそこでつまづくということでありまして、相手があつてのことだと思います。

ただ一つ私今言いたいのは、道の駅の構想が出た時のあの規模、大きさ、中身の内容、これはほかの道の駅と全く違っているし、広さも格段に違っているということで、これがほかの道の駅と全然違うところだと思っていますので、ぜひ今工程に遅れがないと課長からお答えいただきましたが、これからも遅れがでないようにきっちりやっていただきたいと思います。

大きな問題があれば、すぐに解決する、みんなで解決する。というのは、この道の駅というのは、それほど町にとっては重要な一つの事業なんです。この辺をきっちり把握していただいて、全役場を挙げてやっていただきたいと思いますが、町長のお考えをお聞かせください。

○議長（紺野榮重君） 町長。

○町長（馬場 有君） オープン予定は、平成32年度を予定しております。そういう状況の中で、今工程については多少用地買収等の関係で若干引っかかる場所がありますけれども、できるだけ早くご理解をいただいて、工程どおりにオープンしていきたいとこのように考えています。

特に、この道の駅については、今議員お質しのとおり、浪江らしさ、町らしさ、そういうものを出すために、いろんな考え方でいろんな出展者を考えております。それから、交流する場所、そういう

こともゆったりとしたスペースの中で交流していくような場所、そういうものも企画をしておりますので、浪江町らしさをとにかく強調する道の駅にしていきたいと考えております。

よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（紺野榮重君） 8番、渡邊泰彦君。

○8番（渡邊泰彦君） 町長より、満足のいける答えがいただきましたので、これで終わります。

○議長（紺野榮重君） 以上で、8番、渡邊泰彦君の一般質問を終わります。

◇松田孝司君

○議長（紺野榮重君） 10番、松田孝司君の質問を許可します。

10番、松田孝司君。

[10番 松田孝司君登壇]

○10番（松田孝司君） 10番、松田孝司といいます。議長の許可を得ましたので、一般質問を行わせていただきます。質問方式は一問一答方式で、質問事項は通告書に記載のとおり順を追って質問させていただきますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

まず最初の質問、避難指示解除についてお聞きしたいと思ひます。

今年3月31日に浪江町の避難指示準備区域と居住制限区域が解除され5カ月が過ぎ早半年になろうとしています。現在町内に居住している方は、8月中旬に公表された話では6月末で186世帯264人、5月末で165世帯234人。6月の定例会の質問では4月末で140世帯193名とお聞きしています。今朝の新聞を見ると、7月末で284人とか聞いています。41人、30人、20人と本当に微増で増えています。町でも、ほかの市町村の避難指示後の動向を把握していることと思ひます。現在、私は南相馬市の復興公営住宅に避難していますが、南相馬市から毎月広報紙とお知らせ版が配布されています。今年の7月の広報紙には、南相馬市でも小高区と南相馬市の一部は避難指示解除から1年ということで住民登録人口が記載され、このように表になって配布されています。解除して1カ月目は小高区と南相馬市の一部を合わせて576人、2カ月目が1023人、3カ月目は1100人、半年後は1400人、11カ月後で2290人となって、居住率が23.4%になっているそうです。

多分浪江町の避難指示解除された人口と、南相馬市で避難指示解除された区域はさほど避難された人口も変わらないのではないかと私は思っています。そうすると、この差はなんなのか。避難指示解

除後5カ月経ちましたが、帰町した人は微増なのはなぜか。そしてどんな課題があり、どんな対策を講じていく考えか、お伺いしたいと思います。

○議長（紺野榮重君） 企画財政課長。

○企画財政課長（安倍 靖君） お答えいたします。

町民の方々が、帰還に踏み切れない理由については、様々あると思います。中でも町内での生活に不安と不便を感じる方が多いと考えてございます。

先ほど、実施いたしました社会福祉協議会による訪問、あるいは町職員による訪問を実施いたしまして、町内での生活に対する不安解消に取り組んでいるところでございます。

具体的には、まずは放射能に対する不安解消、それから防犯パトロール、それからイノシシ等の有害鳥獣対策、それから医療・介護サービスの確保ということで医師の確保、それから介護デイサービス等の確保等不安解消に努めてございます。さらには、公共交通デマンドタクシーや広域連携による公共交通網の整備、それから買い物環境の整備、さらには企業誘致等による雇用の場の確保など、町内での生活環境をより整備することによりまして、帰還人口の増加に努めてまいりたいと考えてございます。

○議長（紺野榮重君） 10番、松田孝司君。

○10番（松田孝司君） ただ、避難指示解除の三要件には何と書いてあったか分かると思います。生活環境が整ったから解除となったはずなんです。それを、今色々体制が整わないということは、町民としても帰るに帰れない状況においた町の責任でもあると思うんです。だから、もう少し町民に寄り添って動いてくれないと、中々町民は帰ってこないと思います。今回、この質問また別にならざるを続けるので、別な件でまた質問していきますけれども、町民の立場にたってなぜ避難指示をしたのか、あそこには生活環境は整ったから避難指示解除するとうたっていたはずなんです。そして、町民の理解、それも入っていたはずなんです。放射線量もそうです。

また、次に質問に入りますけれども、あとはまたその点話します。次の質問に入りますけれども、避難されている町民の方や町を訪れる方からお話を聞く機会が良くありますが、言われることは避難指示解除区域全体もそうですが、特に浪江町の中心街、権現堂地区を駅あたりから見て、これから大変だねと本当に良く言われます。確かに店も開いていない、人もいくらも住んでいない、壊れ傾いている家屋や手入れもされていない荒れ放題の雑草が生い茂っている街並み。

確かに除染はされ一時的には街中はきれいになりました。町に帰っている方や帰ろうと日夜手入れを怠らない方のところは良いのですが、それでも、それもほんの一部ではないかと思えます。私もお昼休みに町、東邦銀行ぐらまで散歩でずっと裏道も歩いてきました。5000歩くらいしか歩かないですけれども、ここで裏道でも荒れ放題です。

確かに除染後は持ち主が管理するのは当然かもしれませんが、一度ふるさとを離れ避難先に落ち着いて、高齢者や病気のため帰って家屋や自分の土地を管理するのもままならない方が多いのではないかと思えます。

まだ、町に戻っている方は一握りにもならない中、町の中心部・権現堂地区など環境保全管理の対策など、どう考えているのかお伺いします。

○議長（紺野榮重君） 企画財政課長。

○企画財政課長（安倍 靖君） ご質問にお答えいたします。

除染後の自宅や土地の管理につきましては、原則、所有者が行うものでございますが、広域避難が続く中、移動等の負担も多く、課題となっていると認識してはございます。

権現堂地区に限らず、町有地については町が管理を行います。個人の土地や建物についてはご自身での管理をと、なお困難な方については、東京電力の「駆けつけ隊」を活用するなど、町民協働による環境保全の取り組みをお願いしたいと考えているところでございます。

○議長（紺野榮重君） 10番、松田孝司君。

○10番（松田孝司君） 現実に、できない人も多いんです。だから、町としても国に要望出して、全体の環境整備をしないと戻る人はいないです、はっきり言ってこの状態では。それを町でも強く国に提言していくべきだと私は思っています。現実に家が傾いても環境省に解体の申請していない人もいるのではないかと思っています。町を見ても、標識もたっていませんから。そういう対策も今やっているとは思いますが、町全体・権現堂地区まずはここをきれいにしていかないと、帰る人も帰るに帰れないのではないかと思っています。その点、よろしくお願ひしたいと思えます。

あと、次の質問に入りますけれども、議会でも議会報告会が県内外7箇所で行われました。確かに参加者は少なかったですが、参加者の方からの話ではやっぱり避難指示解除時期が早かったのではとの声が本当に多かったです。

そして、やはり除染後の放射線量が依然として高い、ライフライ

ンが整っていないなど声が多く出ています。浪江町に戻っている方にも聞くと、生鮮食料品やドラッグストアなど買い物に本当に困っていると言っている方もおられます。昨日も原町のある店で今どこにいるのって、一応浪江町に帰っているよと言って原町にこそこそと買い物をしているような感じがしました。本当に車のある方は良いんですけど、先ほどの議員も言いましたが、車のない方本当に大変ではないかと思えます。

前回の定例会でも質問の際、やっぱり生鮮食品などのスーパーなど複数の業者から問い合わせがきていると言っていました。どこまで進行しているのか、前回議会入る前はその点について話聞かなかったもので、どこまでいっているかお伺いします。

○議長（紺野榮重君） 産業振興課長。

○産業振興課長（岩野善一君） ご質問にお答えします。

これまで、生鮮食料品を扱うスーパーマーケットやドラッグストア、ホームセンターなどについて、複数の事業者にも複数回、出店についてのお願いをしてまいりました。

それぞれの反応は、帰還人口が少ないことや商圈が小さいなどで出店については難しいとの回答が多いところでありました。一部、店舗規模や立地場所によっては前向きに検討いただける事業者が出てきているところがございます。

現在、それら事業者へ立地場所候補の提供や町が望む規模感などをお伝えしながら、協議を継続的に進めているところでもあります。

○議長（紺野榮重君） 10番、松田孝司君。

○10番（松田孝司君） 私もここの町内で商工会の方とちょっと酒飲む時もあるんです。色々親睦を深めてやっていますが、中々生鮮食品は本当に難しいのではないかと確かに言っています。ただ、ここで町が一生懸命動かないとどうしようもないと思うんです。スーパーもはっきり言って、人のいないところに中々オープンはできないと思います。大きなスーパーを建てるにしても2年、3年かかります。今、町民がほしいのは、今現実にほしいうって本当に目の色を変えて言っているんです。いつ体壊すか分からないのに、車でも行けない方も出てきています。真剣に町で、「まち・なみ・まるしえ」みたくちょっと大型化したものを、国に要望をして、何とか生鮮食品とか、ドラッグストアとかある程度のものを整えるように町でもう少し何とか国に要望して、進めていく考えはないですか。

○議長（紺野榮重君） 本間副町長。

○副町長（本間茂行君） 町としても、買い物環境は喫緊だと思っておりまして、一からの立地ではなくて、例えば既存の建物を活用して

できないかということで何とか考えております。

復興に対するフォローアップの枠組みでも、ワーキンググループの中で再三国に申し出ておまして、これからも強く申し上げておりますし、そういう既存の建物を活用した早い誘致に向けて今後とも協議を続けていきたいと思っております。

○議長（紺野榮重君） 10番、松田孝司君。

○10番（松田孝司君） 確かに生鮮食品ですから、素人が手を出しては結構大変なことになります。本当に大変ですけど、ある程度のプロにお願いすればできないことはないと思うんです。何とか努力して早く町民が帰るには、悪いけど生鮮食料品とか、ドラッグストア、衣料もそうですけど、手の届くところがないとあとが大変なんです。よろしくお願ひしたいと思ひます。

次の質問に入りますけれども、私も少しながら時間があればボランティア活動を行っています。町の社会福祉協議会も4月から少しずつボランティアセンターが動き始め、当初月に一度から、タブレットを見てみると今では毎週のように活動が増えてきています。担当の方に聞くと、大分ボランティアの要望も多くなってきていると言っています。

南相馬市の小高区では避難指示解除前から常設のボランティアセンターを2箇所設置して活動をしていました。もう避難指示解除の2、3年前から動いていたと思ひます。

ボランティア活動の際、休憩時間にボランティアの方と話をしていると、ボランティアの方からなぜ早く常設のボランティアセンターを開設しないんですかと言われました。今、社会福祉協議会の担当の方は、別の仕事の合間にボランティアセンターに従事しているようです。月に一度でも30人くらいのボランティア活動ともなれば、各活動場所を回り、色々なやり繰りで2人でてんやわんやして本当に大変な思いをしているみたいです。

ボランティア活動をしている方は、色々なところで活動していますから、ボランティアセンター母体の運営能力を見極めるのも早いです。

今、町でもまちづくり会社を立ち上げると言っているみたいです。がいつになるか内容も暗中模索状態ではないかと思ひます。

町民の方も中々帰町したくても準備などで大変な方も多いかと思ひますが、大部分の方が高齢者で片付けたくてもままならないのではないかと思ひます。

ボランティアも需要と供給のバランスがあります。何か1年間様子を見てからボランティアセンターの常設を考えているとかお聞き

しましたけれども、そんなに悠長に構えている場合ではないかと思
います。

町で常設のボランティアセンターを早く常設して専従の職員を配
置し、町民にボランティアセンターでこういうことができるとか、
もっともっと発信すべきではないかと思えます。

そして、今ボランティア活動の予算もいくらかないと聞いていま
す。昨年、熊本県の益城町にボランティア活動行った時、資機材置
き場に必要の道具を受け取りに行った時、もう小さな金物屋店より
何でもそろっているのを見て本当に驚きました。今、ボランティア
の方は大部分が資機材を持ち込みで使用している状況です。果たし
て持ち込み機械でけがしてもボランティア保険で下りるのか疑問に
思い、担当の方にお聞きしました。ボランティアをしていたことを
証明すれば保険が下りると言っていますけれども、ちょっとおそま
つではないかと私は思います。

これからますます帰るに向け、ボランティアの需要が増えるかと
思いますけれども、必要最小限の資機材を取りそろえるなどしっか
りとした予算を組んで、常設のボランティアセンターを設置すべき
と思えますけれども、どう考えているかお伺いします。

○議長（紺野榮重君） 総務課長。

○総務課長（山本邦一君） それでは、ご質問にお答えします。

ボランティアセンターの開設関係でございますが、現在、浪江町
社会福祉協議会に一時的なものではなく、常設という形で運営して
いる状況にあります。

町といたしましては、ボランティアセンターの専従職員ではござ
いませんが、現在2名の町職員を社会福祉協議会に派遣し常駐させ
ております。予算的な支援といたしましては、平成29年度当初予算
において町社会福祉協議会補助金として1978万円を計上してござい
ます。

この補助金には、ボランティアセンターの活動経費についても含
まれております。ボランティアセンターの運営の支援については、
引き続き浪江町社会福祉協議会と連携し、情報交換を密にして、必
要に応じて支援してまいりたいと考えております。

○議長（紺野榮重君） 10番、松田孝司君。

○10番（松田孝司君） 確かによそでも社会福祉協議会が常設してやっ
ています。ただ、専従なんですね。これもう1人で十分なんです。
ボランティアセンターにボランティアがボランティアすることもで
きるんです。私、日本ボランティアセンターの常務の方この間来て
お話したんですけど、町で要請あれば言ってもいいです。ただ、ボ

ランティアセンターを開設して、常設して、専従の町の職員がいれば、あと現場を動かせるのはボランティアの人でできるんですよ。まず、町でしっかりと取り組まないと先ほどの権現堂地区の環境保全整備にしても、ボランティアセンターの方にお願ひすれば結構できるんです。小高地区は、もう2、3年前から既にそれをやって今23.4%帰町で町の中は結構きれいになっています。そうやってボランティアセンターを常設して、町内をきれいにして、それが帰る環境を整えるべきだと私は思うんです。

まず、町として動いて常設化するのが先決だと思うんです。人を回せないなら回せないで、専従の人を1人を回して、あと動かせるのはボランティアにお願ひすれば、ボランティアの人は機能できます。だから、下手な役場職員よりか悪いけどボランティアに関してはプロです。1日の作業効率にしても、ボランティアの方はもう大体時間が分かります。そういうのをうまく使って、町としてもいかに楽をするか考えてほしいと思うんですけど、なるべく早く常設する考えはないですか。

○議長（紺野榮重君） 総務課長。

○総務課長（山本邦一君） ボランティアセンターの職員体制かと思ひますけれども、基本的にはセンターの設置・運営を現在社会福祉協議会が担っております。

従いまして、社会福祉協議会として現在同様の体制ではなく、例えばボランティアのコーディネーター等必要だというような協議もあろうかと思ひますので、その辺は町としても社会福祉協議会と協議をしつつ、今後の支援体制を決定していきたいと思ひております。

○議長（紺野榮重君） 10番、松田孝司君。

○10番（松田孝司君） そこは、よろしくお願ひします。ボランティアの人たちは本当に骨身なく、動くのは好きです、だから南相馬市でボランティアした人が早くボランティアセンター常設すれば協力すると言っている方も結構おります。だから、ああいうのを片手間にボランティアセンター立ち上げたのでは、動けないんです。だから、社会福祉協議会と良く話して、実際やるのは社会福祉協議会です、どこでも。ただ、町として常設をしていかないと、権現堂地区の環境整備にしても、やっぱりボランティア活動してもらわないとできないと思ひます。

あと、シルバーセンターの立ち上げもまだ時間がかかると思ひます。今、機能的にするにはボランティア活動をいかに効率的に進めるか。そうすると、専従の職員をおけばボランティア、そして地元の職員だと結構やっぱり地元ですから、もの分かっていますから、

あと現場はボランティアの人に任せるとか、そういう手段を講じていったほうが良いと思います。その点よろしくお願いします。

あと次は、現状の避難生活について、いくつか質問させていただきます。

まずは、タブレットを利用して絆づくり再生強化事業についてですけれども、今、財政課のタブレット担当の方が各地で盛んにタブレットの講習を行っているのと、なみえ新聞の投稿欄に講習会の様子が結構載っています。

私の住んでいる復興公営住宅でも5月、7月とタブレット講習会が行われ、私も参加させていただきました。その席上タブレットの貸与は今年度いっぱいとお聞きしました。今、浪江町民が全国各地に避難して離散していますけれども、町民の情報源として広報なみえやインターネットによるホームページ、一部地方新聞や知人友人等の情報に加え、タブレットが加わり多分4年目になるのかと思います。今や広報なみえを読むより情報が早いので、結構町民は慣れ親しんでいるのではないかと思います。

なみえ新聞の投稿欄では色々なネタで町民に喜怒哀楽をもたらし、確かに功罪もあるかも知れませんが、町民に根付いているのも確かではないかと思います。

まだまだ帰町する方も少なく避難している方々の絆づくりには必要なのではないかと思います。現在のタブレット事業の継続についてどのような考えなのかお伺いします。

○議長（紺野榮重君） 企画財政課長。

○企画財政課長（安倍 靖君） お答えいたします。

現在、町から貸与しておりますタブレットにつきましては、平成31年3月の貸与期間を予定してございます。終了後も希望される方には継続して使用できるよう、費用負担を含め、協議中でございます。

なお、なみえ新聞等の機能を活用したタブレット事業につきましては、町からの貴重な情報源であり、町民同士のコミュニケーションツールとして活用されていることから、今後も継続してまいりたいと考えております。

そのため、昨年度には、個人で所有しているスマートフォンやタブレット、さらにはパソコンからも、なみえ新聞等が閲覧できる機能を構築しましたので、活用いただければと考えております。

○議長（紺野榮重君） 10番、松田孝司君。

○10番（松田孝司君） 私もスマホに入れて、たまに投稿して遊んでいます。今、利用率が先ほど主要施策に入っていましたけど、79%利

用されているそうです。これは、すごいことではないかと思えます。7110戸ですか、今あるの。80%近くの方が、タブレットを使っているんです。できるだけ長く使わせていただければなと私は思っています。よろしくお願ひしたいと思えます。

次の質問に入りますけれども、前回の定例会でも交流館について質問させていただきました。先ほども町長も言っていましたけれども、再度お聞ひしたいと思えます。

この前避難している南相馬の自治会の役員をやっていた方から、以前に交流館設立の要望を出したけど返答がなかったと言っていました。

7月31日現在、福島市の人口は29万人のところ2954人の浪江町民の方がいます。いわき市は34.6万人のところ3202人、郡山市が33.4万人のところ1846人が避難しています。3市には、交流館があります。生活支援員が常駐して、このように広報に各活動内容が書かれています。

南相馬市は今年の5月の推定人口が5万5000人です。その中に浪江町民が公表では2021人おられます。余所の3市の人口に避難者の数を対比すると、福島市だと1万5500人になる計算になります。いわき市では2万人、郡山市が1万2000人とその3市より5倍から7倍南相馬市に住んでいるんです。

公表ではと言いましたが、結構いわき市や中通りから避難している方も仕事関係で南相馬市にいる方もかなりおられます。

確かにどこに避難しても、ふるさとを思う気持ちは変わらないと思えますけれども、ふるさとのより近いところで避難している方、より一層ふるさとへの思いは強いのではないかと思えます。

「どこにいても浪江町民」でしょうけれども、少しずつスタンスを変えて支援体制を変えていくべきではないかと思えます。いかに帰町する方を増やすかは、住みやすいふるさとづくりと身近に避難している方との情報交換の場・交流館活動で定期的に接するのも一因になるのではないかと私は思っています。

今、社会福祉協議会の方が、浪江町と南相馬市を一体化して見守り活動をしているみたいです。町に戻る方が増えればだんだん浪江町に社会福祉協議会は主体を置くようになると思えます。

ただ、見守り活動は高齢者の健康管理が主体で帰町に関係するものではありません。あくまでも噂ですが、なんか南相馬市の出張所が今年度いっぱい閉鎖されるみたいなことをお聞ひしました。もつてのほかではないかと思えます。

先ほども言いましたがけれども、今少しずつ浪江町民の方が南相馬

市に避難する方が増えています。逆に私からすれば役場職員を増やして、行政として町民に寄り添う姿を示すべきだと思います。南相馬市に相談の窓口を置くなりして、帰町に関して興味のある方の窓口を設置すべきだと私は思っています。そうすれば、不安もいくらか解消するのではないかと思います。いまだに浪江町のホームページには復興公営住宅を核にした町外コミュニティが記載されています。今さら町外コミュニティではないというかもしれませんが、なぜもっと復興公営住宅に住んでいる人に接しないか不思議でなりません。

私は、今、復興公営住宅で団地会会長をしています。町からポスターとか貼ってくれとか一言も言われていません。こちらから、逆にこの間言いました。復興公営住宅は、県営住宅かもしれませんが、大部分が浪江町民が住んでいるんですよ。だから、もっともって復興公営住宅に寄り添って、こういうのやるよとか、復興住宅の代表の方をお願いするのが、私は必要ではないかと思っているんです。ただ、戸建てをつくらせている人には中々難しいかもしれませんが、復興住宅に住んでいる人は本当に帰りたい方もおられます。私の想定では、3分の1は帰りたいと思っています。もう3分の1は諦めています。あとの4割これをどう動かすか、今の動きが大事だと思うんです。そして、特に南相馬市は、浪江町と隣の市です。もっともって町として帰った人何百人か知りませんが、それとともに南相馬市を一体として町としては考えていくべきかなとは私の考えでは思っています。その点どう考えているかお伺いしたいと思います。

○議長（紺野榮重君） 生活支援課長。

○生活支援課長（清水 中君） 南相馬市においては、復興公営住宅に集会所が整備されて、そこがサロンとしても使える、そういった役割を担うものとも考えておりますし、浪江町内に近いということから、役場や地域スポーツセンターなどのそういった場所も交流の場になると考えております。こういった施設を総合的に利用した施策の展開が今後必要であると考えます。

また、南相馬出張所について申し上げますが、現在役場全体が限られた人員で各種業務を行っておりますので、当面は、現状を維持しながら、相馬地方に避難を継続する町民の皆様に寄り添いながら、支援を継続してまいりたいと考えております。

○議長（紺野榮重君） 10番、松田孝司君。

○10番（松田孝司君） 浪江町に施設があるからそこを使え、あくまでも南相馬市に避難しているんですよ。だったら、最初から帰って

いるのではないですか。帰れないから、南相馬市にいるんです。その人たちに寄り添って動いてほしいと思いますけど、寄り添うというのちょっと無理なのかと思うけど、もう少し避難している人の立場になって考えてほしいと思います。最初から帰るんだったら、町に帰りますよ。自分の家直して帰れば済むだけだから、帰れないから、そしてなるべく近くにいたいから居るんです。それを、町の施設を使ってくださいって、これは車ない人はどうするんですか。もう少し町民に寄り添って動いてほしいと思います。

次の質問、今後の課題、フォローアップ除染について、質問させていただきます。

8月10日頃ですが、テレビでは東日本大震災「帰還した町で～原発事故7年目の闘い」という番組が公共放送で放送されました。この中で見た方もあるかと思いますが、イノシシ・アライグマ・ハクビシンなどの野生動物が増えて、帰還した人たちの現状を現した番組だと思います。あの番組を見て、帰ろうとしていた方が帰る意欲をなくしたという方もおられます。

あとは、放射能の現状、除染はしても家屋の中は除染を行っていないので内部被ばくの不安などが放映されています。その中で気になったことを番組では言っていました。今回年間20mSv、毎時3.8 μ Svが避難指示解除に向けての基準で除染を行ったと思います。それがクリアされたから町でも避難指示解除に同意したのではないかと思います。それが除染後、環境省の調査の結果では毎時3.8 μ Svを超えている箇所が478箇所あると言っています。慎重な取り扱いが求められているから場所は公表しないとされています。そして、住民から求められればフォローアップ除染をしないとされています。町民の安全・安心を考えるなら、町ですべてフォローアップ除染を求めるべきではないかと思いますが、町としてどう考えているのかお伺いします。

○議長（紺野榮重君） 住民課長。

○住民課長（武隈吉美君） お答えいたします。

テレビで478箇所ということでございますが、これにつきましては、平成26年2月から平成29年3月に実施されました除染の直後モニタリングの箇所、1箇所、2箇所ですが、約14万箇所のうちの470箇所という意味となっております。直後モニタリングの際に3.8 μ Sv/hを超えた地点につきましては、個別の状況等を確認しまして、実施可能性を踏まえましてフォローアップ除染等の必要な対応を実施しております。

町としましては、引き続き安全・安心のためにできる限り空間線

量の低下を図るように求めてまいりたいつもりでございます。

○議長（紺野榮重君） 10番、松田孝司君。

○10番（松田孝司君） 公共放送に苦情は言わなかったんですか。現実には478箇所あるというのと、そして環境省では場所は教えられないといっている。そうしたら、どこ歩いていいか分からないでしょうというの。そんなの公共放送で番組で放送すると、帰る人も帰れなくなるとは思いませんか。不安を感じますよね。私あれ見てびっくりしたんです、逆に。今までそんな全協でも話なかったし、急に478箇所、私町内も歩いているけど、どこあるか分からないんだよね。

だから、以前質問では高いところに目印やったほう良いんじゃないかと言ったんだけど、あんなの見れば本当おっかなくて歩けなくなるとは思いますよ。帰りたくても帰れない人多いのではないかと思います。

解除の指針として、だから何のための解除だったのかなと疑問に思います。安全・安心が一番帰るための条件だと私は思っているんです。だから、放射能がなくなって、こちらは生活環境を整えば誰でも間違いなく帰ってきます。そのために、動くのが私たちだと思っています。中々そこに情報は入ってこないから、みんな困っています。よろしくお願ひしたいと思います。

あと次の質問ですけど、私の行政区は、皆さんご承知だと思います、南は双葉町、東は酒井行政区、西は井手行政区、北側は高瀬川に囲まれて本当に困難区域に囲まれていると言っても過言ではありません。

今、困難区域の拠点整備として除染を国は計画しています。今のところ大堀地区の拠点整備は、大堀相馬焼の里の大堀地区になるのかと思います。

ただ、そのほかの困難区域をどうするのかはまだはっきりしていません。8月の新聞報道などによると、なんか5年後に一斉に解除をするようなことも載ってました。除染をしないで解除してしまうのかとちょっと不思議に、これはあってはならないことだと思います。拠点整備して、そのただ拠点整備以外の面積のほうがはるかに大きいと思うんです。それが5年で果たしてできるのか。あくまでも拠点整備だけを5年でやるのか。町ではどんな考えで要望を進めているのかお伺ひします。

○議長（紺野榮重君） 町長。

○町長（馬場 有君） 議員ご承知のように福島復興再生特別措置法が改正をされました。帰還困難区域内に、特定復興再生拠点として区域を定め、概ね5年後の避難指示の解除を目指して、除染とインフ

ラ復旧等を行うということになったわけであります。

当町では、大堀、荻野、津島の3地区に、それぞれ復興拠点を整備するために、今、整備計画を作成しているところでありまして、計画に基づく除染・インフラ復旧等が完了したのちに、復興拠点について、避難指示が解除されると考えております。

従いまして、議員からお質しをいただいた、帰還困難区域の一斉解除はないということでご理解いただきたいと思います。

○議長（紺野榮重君） 10番、松田孝司君。

○10番（松田孝司君） 拠点整備以外のところは、まだいつになるか見通しもつかないということの良いんですね、逆に言えば。逆に、その人たちはまだ不安が増すのではないかと思いますけれども、うちの隣の酒井部落というのはいくらか線量自体は高いところはないんですね。あそこは、多分除染すれば住めるのではないかと思うんです。ただ、もう困難区域となってしまった以上、早急にはできないとは聞いていますけど、そういうところも環境整備を私はずるべきだと思うんです。私帰る時丈六公園から見ると本当に原野以上になって、木も結構太く10cm以上の木も見えます。あそこを歩いて家に帰るのもいかがなものかとは時々思います。そういう困難区域でも線量の少ないところは、除染を進めるべきではないかとは思っているんですけど、その点線量の低いところもまだ未定ということではないんですか。

○議長（紺野榮重君） 町長。

○町長（馬場 有君） 主要の幹線道路につきましては、除染をすると、114号、あるいは県道34号、35号そういうところは除染していくと。ただ、今、議員お質しのとおり復興拠点到第一段階として、区域内に入らなかった地点、その点については第二ステップ、あるいは第三ステップということで、点と点を広げていきながら、復興拠点をつくって、除染をしていくという考え方で進めていきたいということです。そういうことで、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（紺野榮重君） 10番、松田孝司君。

○10番（松田孝司君） 何となく話分かりますけれども、ただ拠点整備にあわせながら困難区域の線量の低いところも並行してやって、同時に解除するくらいの考えで進めていければ良いのかと思います。酒井とか、あそこは完全に低いですから。あと、室原になるし、もう少し、逆に酒井が困難期日までいられると谷津田に戻る人誰もいないですよ、逆に。

だから、なるべく隣接のところは並行して解除できるように進めていく方針、5年後なら5年後酒井も含めて除染、あそこはできる

と思います。進めていく要望出せば良いかと思っています。よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（紺野榮重君） 町長。

○町長（馬場 有君） その件については、5年を目途にということで、例えば早くなる場合、3年ぐらいで大体済んだということになれば、次の拠点に移っていくということでもありますので、その辺もあわせてご理解いただきたいと思います。

○議長（紺野榮重君） 10番、松田孝司君。

○10番（松田孝司君） 最後の質問になります。先ほども佐々木議員も言っていましたけれども、前回の定例会でも質問をさせていただきました。私をはじめ町民の方はやはり精神的損害賠償がいつまで続くのか関心を持っています。

8月5日の読売新聞、そして民報にも載っていましたが、住宅無償提供の期限について、2019年3月末まで延長すると載ってました。避難者向けの仮設住宅と借上げ住宅の家賃を全額補助するそうです。

そうすると、復興公営住宅の家賃というのは今のところ東京電力では、はっきりしていないんですね、この間東京本社に行って要望はしたんですけども、中々はっきりしたことは言っていません。

ただ、家賃と借上げ住宅を、そして家賃を無償化すると復興住宅に入っている人からちょっと苦情くるかも、それ要望あると思うんです。片や家賃が結局無償になって、復興住宅は家賃補助を受けていたのが家賃補助はなくなるということですか、東京電力が賠償しないと。一応東京電力では来年3月までの家賃賠償は東京電力がやるといっています。それ以降は、まだ決まっていません。それも継続ですけど、前回の答弁で第四次追補には同時に相当期間については1年を当面の目安としつつも個別の事情を踏まえ柔軟に判断するとなっています。実質的な賠償期間については生活環境や就労環境が整う時期まで継続となるよう議会と一緒に要望していきたいと思っています。先ほど佐々木議員の質問に要求するといっているけども要求はしていないみたいです。

生活環境や就労環境が整うまでは長い年月を本当に要すると思います。現実には避難指示解除1年は、本当にあと半年後なんですよね、逆に。あとは、多分12月の定例会ではもう既に決まっているかもしれませんが、だから、打ち切りになるかならないか本当に町民は不安を覚えているのではないかと思います。今後、賠償も打ち切られて家賃も自分で払うとなると、結局倍以上金が出ることになります。入る見込みは少なくなります。現実には要望はどうなっているのか、

要望を既に、現状をお伺いします。

○議長（紺野榮重君） 総合窓口課長。

○総合窓口課長（居村 勲君） ご質問にお答えいたします。

現在、原子力損害賠償紛争審査会には、避難指示解除後における当町の現地視察をお願いしているところであり、その視察結果を踏まえ、賠償の終期となる「避難指示解除後の相当期間」について、改めて求めてまいりたいと考えております。

また、今般、応急仮設住宅の供与期間が延長されることに合わせ、家賃賠償期間についても、これと同様に継続されるよう、関係市町村と連携し、国、東電に対して要望、要求書を提出する予定でございます。

○議長（紺野榮重君） 10番、松田孝司君。

○10番（松田孝司君） 何とか要望して、叶えられるように努力してほしいと思います。町民は本当に切なくなっていると思うんです。本当に帰るに帰れなくて、不安を覚えて復興住宅に暮らしています。復興住宅が終の住処だと思っている人は3分の1です、現在。あとの逆に7割が帰る意欲はあるんですよね。それを、どうするかしないかは町の判断にもなります。町でもう少し町民に寄り添って動いてほしいと思います。これは、私現実に色々話していますから、可能性はあるんですよ。可能性をプラスにいかに引っ張り込むか、町の努力は必要だと思います。ただ、社会福祉協議会の生活支援も良いんですけど、町の行政として相談窓口を設けてくれるなり、町民に寄り添った姿を見せてほしいと思って、これで質問を終わらせていただきます。よろしくお願ひします。

○議長（紺野榮重君） 以上で、10番、松田孝司君の一般質問を終わります。

○議長（紺野榮重君） ここで3時ちょうどまで休憩します。

（午後 2時46分）

○議長（紺野榮重君） 再開いたします。

（午後 3時00分）

◇馬場 績君

○議長（紺野榮重君） 16番、馬場績君の質問を許可します。

16番、馬場績君。

[16番 馬場 績君登壇]

○16番（馬場 績君） 日本共産党の馬場績です。質問の第一は復興の

現状と課題についてであります。

浪江町議会は8月6日の浪江町地域スポーツセンターを皮切りに、県内5箇所、県外2箇所で議会報告会を開催しました。私は浪江会場、二本松会場そして仙台会場の3箇所に出席、参加者は浪江会場17名、二本松7名、仙台は3名と少なかったのですが町民の様々な意見をお聞きし、また質問に応じてまいりました。町民の様々な意見・要望が出されましたが、その一つ家屋解体申し込み締め切りと再除染の問題からお伺いいたします。

家屋解体申込の締め切りについては、8月18日の全員協議会において、担当課より広報掲載案としながらも「被災建物解体申請について、環境省から「3月末の避難指示解除に伴い、(帰還困難区域を除く)被災建物等解体申請受付期間を平成30年3月31日までとさせていただきますことにしました」という環境省からの「お知らせ」について、文書の提示説明がありました。二本松会場ではそのことに対する不安の声が上がりました。その方は、すでに家屋被害調査は受けており、判定結果も出ているということでしたが、『帰町するかどうか未だに悩んでおり、まだ解体の決断がついていない』とも話されておりました。避難解除後の町民の帰還の実態は7月末現在、186世帯、264人、解除地区住民が1万5105人で、わずか1.5%でしかありません。今後の帰町人口の見通しが不透明であることは誰もが認めざるを得ない現実であると思います。ところが環境省は「住民帰還を阻害する」というのが、解体締め切り設定の理由であるとも説明されました。果たしてそうでしょうか。帰還した人もしない人も共通する悩みは「買い物」「医療」「放射線に対する不安」であること今日も数々議論された通りであります。要するに「帰りたいけど帰れない」、そこに追い込まれているのが町民であり、原因は原発事故そのものであります。町民が帰還に悩んでいるのに、責任を負うべき政府が、「帰還の阻害要件」などというのは被災の現実と被災者の人権をことごとく否定するものであり、看過できない暴論といわなければなりません。

そこでお質しをいたします。

環境省が町に提示された避難指示解除後一年、即ち平成30年3月31日で解体申し込みを締め切るという方針の延長見直しを町は求めるべきと考えます。町の対応についてお答えください。

再除染の問題であります。議会報告会でも避難先から帰町の都度、線量を継続的に調査記録しているという参加者の発言もありました。

避難解除の住民説明会で国も町も避難解除の要件は満たされてお

り、帰町して生活を開始できる準備は概ね整っていると繰り返し話されました。文書化もされております。避難解除から5カ月が過ぎましたが再除染について町民の絶えざる不安の声は後を絶ちません。

そこで、現場での検証と、帰還の環境整備を進める取り組みが求められていると思います。

そこで宅地、農地、森林、道路除染の全体的面積と建物の除染件数、除染後の区分別平均値と $0.23\mu\text{Sv}$ を超える区分別箇所数、再除染件数と除染後の線量の実態をお示し下さい。

医療診療の問題についてです。先ほども松田議員が話されましたが、8月9日のNHKスペシャル、シリーズ東日本大震災「帰還した町で」7年目の戦いという放送がありました。

ある町民の夫婦、帰町してわずか3カ月、ご主人が脳梗塞で倒れ、急死したということでした。「帰りたい」という思い、「生きたい」という思いが突然途切れてしまったことに、私はテレビの前で茫然としていました。悲しい出来事だと思います。帰町された町民のほとんどが高齢者であります。

帰町された町民の生活習慣病など健康と診療の特徴を町は把握されているのか。帰町しても安心できる、医療診療と日常生活の支援をどうすべきか、きめ細かい支援体制が求められていると思います。取り組みの現状についてお答えください。

二つは、9月半ばで退任される医師の補充と今後の医療体制の充実についてもお答えください。

生活支援についてであります。

帰町された町民から自由に集まれる施設が欲しいという要望が出されました。帰ってもすることがない。どこか集まる場所が欲しいということです。道の駅情報交流発信施設のような大規模なものではなく、一時帰町した町民も自由に集まり、帰町した町民同士が交流できる場所を早急につくる必要があると思います。集まりやすい場所ならば、尚良いでしょう。早急に計画を具体化されるか、お答えください。

デマンドタクシーの利用についても議会報告会で意見が出ました。利用の実態と、利用範囲の拡充など、見直しをどのように検討されているかお答えください。

水素製造拠点についてであります。渡邊議員からバラ色の水素製造拠点のお話がありました。果たして水素産業がバラ色なのか私は甚だ疑問を持っているところであります。

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（NED

○)による大規模水素製造拠点の場所として浪江町が正式決定されました。

そのために棚塩地区産業団地49haを整備し、水素製造の工場用地分4.5ha、太陽光発電施設用として約20ha、計24.5haの整備を町が行うという計画でありました。そこでお伺いいたします。棚塩地区団地全体の整備計画と水素製造拠点整備にかかわる事業費についてお示しをいただきたいと思います。

また、拠点整備に伴う町の事業と町の負担についてお答えをいただきたいと思います。

NEDOは、この事業を東芝、東北電力、そして岩谷産業に委託決定をしておりますが、これは水素製造の技術開発、すなわち「実証事業である」とも言われております。開発途上にある水素プラントの技術問題・コスト問題・インフラ問題その課題は何か、お答えをいただきたいと思います。

大きな二番目は、仮設住宅の集約についてであります。

復興公営住宅の工事遅延により仮設入居者の転居が遅れております。やむを得ない事情であり仮設入居延長も認めるべきだと思います。改めて答弁を求めます。

そして、集約説明会などで半ば強制的とも思われる立ち退きを迫るような町の対応について質問をしたいと思います。

7月末現在の仮設住宅入居戸数は645戸、1141人の町民がそこで暮らしております。ある人はこれまで5度目の復興住宅申し込みでようやくいわきの復興住宅に当選、しかし入居できるのは来年3月だということでありました。その人が今度は町から10月半ばまでに笹谷仮設住宅に集約移転するので、今いる仮設住宅を引っ越しして欲しい。と言われたそうです。高齢の方です。その方は「仮設住宅の追い出し困ります。復興住宅に引っ越すまでなぜ認めてくれないのか。町長さんをお願いしたい」という深刻な相談を受けました。また、ある仮設住宅では、7月いっぱい仮設を出てほしいと言われ、病を押して引っ越し、その後入院を余儀なくされるなど、個別事情を考慮しない「仮設追い出し」ともとれる事例があることに私は心を痛めております。一方、県は去る8月28日、仮設住宅無償提供2019年3月終了の発表をいたしました。そして帰還困難区域を除いて解除された富岡町、浪江町と、大熊町、双葉町など4町においては新たな「延長を望む声もあったため終了時期はまだ決めておりません。終了時期は今後判断する」これが県の正式見解であります。避難先自治体との関係はあるかもしれませんが。しかし県の方針や入居者の事情を考慮し、半ば強制的な立ち退きを迫るようなことは改め

るべきであると思います。町の対応について答弁を求めます。

帰還困難区域の諸問題についてであります。

一つは、114号線の自由通過交通についてであります。

水境から室原までは帰還困難区域であり、国道114号道路側溝以外これまで除染されておられません。放射線被ばくの問題もあり立入り許可がないと、立入り・通過は出来ませんでした。

町長は依然、住民の安全を守る立場から「114号線はトンネルにすべきだ」と政府に要望されたこともあります。形ばかりの道路除染はしたものの114号線沿線の線量が高いことはご承知のとおりであります。31年たったチェルノブイリは今でも30km圏内の通行立入りは厳しく規制されております。自由通過交通の基本的な問題は114号線周辺の除染をまったくやらないまま自由通過交通を認めるということであり、今回の114号線の自由通過交通についてこれまでの経過からして行政に瑕疵があると私は思います。この問題の背景には政府の原発事故の風化の環境づくりがあり、20mSv安全論があり、そしてそれらが新たな原発の安全神話につながるものであることはいうまでもありません。そのことを指摘して質問いたします。

町の説明によれば津島地区内にジャバラ又は車止め14箇所を含め鍵付きA型封鎖など合計25箇所が封鎖されることになりました。現在、すでにその資材は配置されております。住民立入りの際の施錠の開閉とガードレール型バリケードの管理はどのようになされるのか。立入りする住民にはその都度不便なく対応されるのか。町からは自由通過交通実施に伴う「自宅前バリケード設置に関する調査票」などが114号沿線住民だけに送られてきました。しかし、枝線封鎖について何も知らない多くの地区住民がおります。そして、多くの方から苦情が寄せられております。この方々にどう周知するのか、本来ならば説明会を開催し帰還困難区域の方々に理解と納得を得る必要があったのではないのでしょうか。なぜ説明会を開催しなかったのか、今後どうされるのか、お答えください。

帰還困難区域の保全と復興拠点整備についてであります。

帰還困難区域の道路・農地・集落保全についてお伺いいたします。原発事故から6年半が過ぎようとしておりますが、帰還困難区域は荒廃が進むばかりです。復興拠点整備も早くて5年後です。それまで放置することは誰もが認めがたいことです。現状はどうか、8月24日赤宇木地区で民家が全焼するという火災が発生しました。もし延焼すれば大火災になっていたかもしれませぬ。イノシシやサルの出没も最近目立って増加しており、被害は拡大するばかりです。

家の中は無残としか言いようがありません。つい最近、国道114号線、牛ノ舌と小塚地区の間で直径30cm台のアカマツが道路に倒れ交通障害になりました。たまたま県警のパトカーがそこを通りかかりました。浪江分署に通報しようにも、携帯電話も警察無線も通じないという事態が発生しました。事故に巻き込まれなかったのが偶然であり奇跡であったとしか言いようがありません。危険と荒廃と崩壊の渦中にあるのが帰還困難区域であります。これが「原発事故」などと諦めるわけにはいきません。どうすればよいのか。県道、町道、国道の行政による定期的なパトロールと危険箇所はもちろん一定幅の適切な保全管理、そして農地と集落保全、災害時など有事の緊急通報は勿論、日常の安全保障のためにも携帯電波の通話確保は緊急に取り組むべき帰還困難区域の緊急課題であります。町長は現状をどのように認識し、どのように改善を図るのか、明快にお答えください。

町は、帰還困難区域の拠点整備について8月末までに素案策定の方針であるということが示されました。ところが昨年8月31日の機関決定では「帰還困難区域の取り扱いは、福島復興に先行きにかかわる重要な課題である。将来的に帰還困難区域のすべてを避難指示解除し、復興再生に責任を持って取り組む」との方針が明らかにされました。そこには何と書いてあるか。産業の復興及び再生、公共施設の整備、生活環境の整備、除染計画面積などについて整備を進めるとあります。そこで津島、苅野、大堀それぞれの今の計画概要についてお示しをいただきたいと思います。

4番目は、工事請負契約と高落札率の問題についてであります。

これまでも町発注事業の高落札率について内部での見直しを求めてきました。改善の跡が見受けられないというのが入札結果を見れば明らかであります。例えば8月3日の臨時議会でも5件、税込み8億136万円の契約案件が上程されました。消防ポンプ自動車購入の落札率は99.6%、いこいの村なみえ機械改修工事97.7%、いこいの村なみえ電気設備工事99.2%、浪江東中学校グラウンド整備工事98.9%、限りなく100%に近い高落札であったことは明らかであります。ちなみに平成29年度浪江町当初予算の投資的経費は104億9300万円、そのほか物件費が51億150万円、計156億円を越す予算であります。総予算の66.5%がこれらの投資的経費、物件費に充てられる計画になっております。そして6月議会でも工事費4億5600万円の公共事業追加補正が計上されました。浪江町として復興に欠かせない事業であっても、入札改善は別問題であります。公共事業と入札改善の基本は何か。透明性の確保、公平性の確保、効率性の確保で

あります。高落札率案件について内部でこれまで何時、どのような検討が行われてきたのかまずお示しください。さらに従来の発想を変えた必要な改善について3点提案したいと思います。

一つは第三者による入札結果の検証と入札改善について提言をまとめ、議論の過程を含め情報公開すること。

二つは一者入札を禁止すること。

三つは落札率95%を超える契約案件について弁護士などが参加する監視委員会を設置し、そこで調査し、その結果を情報公開をすること。

以上入札改善について具体的に提案をしましたので答弁をいただきたいと思います。

国保事業の制度変更についてであります。

現在、市町村が運営する国民健康保険事業の財政が来年度から県に移管されることとなりますが、いくつかの問題についてお伺いします。

制度改正については、国保の広域化、いわゆる「国保事業都道府県単位化」のそもそもの問題は何か、ということであります。経過を見れば明らかであります。2012年8月消費税率引き上げを前提として「社会保障と税の一体改革関連8法」が民主党政権下で可決強行されました。それを具体化するために「社会保障改革国民会議」が立ち上げられ報告書が取りまとめられました。そこには「社会保障の機能の充実と給付の重点化・効率化、負担の抑制をする」と明記されました。要するに国は医療や介護を抑制・削減をしたいということであります。その後の経過が明らかのように、介護サービスの利用料負担が1割から2割に引き上げられ、来年8月からは単身世帯収入が340万以上の人は3割負担に引き上げられます。国の「社会保障一体改革」のもとで福島県は「地域医療構想」を作成しましたが、その中身はどうか。県内2万の入院ベッドを一定期間内に23%削減する福島県の構想であります。このように介護・医療費の利用者負担増と利用抑制が次々に行われてきたことはご承知のとおりであります。これが国保の広域化を進める基本的な背景であります。そのために「県単位」で地域医療体制と国保財政に責任を負わせる。国保税負担を増額方向で進めるということに他なりません。そこでお尋ねします。

社会保障としての国保事業が県に移管されることにより、事業主体であった町と町民にどのような影響が出ると考えられるか、お答えください。

二つ目は制度改正による国保税の試算についてであります。

県は8月28日に県内市町村の保険料の試算を発表しました。浪江町は平成29年度試算で一人当たり11万6973円、前年比26.2%の減ということですが、あくまでも試算であるということです。原発避難による医療費増を考えれば国保税の負担増が起こりうることは十分考えられます。それを踏まえた上で一つは町は一人当たり・世帯当たりの保険料はどのようになるかと考えているのか、お答えをください。

国保の財政支援についてであります。

帰還の現状を見れば町民生活の正常化は程遠いと判断せざるを得ません。したがって町の医療体制の強化と医療・介護負担の免除継続は命綱であるといわなければなりません。国の財政支援継続と、このことに対する町の対応についてお答え下さい。

同時並行で考えなければならないのは、国保事業の都道府県化が来年からスタートしますが、そもそも国保事業は国保法第1条にあるように、「社会保障及び国民健康の向上に寄与することを目的とする」と明確にうたわれている社会保障制度です。被災自治体以外の市町村でも、国保には定年退職による加入者が増加し、国保税の増加が頭を悩ませております。そこでこれまでのように県統一化になったとしても一般会計からの繰り入れなど市町村独自の判断を尊重すべきことを県に求めていく必要があると考えます。町はどういう方針で臨まれるか答弁を求めます。

最後に政治認識についてであります。

北朝鮮は9月3日、大陸間弾道ミサイル（ICBM）搭載用の水爆実験をしたと発表しました。北朝鮮の核実験は、今年だけでも13回に及ぶ弾道ミサイル発射とともに、世界とアジア地域の平和と安全にとって重大な脅威であり、この暴挙を糾弾し、強く抗議するものであります。これまでの国連安保決議、日本を含む6カ国協議の共同声明、日朝平壤宣言に違反する暴挙であることは明らかであります。8月29日の国連安保理議長声明でも「対話を通じた平和的で包括的な解決を呼び掛けており、国際社会が連携して「米朝両国の直接対話」を促し平和的・外交的手段での解決をあくまで追求すべきであると考えます。いま誰もが懸念する最大の危険は米朝両国の緊張がエスカレートし、偶発的な事態や思惑、誤算によって軍事衝突が引き起こされる可能性が生まれ、その方向に進むことあります。軍事衝突は、絶対に回避しなければなりません。安倍首相は首相官邸で「断じて容認できない」と言いつつ、「国際社会と連携して断固たる対応を取っていく」と強調したことが新聞でも報道されております。日本政府が取るべき道は「軍事対応」をにじませることではなく、あらゆる外交ルートを通じて「今こそ対話に踏み切る

べきだ」ということを米国政府に説き続け、そして北朝鮮にも発信することであると思います。日本共産党は8月12日に「危機打開のためには、米朝の無条件直接対話こそ緊急で切実な課題である」とする声明を志位委員長が発表しております。一連の事態に対する町長の認識と見解を問うものであります。

内閣改造から1カ月が過ぎました。安倍首相は何をやってきたのか。「加計」「森」疑惑が国民の厳しい批判と追及にさらされ、都議選でも自民党は惨敗しました。「深く反省」とか「説明責任を果たしていく」などと口にはしましたがマスコミなどで「疑惑に関与していないと一方的に弁明するばかりで、憲法53条に基づき、野党が求めた臨時国会招集にも応じておりません。国連加盟122カ国が賛成し「核兵器は違法である」、とした核兵器禁止条約にも、唯一の被爆国である日本政府はこの国連会議にも出席しませんでした。それこそ「断固たる条約承認の対応」を決断すべきであります。

都議選後鳴りを潜めたかに見える安倍政権下の改憲の動きであります。自民党憲法改正推進本部は、9条改訂について議論する全体会合を9月12日に開くことを決めました。憲法9条1項、2項を残した上で自衛隊の存在を明記する案を軸に進めるという流れを作ることが予想されます。自民党の高村副総裁はある会合で、秋の臨時国会に自民党の改憲案を示し、さらに来年の通常国会で改憲案の原案の審議を続け、6月には発議にしたい意思を示したことであります。憲法のもとで自衛隊が「合憲」と解釈されてきたことと、自衛隊が憲法に書き込まれることとは全く異なる問題であります。

安倍政権における改憲発議の動きについて平和憲法擁護の立場からどのような認識をおもちか、町長に答弁を求めて、第1回目の質問を終わります。

○議長（紺野榮重君） 町長。

○町長（馬場 有君） 北朝鮮の核・ミサイル問題についてのご質問にお答えをいたします。

8月29日に、北朝鮮が発射したミサイルが日本の上空を通過しまして、北海道の襟裳岬の東、約1180キロの太平洋上に落下する事態が発生いたしました。また9月3日には、これまでで最大ともいわれる6回目の核実験が強行され、北朝鮮の核兵器・ミサイル開発をめぐる米国と北朝鮮の緊張は深刻化しており、軍事衝突の危険性をはらんだ緊迫した事態と、大変危惧しております。

米国と北朝鮮間の情勢については、その動向を常に注視する必要があると考えておりますが、今、議員お質しのとおり国際社会が連携して、米朝両国の直接対話、そういうものを促しまして、平和的

外交的手段で解決をあくまでも追求すべきだという考え方で議員と同じ考えであります。アメリカと北朝鮮間の情勢については、先ほど申し上げましたように動向を常に注意しながら国際社会が一体となって、問題解決が図られるべきであると考えております。

それから、政治認識について、安倍政権と改憲発議の認識を問うというご質問にお答えをいたします。

国の最高法規であります憲法の改正は、国の在り方にも関わる極めて重要な問題であると考えております。日本国憲法は、平和主義、基本的人権の尊重などの基本原則によって、我が国の今日の平和と繁栄がもたらされる上で極めて重要な役割を果たしてきたと認識しております。憲法を改正する際は、国民の意思に基づいた正当な手段を踏まえた形で議論されるべきものと考えております。

私からは以上でございます。

以下の質問については担当課長がお答えいたしますのでよろしくお願い申し上げます。

○議長（紺野榮重君） 住民課長。

○住民課長（武隈吉美君） 1の（1）の①来年の3月末までとする環境省受付期間締め切りの延長の見通しはについてお答えいたします。

まず、放射性物質汚染対策特措法に基づき原子力事故に起因して生じた災害廃棄物は環境省が直轄で処理するようになっており、避難指示解除後に廃棄物となったものについては環境省での処理から除外されることとなっております。家屋解体についても、同様の考え方で避難指示解除後の申請については、環境省解体の対象外となっております。昨年まで避難解除している市町村においては、避難指示解除と同時期に解体申請の受付を終了しております。

しかし、浪江町におきましては、全域にわたる避難を余儀なくされているなどから、平成30年3月までの申請の受付を延長しておいたということであります。

続きまして、1の（2）の①再除染と低線量低減の実態はということでお答えいたします。

宅地、農地、森林、道路の全体面積につきましては3300haとなっております。宅地の除染件数については約5600件となっております。除染後の区分別平均値につきましては、平成29年3月現在、宅地が0.51μSv、農地が0.52μSv、森林が1.64μSv、道路が0.65μSvとなっております。0.23μSv/hを超える測定地点については、宅地が7万1388地点中5万4450地点。農地が1万9146地点中1万5682地点。山林が4778地点中、4690地点。道路が3万7849地点中、2万9590地点とな

っております。再除染の件数につきましては、追加及びフォローアップ除染ですが、現在156件を実施、完了しております、着実に放射線量が低減していることを確認しております。

○議長（紺野榮重君） 浪江診療所事務長。

○浪江診療所事務長（鈴木政己君） （3）医療診療について、①帰町された町民の診療の特徴はについてのご質問にお答えします。

診療の特徴であります、診療科目は、内科83%で、主に糖尿病、高血圧症。外科11%で、主に関節痛、切り傷。その他6%で皮膚病などとなっております。また、患者様の年齢構成であります、80歳以上が12%、70歳代が26%、60歳代が24%、60歳未満が38%となっております。

次に、②医師の補充見通しはについてのご質問にお答えします。

9月中旬以降の医師の確保につきましては、自治医科大学の先生にご対応いただけることとなっておりますが、10月以降の医師の確保の見通しが立っていない状況でございます。

医師確保に向けまして、7月より医師の募集をホームページに掲載しまして呼びかけているほか、国、県には医療スタッフの確保・支援につきまして再三、要望はしているところであります。中々見つからない現状であります。町としても引き続き県のドクターバンク等で募集を行いまして医療スタッフの確保に努めてまいりたいと考えているところであります。

以上よろしく願いいたします。

○議長（紺野榮重君） 企画財政課長。

○企画財政課長（安倍 靖君） 続きまして（4）生活支援について、①集会施設についてのご質問にお答えいたします。

町内の集会施設としては、各地区に公民館を設置しておりましたが、震災の影響により、現在は使用しておりませんが、今後、修繕や集約について検討してまいります。当面、目的や用途にもよりますが、町役場本庁舎や地域スポーツセンターの会議室等を利用いただきたいと考えております。また、各地区には行政区で整備した地区集会所もあります。また、各地区には行政区で整備した地区集会所もありますが、修繕が必要な場合、今年度当初予算におきまして、地区集会所修築事業補助金を創設しておりますので、活用いただきたいと考えております。

続いて②デマンドタクシーについてでございます。

デマンドタクシーの利用実態といたしましては、7月124件、うち町内利用57件、8月134件、うち町内利用81件となっております。運行開始当初は、南相馬市への利用が多くございましたが、町内公営住宅の完成もあって、最近は町内での利用が増加しているようで

ございます。

今後とも、利用促進に努めてまいりたいと考えております。

○議長（紺野榮重君） 産業振興課長。

○産業振興課長（岩野善一君） 続きまして（5）水素製造拠点について、①棚塩団地の整備計画と町の負担はのご質問にお答えします。

棚塩産業団地の整備計画につきましては、造成工事を平成29年度内に着工し、平成30年半ばの水素製造プラント建設着工までに事業用地を提供できるよう計画的に整備を進めてまいります。

なお、産業団地全体については、平成31年度末までに全体の整備が完了する予定となっております。また、団地整備に係る町の負担に関しましては、福島再生加速化交付金を活用して整備を行ってまいります。

次に、②水素製造の技術、コスト・インフラなどの問題は何かのご質問にお答えします。

水素製造にあたっては、製造や運搬にあたっての高い技術力と、水素を取り扱うための安全管理能力が求められるものと考えております。本事業におきましては、これまで水素産業に先駆的に取り組んできた岩谷産業等の事業者が参画しており、その技術・経験等が最大限活用され、安全な形で実施されるものと考えております。

○議長（紺野榮重君） 生活支援課長。

○生活支援課長（清水 中君） 大きな2番の仮設住宅の集約についてお答え申します。先に、仮設入居の延長という質問にお答えいたします。

町では、仮設住宅の入居者に対しては、住宅の確保状況や意向を尊重しながら、できるだけ柔軟な対応を心掛けております。しかし、8月29日現在の仮設住宅の入居戸数は608戸、入居者数は1065名となっておりますが、入居実態が無いにも関わらず、退去届を提出していない方が、町独自の調査により4割以上いることを把握しております。それによりますと、実際の入居戸数は350戸程度、入居者数は650名程度と推察されます。そのため、これから浄化槽や受水槽等の設備の不具合、入居者間の共助が保てないことなど防犯・防災面での不安など様々な問題が起きてくることが予想されます。現に昨年も起きております。加えて、設置自治体より、すみやかな用地の返還を求められていることもあり、仮設住宅を集約せざるを得ない状況となっておりますことを、まずご理解いただきたいと存じます。

次に、半ば強制的な立ち退きの問題でございますが、議員お質しの事例についてご説明いたしますと、第1例目の方は、5度目の申

し込みではなく、第5期目の募集に申し込まれた方でございます。この場合、設置自治体の要請によって、今年いっぱいよりもなるべく早く退去をお願いしているわけなんですけれども、入居者及び設置自治体とさらに協議を重ね、本人の不利益とならないような方向へ導きたいと考えております。

次に、第2例目の7月いっぱいでの退去を求めたとされる方については、この方は5月中に復興公営住宅の鍵の引渡しを終了していた方でありまして、町では本人の要望により7月末まで引っ越しの延長を認め、本人にもご納得いただいたケースでありまして、その後連絡を取り合いながら引っ越しを進めてまいりました。町では、決して強制的に立ち退きを求めておりませんことを、ご理解いただきたいと思っております。

○議長（紺野榮重君） 総務課長。

○総務課長（山本邦一君） それでは、3帰還困難区域の諸問題についての（1）114号線の特別通過交通について、①枝線封鎖の管理と立入りの利便性についてはのご質問にお答えします。

枝線のバリケードの管理は、原則、国が行います。こちらは浪江町に限ったものではなく、特別通過交通を実施している国道6号も同様の管理となっております。

また、帰還困難区域の一時立入りは、コールセンターを通じての立入りと公益一時立入りでの方法となります。枝線についてはバリケードにより立入り規制することとなりますが、立入りにあたってのゲートの開閉作業が、住民の皆様の不便につながらないような体制を作ってまいりたいと思っております。

続きまして、2点目のなぜ説明会を開催しないのというご質問にお答えいたします。

特別通過交通の実施につきまして、これまで地元区長の皆様や、議会での説明に努めてまいりましたが、今般9月号の広報紙に特別通過交通実施の概要についてちらしを折り込ませていただきました。なぜ説明会を開催しないのかというご質問についてでございますが、日程等の都合により参加できない方なども多く出てくる可能性がございます。

また、鍵付きバリケードの設置などにより、一時立入りの方法が町民それぞれ異なることから今回は帰還困難区域の全世帯個別に案内を出させていただき、ご不明な点やご意見等について個別に丁寧に対応してまいりたいと考えております。

○議長（紺野榮重君） 企画財政課長。

○企画財政課長（安倍 靖君） 続いて、（2）保全と拠点整備について

て、①道路・農地、集落地域保全、携帯電話改善についてのご質問にお答えいたします。

町道の管理については町が、また、国・県道の管理につきましては、道路管理者である県と連携を取りながら、道路わきの除草、あるいはパトロール等に取り組んでいるところでございます。

農地や集落保全につきましては、今回整備を計画しております、特定復興再生拠点区域を先行して、整備してまいります。

さらには携帯電話の不通区間の改善については、来年度の事業化に向け、現在、携帯電話事業者と協議を続けているところでございます。

②の拠点整備計画の取り組みと概要につきましてはでございます。

現在、大堀・苅野・津島の3地区それぞれに、復興拠点を設定し、除染・インフラ復旧を実施するよう計画しているところでございます。その他詳細につきましては、12日開催予定の全員協議会でお示ししたいと考えてございます。

続きまして、4工事請負契約と高落札率について、(1)入札制度改善についてのご質問にお答えしたいと思います。

入札の執行にあたりましては、透明性の確保、競争の促進、不正行為排除の徹底、並びに適正な金額での契約締結に留意しており、入札結果のホームページ及び窓口での公表、指名競争入札における競争性の確保、不正行為等に対する指名停止等の措置、さらには入札時に工事内訳書の提出を求め、工事等の品質確保に努めているところでございます。

現在のところ、入札全般に関する課題等につきましては工事等指名運営委員会で審議を行い、その他、特に問題となる低入札価格での入札、あるいは入札談合に対しましては、別委員会を設置し、対応を調査検討するなど、適正な入札執行に努めているところでございます。

続いて一者入札につきましては、競争性の確保から、望ましくないと認識しております。財務規則におきましても、指名競争入札の場合、なるべく5者以上の指名と規定しており、適切な業者数の確保に留意しているところでございます。

さらには、入札監視委員会につきましては、現在検討しておりませんが、今後も、工事等指名運営委員会において、入札方法、指名業者等、慎重に審議を行い、適正な入札執行に努めてまいりたいと考えております。

また、入札後の契約事務の執行につきましては、町の監査対象となっており、定期的に監査を受けているところでございます。

○議長（紺野榮重君） 健康保険課長。

○健康保険課長（鈴木政己君） 5国保事業の制度変更と町の対応について、（1）制度改正の問題について、①県移管のそもそもの問題を問うについてのご質問にお答えします。

国民健康保険の改革による制度の安定化につきましては、「持続可能な医療保険制度を構築するため国民健康保険法等の一部を改正する法律」が、平成27年5月27日成立したことを受けまして、町が運営している国民健康保険を平成30年度からは、県が財政運営の責任主体となりまして、安定的な財政運営や効率的な事業の確保などの国保運営の中心的な役割を担い、制度を安定化することとなります。

また、町は町民の皆様と身近な関係にありますので、資格管理、保険給付、保険料の決定、賦課・徴収、保健事業等の地域におけるきめ細かい事業を引き続き担うこととなります。

現在、福島県と市町村におきまして、福島県市町村国保広域化等連携会議ワーキンググループを開催し協議を行っておりまして、国保改革が町民の皆様にとりまして、より良いものとなりますよう議論を深めております。

いずれにいたしましても、町としましても遺漏なく平成30年4月を迎えられるよう、鋭意準備を進めまして、県と町が一体となり国保事業の運営に向けましてしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

次に、（2）制度改正による国保税の試算について、①一人当たり・世帯当たりの保険料はどうかについてのご質問にお答えします。

来年度の国保税の試算につきましては、県が、今年11月に再度仮算定を行い、実際の給付金、標準保険料率となります本算定につきましては、来年1月頃に示される予定となっております。また、町としましても、本算定で提示されました標準保険料率などを参考に、保険料を決定していくこととなっております。議員お質しの、一人当たり・世帯当たりの保険料は、まだ決定しておりませんので、保険料が正式に決定しましたら、周知させていただきたいと考えているところであります。

次に、（3）避難自治体に対する国の財政支援について、①今後の国の財政支援は継続されるのかについてのご質問にお答えします。

国の財政支援につきましては、これまでも1年ごとに国保の取り扱いが決定されまして、国に財政支援をいただいているところであ

ります。町といたしましても、国に対しまして、国保税及び一部負担金免除、さらには健康管理、健康維持に係る財政支援ができる限り長い期間、継続されますように強く要請してまいりたいと考えているところであります。

次に、②一般会計繰入れによる国保税の軽減はについてのご質問にお答えします。

保険税の設定にあたりましては、県は地域の医療費水準や所得水準に応じて、市町村ごとの標準保険料率を算定することとなっております。これを受けまして、市町村では、この保険料率を参考に、地域の実情に応じて独自に保険料率を設定することとなります。激変緩和措置はあるものの、被保険者の負担増とならないように、基金を取崩しなどで対応できるものと考えているところであります。

○議長（紺野榮重君） 16番、馬場績君。

○16番（馬場 績君） 何点か再質問をいたします。

再質問でできなかった部分については3度目の質問に回すということについても主張してご了解いただきたいと思っております。

まず、政治認識の問題について、改憲発議の安倍政権の動き、それから北朝鮮の核ミサイル問題について質問しました。町長答弁について全くその通りだと思っております。特に米朝問題については、偶発的に事がおきかねない、そういう状況にあると誰もがそうみていると思うんです。こういうところでこういう言葉を使うのは大変失礼なんですけれども、マスコミなんかでもどっちもどっちだとか、お互い挑発しあっている。そういうこともままあるので、やっぱり国際チャンネルを通じて直接対話を実現させると。これが最大の米朝の平和、アジアの平和に結びつく手段だと。そのために町としてできることというのは極めて限られているわけけれども、一地方自治体の首長であっても直接対話を呼びかけるという見解を明快にされたことについては私は高く評価したいと思います。憲法の問題については、あくまでも平和憲法基本三原則を守っていくべきだという姿勢についても非常に重要な答弁だと思います。

それでは、1番から重要な点について再質問をいたします。

まず家屋解体についてですけれども、結局、課長答弁は、浪江町を1年延長したと。国が言っているとおり、平成30年3月で建物解体は締め切ると、そういう町の考えだということですよ。そこが問題だとこれからどれだけ減るかは分からないけれども、帰還の実態だって、それぞれの議員が言っているとおり、こういう状況にあって、今後どうなるか分からない。それこそ解体締め切りをけつを切って締め切りを迫るということになれば、私はやっぱり行政に対す

る町民の不信はさらに増すばかりだし、町民の不安は増幅するばかりだと。町長、浪江町は1年延長したと言うんだけれども、浪江町の事情は違いますよ。先ほど松田議員は南相馬の帰還した状態について数字で示されましたけれども、私は少なくとも、私はここでは期間を区切って提案はしませんけれども、少なくとも来年末での家屋解体の打ち切りは延長すると、その立場で環境省に求めるべきだと思うんです。町長から答弁をいただきたいと思います。

それから、再除染の問題。改めて区分別の0.23以上の箇所数を聞いてびっくりしました。山林はほとんどでしょう、約9割。山林の除染と言ったって林縁から20mしか除染しないわけだから。そこで0.23を超えるのは4690のうち、4478だというわけでしょう。農地だって1万9160のうち1万5682、宅地は3万7890のうち2万7991。文字通り、その0.23を超える箇所がどこにでもあると。町民が不安に思うのは当然だと思うんです。そこで再除染のお答えについては副町長がたびたび答弁してきましたので、改めて、質問したいと思いますけれども、線量の高いところについて、情報公開は中々無理だと思いますけれども、少なくとも0.23を超える箇所について基本的には再除染を求めるということを環境省に求めるべきだと思います。そのことを除染検証委員会でも議論して、合意形成して、除染検証委員会の確認事項だということで再除染を迫る必要がある。それをやるかどうか。

それから、先ほど松田議員が触れましたけれども、NHKの報道スペシャルです。皆さん方も見られたと思います。3.8 μ Sv以上を超えると浪江町だけです478あるというわけだから。ここは副町長分かってましたか。その上で478箇所についてその後どう対応されましたか、お答えをいただきたいと思います。

それから、医療診療について、色々病状というか診療科目の内容についてお話しされましたけれども、私はここで大きな問題は、町に帰ってわずか3カ月で脳梗塞で倒れて亡くなると、ある意味では帰りたくて帰ってふるさとで亡くなったという意味では仏さんもある意味満足されたかもしれませんけれども、私は帰っている人が老人なだけに、その人たちの病状、健康状態を町が把握してきめ細かい対応をすべきだと。どうするか、診療実態については先ほど言われたとおりだから、町としてどうフォローをしていくか。私は訪問介護ステーションをつくるべきだと思います。医者確保についても残念ながら見通せないということですから、できることとして診療介護訪問ステーションをつくと。そこで帰町した人、もちろん復興公営住宅、旧雇用促進住宅に帰った人なども含めて、手厚いき

め細かいフォローをしていくということが大事ではないかと。そのことを進めるかどうか答弁を求めたいと思います。

それから、自由に集まれる施設・会場、スポーツセンターもあるし、地区の集会所もあるし、本庁舎もあるということだけれども、先ほども議論になったけれども、私は帰った人は地域スポーツセンターに集まれますよ。役場でも会議室ありますよ、使ってくださいと言うだけでは帰町した人は安心して集まってこれない。そうではないと思うんですよ。本当に自由に集まれるそういう環境づくりが必要だと。一つの提案をしたいと思うんだけど、色々苦労してまるしえなみえを造りました。私も何度か寄っておりますけれども日曜休み、空いているところについても日によってはお客さんおりますけれども、やっぱり閑散としたものです。どうするかということです。買い物環境整備も含めて、一つの提案だけれども、例えば、中央公園にでもまるしえなみえを移動してもう少しましな施設を造って、そしてそのスペースに交流施設を作ると。文字通り人が集まる、買い物環境整備もできる。そういう具体的な取り組みが必要だと。今、プレハブでそれこそ様々な手当てはしていますけれども。

○議長（紺野榮重君） 質問時間終了です。

○16番（馬場 績君） ということで、そういう見直しも含めた交流センター施設を考える必要があるのではないか。お答えください。

○議長（紺野榮重君） 副町長。

○副町長（本間茂行君） まず、解体についての再質問についてお答えします。

浪江町では、浪江町のこういう状況があるからこそ、避難指示と同時に解体の申請を打ち切るのではなくて、延長してほしいと昨年の秋から再三国に要求して避難指示解除後1年間の延長を認めていただいたものであります。しっかりと住民の皆様に広報してこの期間にり災判定なり、解体申請してもらおうよう広報してまいりたいと思っております。

次に除染についてでございます。

浪江町では長期的に1 mSvを目指すとしております。その方向で除染は継続してもらいたいと考えておりますし、そういう基本に則りながら除染検証委員会では主に住民の皆様の個別的な不安な事項について取り上げて検証していきたいと思っております。

また、3.8 μ 以上の478箇所については、これは避難指示解除の時に全員協議会でも環境省が示しておると思いますがヒストグラムがあるんです。あれの除染後の棒グラフを見て、3.5以上のところをNHKは足していっただけなんです。だからあの時点でも478とい

うのは分かっていたということでございます。それで我々として明らかに生活空間において影響を及ぼすところをピックアップして、現在、まずは62件は確実に生活圏を及ぼすということで除染をしております、3.8以下に必ず下げるよう現在、除染しているところでございます。

○議長（紺野榮重君） 浪江診療所事務長。

○浪江診療所事務長（鈴木政己君） 医療診療についてということで、きめ細かい支援体制であります、未受診者の方につきましては、ケア会議などの情報を共有いたしまして、帰町されました町民の方々に寄り添いながら、受診に導きたいと考えているところであります。

また、町としての診療介護訪問ステーションに関しましては、勉強させていただきたいと思っております。

○議長（紺野榮重君） 企画財政課長。

○企画財政課長（安倍 靖君） それでは自由に集まれる集会施設ということで、ご提案いただきました。そのために現在進めておるのは交流情報発信拠点施設の整備でございます。その間は既存の施設の再利用といいますか、有効活用によって集会施設等に利用していただきたいと考えているところでございます。

○議長（紺野榮重君） 16番、馬場績君。

○16番（馬場 績君） 再除染の問題について1点ご質問いたします。

3.8以上のところ478箇所については、町でも分かっていたと、環境省が議会にも説明していたと、資料の集計数が478だということについては分かりました。それで3.8以下に下げるという漠然としたものではなくて、私は478箇所がどういう地目に存在するかというところは調べていないわけけれども、漠然と3.8以下に下げるでは、これは除染検証委員会の立場としてはしっかり機能していないと思うんです。3.8以下に下げるという姿勢は分かるけれども、それをいつまで1ミリ以下を目指すということだから、いつまでそれを目指すのかということが大事だと思うんです。そのところを明らかにしていただきたい。その上で0.23を超えるところが合計していませんけれども、宅地だけでも5万4540だから0.23を超えるところ、もっと高いところがあるということです。これについても私は計画的に線量を引き下げると。そのスケジュールというか、少なくとも生活の面でいえば宅地だから、そして農家の人に戻ってくるということであれば道路だから、あるいは山林だって住宅と一体化している問題だから。そういうところについて具体的に数字の計画を持ちながらどう再除染を進めていくかということが求められている

と。除染検証委員会としての重要な責任と役割だと思います。改めて答弁を求めます。

それから、交流センターについては、今の施設を利用してもらうという立場、そういう答弁だったと思います。それでは、私は少なくとも集まるところがなくて、帰っても何もすることがなくて、つまらないんだと、一旦戻ったけれども、また福島に戻ったよと、二本松に戻ったよ、そういう話聞きますよ。だからそういう施設を造る場合、どういう機能を持たせるかということも含めて、場所も含めてもっと住民の要望に答えていくべきだと、そういう検討をするかどうか答弁ください。

それから、訪問ステーションについては勉強するということから、これは、准看護婦でもいいですよ。配置して訪問ステーション、機能させるという取り組みが大事だと思いますので、大いに勉強して具体化していただきたい。

水素製造についてですけれども、一言で言って、決してバラ色ではないと。これは環境省の方の答弁ですが、こういう答弁があります。水素エネルギーについては将来の二次エネルギーの中心的役割を担うということが期待されていると、水素導入に向けて様々な要素技術の研究開発や実証事業が取り組まれてきていると。実証事業の段階なんですよ。経済産業省の立場ですよ。その上で技術問題もある、コスト問題もある、制度問題もある、インフラ問題もある、未だ多くの課題が存在している。産業振興課長、問題ないみたいなんそういうことでふんわかムードで進められるようなものではない、もちろん浪江町としては生かせるものならば、生かしていく必要があるわけだから、生かすという立場に立ちながら具体的にどういう問題があるのかということ調査研究すべきです。県から5人も来ているんでしょう。もっと問題を掘り下げる。町の負担の内容はどうだと何回も聞いても具体的な答弁は返ってない。これは先ほどの答弁から言うと、平成29年度着工だから、設計書というか具体的な構想ができていないわけがないんです。浪江町はどの部分でどういう負担が、発生するのか、そのことをご承知だったらば答弁ください。

それから、入札改善の問題、入札改善については従来通り、指名委員会でこれまで通り適切な執行に努めるということだから、新たな改善の取り組みはない。

しかし、8月3日の臨時議会5件のうち先ほど言ったように4件が限りなく100%に近い、最高99.2%です。これで指名委員会で適切に入札を執行してきたと言えるかどうかという問題、何よりも結

果が明らかですよ。積算に問題があるのか、あるいは指名の段階で問題があるのかいろんな問題があると思うんだけど、少なくともこれまでの延長では改善が期待できないと、その上で第三者による入札結果の検証をすべきではないか。その必要ないですか。一者入札については好ましくないということだからいいと思います。その上であくまでも問題のある案件については、監視委員会を設置して、弁護士などにも入ってもらって適正な行財政の運営をするということが求められているというのがここ最近の入札結果をみれば明らかです。改めて入札制度の改善についての町の取り組みについて答弁求めます。

それから、帰還困難区域の問題。枝線封鎖の問題については、今度は全戸に案内するという事だけれども、多くの人は枝線封鎖、しかもその鍵の開閉がどうなるか分からない。昨日も津島診療所に私行ったの高血圧薬もらいに。そしたら二人の人がおりました。津島の人。一人は手七郎、一人は南津島。馬場さん、まだ現地には行ってないんだけど封鎖されんだしけ。今までみたいに我々がそういう意味では不自由なく立入りできるのか。鍵の管理は環境省がやると言っているからわからない。明日は一般質問でその問題を取り上げるので改めてお知らせしますと言ったんだけど、環境省が鍵の開閉をするということになれば、立入りする住民は何人いるか分からない。時間帯も別々、混乱するのは明らかです。

それから今、浪江町が行っているパトロール、あるいは警察パトロール、これらの立入りはどうなるのかということです。

それから、火災が起きたんだけど、そういう時に、例えば、帰っている人たちが消火に駆けつけたいと思っても、バリケード封鎖されていけば、現場に行くこともできないわけです。そういうことを検討しましたか。住民は様々な不安と問題を抱えている。だから封鎖するのであれば封鎖するように十分に関係者に地域住民に説明をすべきだと全戸に通知するのではなくて、説明すべきだ。今私が指摘した具体的な問題の対応と説明会開催について、やるのかやらないのか。今一度答弁を求めます。

それから、帰還困難区域の問題で言えば、保全管理です。町長とこのこと何回もやりとりしてきているから、振り返りではないけれども。

○議長（紺野榮重君） 時間です。

本間副町長。

○副町長（本間茂行君） 再除染について、再質問にお答えいたします。

毎度、議会で答弁させていただいておりますが、再除染につきま

しては、2週間から3週間に1回、環境省と高線量会議というものを開催して3.8以下に下げればそれで終わりとか、少し低くなったから終わりとかではなくて、住民が不安に思うところ、少しでも高いと思うところは具体的にどういう除染をしたらいいかということを経営的に検討しております、今後も引き続きそれはやっていきたいと思っております。

○議長（紺野榮重君） 企画財政課長。

○企画財政課長（安倍 靖君） 集会所といいますか、そちらの件でございますが、既存施設の有効活用という際にはやはり修繕等も必要になると考えております。その際に地域住民の方々とある程度相談させていただきながら、どの施設を再利用するかそういった件で検討してまいりたいと考えております。

○議長（紺野榮重君） 産業振興課長。

○産業振興課長（岩野善一君） 具体的な構想というか事業費にどの程度想定しているのかということでございますが、棚塩産業団地の造成工事にかかる事業費については、現在、基本設計を進めているところでありまして、今後、実施設計の中で精査してまいります。なお、水素製造プラントの建設費については、事業者が設計を行っているところであり、詳細については伺っていないところでございます。

○議長（紺野榮重君） 企画財政課長。

○企画財政課長（安倍 靖君） 入札についてのご質問でございますが、町といたしましては、予定価格の設定についてはもちろん適正な額であると認識して入札を執行してございます。さらにはご質問にありました指名業者につきましても、もちろん指名委員会等で町に登録している業者について慎重審議を行って、その都度指名してございますので、それについても町としては問題意識はもってございません。結果として落札率が高率というような数字としては結果がでておりますが、入札執行についてはあくまでも法や条例に則り適正に執行しているという認識をもっているところでございます。

○議長（紺野榮重君） 総務課長。

○総務課長（山本邦一君） 特別通過交通に関してでございますが、地元からの鍵付きゲートの設置など防犯対策の強化を要望されたこともございまして、議員ご指摘のような対応となっておりますが、特通実施後も運用面で改善すべき事項等があれば、内閣府と調整してまいりたいと考えております。現在の調整状況でございますが、まずコールセンターを通しての鍵付き蛇腹ゲートの開閉については、他町村同様内閣府スタッフが対応することとしております。

また、公益立入りの場合の鍵付きゲートの開閉についても内閣府でサポートしていただくよう現在調整しているところでございます。単管による鍵なしゲートにつきましては、立入者自身による開閉を想定しております。

なお、先ほども答弁申し上げましたが、説明会の開催につきましては、今回は、開催ということではなくて、個別に通知を申し上げまして、個別に具体的に対応してまいりたいと考えております。

○議長（紺野榮重君） 以上で16番、馬場績君の一般質問を終わります。

◎散会の宣告

○議長（紺野榮重君） 本日の議事日程は全て終了しました。

本日はこれで散会します。

なお明日は、午前9時から本会議を開きますので、ご参集を願います。

なおこの後、4時30分から議会運営委員会を開催しますので、委員の方は第一委員会室にご参集ください。

（午後 4時23分）

9 月 定 例 町 議 会

(第 2 号)

平成29年浪江町議会9月定例会

議事日程(第2号)

平成29年9月6日(水曜日)午前9時開議

- 日程第1 請願・陳情の付託
- 日程第2 認定第1号 決算の認定について
- 日程第3 認定第2号 浪江町水道事業会計決算の認定について
- 日程第4 議案第76号 浪江町立認定こども園条例の制定について
- 日程第5 議案第77号 浪江町立小学校及び中学校条例の一部改正について
- 日程第6 議案第78号 浪江町スポーツ施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第7 議案第79号 売買契約の締結について
(災害公営住宅幾世橋地区第2期)
- 日程第8 議案第80号 双葉地方広域市町村圏組合規約の変更について
- 日程第9 議案第81号 平成29年度浪江町一般会計補正予算(第4号)
- 日程第10 議案第82号 平成29年度浪江町文化及びスポーツ振興育成事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第11 議案第83号 平成29年度浪江町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第12 議案第84号 平成29年度浪江町国民健康保険直営診療施設事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第13 議案第85号 平成29年度浪江町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第14 議案第86号 平成29年度浪江町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第15 議案第87号 平成29年度浪江町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第16 議案第88号 平成29年度浪江町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)
- 日程第17 議案第89号 平成29年度浪江町水道事業会計補正予算(第1号)
- 日程第18 議案第90号 浪江町名誉町民の推薦について
- 日程第19 同意第4号 特別功労者の決定について

日程第 20 報告第 5 号 財団法人福島なみえ勤労福祉事業団の経営
状況報告について

出席議員（16名）

1番	石井悠子君	2番	高野武君
3番	半谷正夫君	4番	紺野榮重君
5番	紺野則夫君	6番	佐々木勇治君
7番	平本佳司君	8番	渡邊泰彦君
9番	佐々木恵寿君	10番	松田孝司君
11番	山本幸一郎君	12番	山崎博文君
13番	泉田重章君	14番	佐藤文子君
15番	吉田数博君	16番	馬場績君

欠席議員（0名）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	馬場有君	副町長	宮口勝美君
副町長	本間茂行君	教育長	畠山熙一郎君
代表監査委員	根岸弘正君	総務課長	山本邦一君
企画財政課長	安倍靖君	二本松事務所長兼 総合窓口課長兼仮設 津島診療所事務長	居村勲君
産業振興課長	岩野善一君	住宅水道課長	戸浪義勝君
まちづくり整備課長	三瓶徳久君	教育委員会事務局 教育次長兼浪江町中央公 民館長兼浪江町津島公民 館長兼浪江町図書館長	大原教知君
会計管理者 兼出納室長	鈴木貞孝君	生活支援課長	清水中君
住民課長	武隈吉美君	健康保険課長兼 浪江診療所事務長	鈴木政己君
介護福祉課長	佐藤祐一君		

職務のため出席した者の職氏名

事務局 長

清水 佳宗

書 記

柴野 早苗

主幹 兼 次長

吉田 厚志

◎開議の宣告

○議長（紺野榮重君） おはようございます。ただいまの出席議員数は16人であります。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

（午前 9時00分）

◎議事日程の報告

○議長（紺野榮重君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

ここで生活支援課長から発言を求められておりますのでこれを許可します。

生活支援課長。

○生活支援課長（清水 中君） 昨日の馬場議員の一般質問の中の2番、仮設住宅集約の件で私の答弁内容につきまして、一部訂正させていただきたいと存じます。「仮設住宅入居者の第1例の方につきまして、公営住宅に5回応募したのではなく第5期募集に応募した」と私は答弁いたしました。議員お質しのとおり、確かにこの方は数回応募されたという事実がございましたので訂正させていただきます。

次に、第2例の方につきまして、議員お質しの町民と私が答弁した町民は別々の人の説明でありましたので、的確でなかったことをご報告申し上げます。申し訳ありませんでした。

◎請願・陳情の付託

○議長（紺野榮重君） 日程第1、請願・陳情の付託を行います。

今期定例会において受理した請願1件、陳情1件は、会議規則第92条第1項の規定により、お手元に配付した請願・陳情文書表のとおり所管の常任委員会に付託します。

なお、所管常任委員会は、会期中に審議のうえ、議長あてに報告願います。

◎認定第1号から報告第4号の一括上程、説明

○議長（紺野榮重君） お諮りします。

日程第2、認定第1号 決算の認定についてから、日程第20、報告第5号 財団法人福島なみえ勤労福祉事業団の経営状況報告についてまでを一括議題としたいと思っております。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紺野榮重君） 異議なしと認めます。

よって、日程第2、認定第1号 決算の認定についてから、日程第20、報告第5号 財団法人福島なみえ勤労福祉事業団の経営状況報告についてまでを一括議題とします。

日程第2、認定第1号 決算の認定についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場 有君） 日程第2、認定第1号 決算の認定についてご説明いたします。

本案は、平成28年度浪江町一般会計をはじめ9の特別会計の予算執行結果を報告し、認定を求めるものであります。

平成28年度は、浪江町復興計画に位置付ける「復旧実現期」の最終年度として、ふるさとの再生に向けた取り組みを本格的に進めました。

また、避難生活が長期化する中で、町民の皆様の生活再建支援や絆の維持についても引き続き重点的に取り組んだところであります。具体的には、住宅環境を整えるための災害公営住宅や福島再生賃貸住宅の整備、教育環境を整えるための認定こども園や浪江町小中学校の整備、雇用の促進を図るための産業団地の整備などに着手いたしました。また、町民の皆様の一時宿泊所「ホテルなみえ」の開設、「まち・なみ・まるしえ」の完成、「浪江診療所」の開所など、これまで進めてきた取り組みの成果が少しずつ見えてきたところであります。

さらには、避難生活を続ける町民同士の絆を維持していくために、従来の広報誌に加えタブレット端末のアプリ改善などで情報発信の強化を行うとともに、県内での交流館運営や全国各地への復興支援員配置を引き続き実施いたしました。

これらの結果、一般会計においては、歳入歳出決算額ともに過去最大規模の決算額となっております。

また、実質収支については黒字、実質単年度収支についても黒字となっております。決算に関連して、財政健全化判断比率である「実質赤字比率」「連結実質赤字比率」「実質公債費比率」「将来負担比率」の4指標につきましては、昨年度同様全てにおいて早期健全化基準未満となりました。

その他9の特別会計においても、全て実質収支の黒字を確保しております。

なお、決算の認定を求めるにあたり、監査委員の審査を受けましたので、その意見書及び関係書類を併せて提出しております。

詳細につきましては、それぞれ担当課長に説明させます。

○議長（紺野榮重君） 企画財政課長。

○企画財政課長（安倍 靖君） それでは平成28年度主要の施策により、ご説明申し上げます。

1 ページをお開きください。一般会計決算状況について第1表一般会計決算の概要をご覧くださいと思います。平成28年度の歳入決算額は200億7983万4000円、対前年比42.9%の増。歳出決算額は182億5599万4000円、対前年比36.4%の増となりました。歳入歳出差引額18億2384万円から翌年度に繰り越すべき財源14億8649万1000円を差し引いた実質収支は3億3734万9000円の黒字となりました。

また、前年度の実施収支を差し引いた単年度収支は1億177万8000円の赤字。さらに財政調整基金への積み立て、取り崩しを加えた実質単年度収支は3億6367万6000円の黒字となっております。

続いて、歳入の状況について3ページ、第2表歳入の状況をご覧くださいと思います。主なものを申しますと、まず町税につきましては、震災後、減免措置を継続しており、決算額で5億876万6000円、構成比2.5%、対前年比33.1%の減となっております。

次に、地方交付税は66億3613万4000円、構成費33.1%、対前年比22.6%の増で、震災復興特別交付税の対象事業である福島再生加速化交付金事業や東日本大震災復興交付金事業の増などにより、交付額が増加しております。

次に、国庫支出金は72億7166万1000円、構成比36.2%、対前年比118.5%の増で、災害公営住宅や福島再生賃貸住宅整備事業など町内復興事業の財源である福島再生加速化交付金の増などにより、増加しております。

次に、県支出金は10億7570万2000円、構成費5.4%、対前年比3.6%の増であります。

次に、繰入金は29億1079万4000円、構成比14.5%、対前年比50.2%の増で浪江町復旧復興基金、浪江町帰還環境整備交付金基金など、復興事業特目基金の繰り入れ増により増加しております。

最後に町債ですが、前年度に引き続き、新規借り入れはいたしておりません。

続いて、4ページ第3表、財源の構成でございます。まず一般財源と特定財源との比較ですが、一般財源は92億1820万1000円、構成比46%、対前年比13.5%の増。特定財源は108億6163万3000円、構成比54%、対前年比83.1%の増となっております。前年度と比較し、一般財源においては、地方交付税の増により、特定財源においては国庫支出金の増により、それぞれ増加しております。

次に、自主財源と依存財源との比較ですが、自主財源は46億4267万2000円、構成比23.1%、対前年比23.4%の増。依存財源は154億3716万2000円、構成比76.9%、対前年比50.0%の増となっております。前年度と比較し、地方交付税や国庫支出金の増などにより、依存財源が大幅に増加しております。

続いて、6ページ第4表町税の状況でございます。町民税につきましては、個人町民税が2億7715万1000円、対前年比36.9%の減、法人町民税が1億2104万4000円、対前年比42.5%の減となっております。これは、平成26年度末で確定申告の期限延長が終了したことにより、前年度決算額が一時的に増加したことによる減でございます。町税全体の決算額は5億876万6000円、33.1%の減となっております。

続いて、歳出の状況について、7ページ第5表目的別歳出の状況をご覧くださいと思います。主なものを申し上げますと、まず総務費は58億4828万8000円、構成比32%、対前年比47.8%の増で、主に浪江町帰還環境整備交付金基金積立金など基金積立金の増により増加しております。

次に、民生費は28億5826万7000円、構成比15.7%、対前年比3.5%の増で、主に認定こども園建設工事費の増などにより、増加しております。

次に、衛生費は12億7941万7000円、構成比7.0%、対前年比92.5%の増で主に上水道事業補助金や直診会計操出金の増により増加しております。

次に、商工費は11億6251万3000円、構成比6.4%、対前年比972.3%の増で、主に既存工場用地取得費の増などにより増加しております。

次に、土木費は34億4274万9000円、構成比18.9%、対前年比66.7%の増で主に災害公営住宅並びに福島再生賃貸住宅整備事業の増などにより増加しております。

次に、消防費は15億5187万8000円、構成比8.5%、対前年比20.5%の減で主に防災行政無線整備費や太陽光発電設備整備費の減により減少してございます。

続いて、9ページ第6表性質別目的の状況でございます。義務的経費につきましては、27億8090万1000円、構成比15.2%、対前年比1.8%の増で主に復興事業に従事する人件費の増により増加しております。

次に、投資的経費は43億6431万3000円、構成比23.9%、対前年比59.2%の増で災害公営住宅整備事業、産業団地整備事業、認定こ

も園並びに浪江東中学校整備事業など、普通建設事業の増により増加しております。

次に、その他の経費は111億1078万円、構成比60.9%、対前年比40.3%の増で、主に復興財源の基金積立や防犯パトロールなど委託料の増、さらには営農再開支援事業補助金など、補助費等の増により増加しております。

続いて、第6表には性質別歳出の詳細について記載してございます。

続いて、12ページ第8の1表、財政構造に係る指数等の状況でございませぬ。まず、経常収支率は99.8%で震災以降、経常一般財源の減収により高水準で推移しております。

次に、財政力指数は0.42で前年度より0.03ポイント増加しております。

次に、財政調整基金現在高は19億1654万9000円で前年度より4億6545万3000円増加しております。

次に、翌年度以降財政負担額は39億870万3000円で地方債の発行を抑制し、5億5107万5000円を償還したことにより、前年度と比較して5億9240万6000円減少しております。

次に、実質公債費比率は8.5%で前年度より1.6ポイント減少しております。

続いて、13ページ第8の2表、健全化判断比率の状況でございませぬ。実質公債比率につきましては、先に説明したとおりでございませぬが、他の健全化判断比率並びに公営企業資金不足比率については昨年と同様算出されてはおりませぬ。

14ページ、第9表は地方債種別ごとの現在高一覧、さらに15ページ第10表は、借入先別及び利率別の現在高となっておりますので、ご確認いただきたいと思ひます。

続きまして、16ページ第11表、債務負担行為の状況でございませぬ。

主に、県営請戸川土地改良事業に対する補助金で平成28年度決算額は合計で3817万3000円、平成29年度以降支出予定額は2億1756万9000円となっております。

次に、第11の2表、双葉地方広域市町村圏組合負担金の状況ですが、平成28年度決算額は5億8544万7000円で、主に管内消防庁舎整備事業の増により増加しております。

続いて18ページ、第12表、基金の状況についてでございませぬ。積立基金は一般会計13基金、特別会計5基金、計18基金設置しており、平成28年度末現在高は172億1903万4000円で帰還環境整備交付金基金や国民健康保険給付支払準備基金の積増し等により、18億6537万

6000円増加しております。また定額運用基金の平成28年度末現在高は4億9456万9000円となっております。

一般会計の決算状況については以上となります。

○議長（紺野榮重君） 次に、平成28年度浪江町文化及びスポーツ振興育成事業特別会計歳入歳出決算について。

教育次長。

○教育次長（大原教知君） それでは、平成28年度浪江町文化及びスポーツ振興育成事業特別会計歳入歳出決算をご説明申し上げます。主要な施策の成果でご説明申し上げます。

101ページをお開きください。平成28年度文化及びスポーツ振興育成事業特別会計決算額は、歳入が155万1793円、歳出が116万6793円で前年度と比較して歳入が104万1250円、40.2%の減額。歳出が103万6250円、47.0%の減額となりました。歳出の主なものは負担金補助及び交付金67万5000円。前年度62万円で、前年度と比較して5万5000円、8.9%の増額となりました。

説明は以上でございます。

○議長（紺野榮重君） 次に、平成28年度浪江町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算について。

健康保険課長。

○健康保険課長（鈴木政己君） それでは、平成28年度浪江町健康保険事業特別会計決算につきまして、主要な施策の成果によりご説明申し上げます。

103ページをご覧ください。平成28年度の国保事業につきましては、長期避難に伴い、心身ともに疲弊しております町民の皆様の医療の確保、さらには健康管理、健康維持の徹底を図ってまいりました。また原発災害の特例措置によりまして、国保税の全額免除、医療費の一部負担免除を実施してきたところであります。国保の加入状況であります。加入世帯、加入者とも平成27年度と比較しますと、転出等によります世帯の減に伴いまして、ともに減少しているところであります。

次に、104ページをご覧ください。歳入歳出の状況であります。平成28年度国民健康保険事業特別会計決算額は、歳入総額が58億9584万1471円で前年度比は0.9%の増であります。歳出総額は53億999万6671円で前年度比は4.8%の増であります。増額の主なものは前年度からの繰越金の増に伴いまして、基金積立金の増額によるものであります。さらに一人当たりの保険給付費につきましては41万2599円で前年度比は2万1683円の増となっております。

次に、105ページをご覧ください。医療費適正化事業につきまし

てご説明いたします。事業費575万4384円の事業内容としましては、レセプト点検委託事業によりまして、下の表の通り、二次点検結果によります審査結果の申し立てを行いまして、医療費の適正化を図ってまいりました。また疾病統計調査委託事業によりまして、疾病統計データを活用しまして、疾病の予防等を行うまして、医療費の削減に努めてきたところであります。

次に、医療給付及び高額療養費につきましてご説明申し上げます。始めに医療費の状況であります。106ページをご覧ください。まず一般被保険者療養給付費につきましては、過酷な長期避難により、精神的、肉体的に疲弊しておりまして、入院及び外来ともに増加しておりまして、入院におきましては、8億6660万640円。また外来におきましても10億5712万7394円の給付額となっております。

次に、退職被保険者では、退職被保険者の減によりまして、給付額が全体的に減少の傾向となっているところであります。

次に、107ページをご覧ください。高額療養費の給付状況であります。対象が2件ありまして、4万6978円の給付を行いました。

続きまして、その他の給付では、まず出産一時金であります。50名のお子様がお生まれになり、出産1名に対しまして、42万円の現金を給付を行いました。

次に、葬祭費であります。39名の方がお亡くなりになり、葬祭を行う方に対しまして、1件につき5万円の現金給付を行いました。

次に、108ページをご覧ください。後期高齢者支援金と介護納付金につきましては、それぞれの事業を円滑に運営していただくため、社会保険診療報酬支払基金に拠出したものであります。

次に、199ページをご覧ください。共同事業拠出金であります。高額医療費拠出金、保険財政共同安定化事業拠出金につきましては、国保連合会に拠出することで、高額な医療費の対応並びに県全体の国保の平準化はもとより、国保財政運営の安定が図られたところであります。

次に、特定健康診査等事業の実施状況であります。40歳から74歳までの対象者5501名に対しまして、2333人の受診者数で、受診率が42.4%となっております。事業費につきましては、1767万4963円で生活習慣病予防のための健康診査費用であります。

以上で、国民健康保険事業特別会計決算につきましての説明を終わります。よろしくお願いたします。

○議長（紺野榮重君） 次に、平成28年度浪江町国民健康保険直営診療施設事業特別会計歳入歳出決算について。

仮設津島診療所事務長。

○仮設津島診療所事務長（居村 勲君） それでは、平成28年度浪江町国民健康保険直営診療施設事業特別会計決算について、主要な施策の成果によりご説明を申し上げます。

110ページをお開きください。仮設津島診療所は関根所長を中心に浪江町において開業されておりました医師4名及び常勤1名と非常勤2名の協力のもと、かかりつけ医として、町民に根ざした診療を行いました。また、本年3月の避難指示解除に向け、浪江町役場敷地内において、町内の医療体制整備を図るため、浪江診療所を新築し、3月28日から診療を開始しました。さらには避難先で開所をしている仮設津島診療所においても、二本松市油井地区の復興公営住宅整備に合わせ移設工事を行い3月24日から診療を開始し、避難先での医療体制整備に努めたところでございます。

次に、歳入歳出の状況でございますが、歳入総額が9億6078万2201円で増減率は234.9%の増でございます。

111ページをお開きください。歳出総額は9億4955万1761円でありまして、増減率は277.2%の増でございます。これらは浪江診療所新築工事及び仮設津島診療所移設工事に伴う事業費の増によるものでございます。

次に、診療状況でございますが、患者数は延べ人数で7948人、前年度と比較しますと2128人、21.1%減少しております。これは避難先を中通りから浜通り方面へ移られたために減少したものとされます。なお括弧書きの数字は3月28日から31日までの浪江診療所分を内数で記載しております。

以上で国民健康保険直営診療施設特別会計の決算についての説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（紺野榮重君） 次に、平成28年度浪江町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算について。

住宅水道課長。

○住宅水道課長（戸浪義勝君） それでは、平成28年度公共下水道事業特別会計の決算について、主要な施策の成果によりご説明をいたします。

112ページをお開き願います。決算額が歳入合計11億6665万222円で、対前年比2億6984万9円、30%の増でございます。歳出合計は11億2760万8514円、対前年比2億6915万7001円の増で、31.3%の増でございます。増えた主な理由につきましては、権現堂、川添・樋渡地区の管渠の災害復旧によるものであります。

続いて、113ページをお開き願います。下水道災害復旧費の内訳ですが、主なものは委託料5億7617万2000円で、権現堂及び川添・

樋渡地区の管渠の災害復旧の3件。

次に、下段の物件移転補償費5544万8780円で下水道災害復旧に伴う水道管等の移設補償の1件となっております。

次に、114ページをお開き願います。地方債の借入先別及び利率別現在高の状況でございます。財務省からの借入残高が14億1321万8000円。日本郵政が1億5383万9000円。地方公共団体金融機構が9億601万5000円。市中銀行が2億4842万6000円。合計で27億2149万8000円となっております。

説明は以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（紺野榮重君） 次に、平成28年度浪江町工業団地造成事業特別会計歳入歳出決算について。

産業振興課長。

○産業振興課長（岩野善一君） それでは、平成28年度浪江町工業団地造成事業特別会計歳入歳出決算書について、主要な施策の成果でご説明いたします。

初めの次のページでございます。その中の工業団地造成事業特別会計で、歳入総額が603万9000円。歳出総額はゼロでございます。歳入歳出差引残高が603万9000円でございます。

説明は以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（紺野榮重君） 次に、平成28年度浪江町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算について。

住宅水道課長。

○住宅水道課長（戸浪義勝君） それでは、平成28年度農業集落排水事業特別会計の決算について、主要な施策の成果によりご説明をいたします。

115ページをお開き願います。決算額が歳入合計1億8664万2845円で対前年比4006万9998円、27.3%の増でございます。歳出合計は、1億7402万4290円、対前年比6241万1300円、55.9%の増でございます。増えた主な理由は高瀬地区の管渠災害復旧工事によるものです。

続いて、116ページをお開き願います。管渠の災害復旧工事費として、主なものは災害復旧事業9762万1640円でございます。

次は、地方債の借入先別及び利率別現在高の状況でございます。

財務省が9427万3000円、地方公共団体金融機構が480万9000円。市中銀行が3545万3000円。合計で1億3453万5000円となっております。

説明は以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（紺野榮重君） 次に、平成28年度浪江町介護保険事業特別会計歳入歳出決算について。

介護福祉課長。

○介護福祉課長（佐藤祐一君） それでは、主要な施策の成果によりご説明いたします。

117ページをお開きください。平成28年度介護保険事業決算額は、歳入29億1702万1447円。歳出26億2534万2097円で前年度と比較して歳入が6.8%の増額、歳出が2.1%の増額となっております。歳出の主なものは保険給付費21億3407万4018円で前年度と比較して0.4%の増となっております。

なお、介護保険サービスの利用者負担については免除となっております。特例補助金により支出金として負担しております。

118ページをお開きください。介護認定審査業務についてご説明いたします。事業費は1999万925円であり、双葉地方広域市町村圏組合介護認定審査会において、双葉郡8町村の審査判定業務を行っていただいております。平成28年度は新規認定と106回の審査会を開催し、3482件の審査を行い、うち浪江町分は735件の審査判定を行っております。

そのほか県外等の避難者については、原発避難者特例法により避難先の市町村で認定事務を行っていただいております。認定者の状況ですが、平成28年度は1459人で前年度と比較いたしまして、1.5%の増であります。

119ページをお開きください。介護保険給付事業については、事業費が21億3407万4018円であります。高齢者人口の増加や東日本大震災による避難の長期化により要介護、要支援認定者が増加し、それとともに介護サービス利用者も増え、介護保険給付費が増加しております。被保険者の状況ですが、平成28年度の第1号被保険者が5843人で1.9%の増です。

次に、受給者の状況ですが、平成28年度要介護支援サービス受給者数が1291人で6.3%の増となっております。避難の長期化による健康の悪化を防ぐため居宅サービスの利用者が増えている状況であります。

120ページをお開きください。介護サービス別保険給付の状況でございますが、介護サービス当初費は19億3329万6379円で1.3%の増。介護予防サービス当初費は1億1999万529円で1.3%の減となっております。特定入所者介護サービス等費は7855万108円で15.8%の減となっております。

121ページをお開きください。地域支援事業ですが、事業費で2738万4098円であります。高齢者の心身の健康の保持と生活の安定のため、適切な保健医療福祉サービスが提供されるよう包括的に支援し

た事業になります。

主な事業につきましては、総合相談事業が2278件、介護予防ケアマネジメント事業が783件などとなっております。

以上で介護保険事業特別会計のご説明を終わります。

○議長（紺野榮重君） 次に、平成28年度浪江町財産区管理事業特別会計歳入歳出決算について。

企画財政課長。

○企画財政課長（安倍 靖君） それでは、主要な施策の成果によりご説明申し上げます。

表紙から3枚目をめくっていただきたいと思います。こちらに各会計決算の一覧がついておりますが、一番下の欄でございます。

歳入決算額は491万7000円。主なものは繰越金でございます。歳出決算額は52万1000円。主なものは財産区管理委員の報酬並びに旅費等でございます。歳入歳出差引額は439万6000円となります。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（紺野榮重君） 次に、平成28年度浪江町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について。

健康保険課長。

○健康保険課長（鈴木政己君） それでは、平成28年度浪江町後期高齢者医療特別会計決算につきまして、主要な施策の成果によりご説明申し上げます。

122ページをご覧ください。後期高齢者医療特別会計につきましては、国民健康保険事業特別会計と同様に保険料、医療費、個人負担が全額免除となっております。歳入歳出の状況であります。まず、歳入総額は6990万1345円で前年度比は38.1%の減。歳入の主なものは繰入金でございます。

次に、歳出総額は6232万7585円で前年度比は42%の減で、歳出の主なものは保険者であります福島県後期高齢者医療広域連合への納付金でございます。

以上で後期高齢者医療特別会計の決算につきましての説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（紺野榮重君） 日程第3、認定第2号 浪江町水道事業会計決算の認定についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場 有君） 認定第2号 浪江町水道事業会計決算の認定についてご説明いたします。

本案は、平成28年度浪江町水道事業会計で、収益勘定では、総収

益 5 億 4653 万 4000 円、総費用 2 億 2515 万 3000 円となり、損益計算の当年度純利益では 3 億 2138 万 1000 円となりました。

次に、資本勘定では、収入総額 3 億 4596 万 5000 円、支出総額 4 億 7071 万 8000 円で 1 億 3553 万 9000 円の不足額が生じましたが、内部留保資金、減債積立金により補填したところであります。

詳細については、住宅水道課長に説明させます。

○議長（紺野榮重君） 詳細説明、住宅水道課長。

○住宅水道課長（戸浪義勝君） それでは、平成 28 年度浪江町水道事業会計決算について決算書によりご説明をいたします。

3 ページをお開き願います。1 の概況、(1) の総括事項、(ア) 給水状況であります。給水戸数は 767 戸。事業用としましては、町内再開事業者等 43 戸、除染業者 1 戸、臨時用 3 戸の合計 47 戸となりました。有収水量は 1 万 6508 立米で町内再開事業者に 9364 立米、除染用水として 7144 立米を供給いたしました。

(イ) の工事状況につきましては、請戸地区の配水管敷設工事を始め、地震により被災した配給水管の漏水修繕工事 49 件を実施いたしました。また、本年度に各水道施設へ上水道放射性物質自動測定装置を設置しまして、24 時間体制での検査を行いながら水道水の供給をしております。工事の概況につきましては 5 ページをご覧くださいと思います。

次に、6 ページをお開き願います。財政状況でございますが、事業収入に関する事項では、決算額 5 億 4653 万 4492 円で対前年比 2 億 6844 万 4722 円、96.5% の増加となりました。今年度は営業外収益として、東京電力から平成 27 年度、平成 28 年度分として 5 億 710 万 1102 円の賠償金の支払いがありました。

次に、7 ページの事業費に関する事項であります。決算額 2 億 2515 万 3238 円、対前年比 3924 万 3979 円の減。14.8% の減になりました。

次に、10 ページをお開き願います。水道事業決算報告書であります。収益的収入及び支出の予算に対する決算の状況であります。内容につきましては、先ほど 6 ページ、7 ページで報告しましたとおりでございます。

次に、11 ページをお開き願います。資本的収入及び支出の報告書です。収入決算額として 3 億 4596 万 5424 円です。支出決算額としては、4 億 7071 万 8923 円となり、主なものは放射性物質自動測定装置設置工事や石綿管布設替工事及び企業債償還金であります。翌年度に繰り越される支出の財源に充当する額を除き、不足します 1 億 3553 万 9397 円につきましては、当年度損益勘定留保資金及び減債積立金

で補填したところでございます。

次に、12ページをお開き願います。損益計算書でございますが、下から3行目の当年度の純利益につきましては3億2138万1254円となったところでございます。

次に、13ページをお開き願います。余剰金計算書でございます。上の表の資本合計の前年度末残高は23億4849万5019円でございます。当年度変動額は減債積立金、前年度処分額移行処理で2646万2054円と当年度純利益3億2138万1250円でございます。以上のことから当年度の資本合計残高は26億9633万8327円でございます。

続きまして、13ページの下段の表であります。余剰金処分計算書案であります。未処分利益余剰金3億7517万4295円のうち、1億517万4295円につきましては、減債積立金への繰り入れ。残りの2億7000万円につきましては、利益積立金への繰り入れを考えております。

次に、14、15ページをお開き願います。貸借対照表でございます。資産の状況及び負債、資本の状況が記載されておりますのでご覧いただきたいと思っております。

17ページ以降につきましては、参考資料でございます。

18ページが平成28年度水道企業会計のキャッシュフロー計算書。

19ページ、20ページ、21ページが収益費用明細書。

22ページが固定資産明細書です。

23ページをご覧ください。企業債明細書であります。企業債の平成28年度末の未償還残高は7億8585万2333円でございます。

24ページが資本的収支明細書となっておりますのでご覧いただきたいと思っております。

今の説明で1カ所訂正がございます。3ページをご覧ください。

(イ)の工事状況につきまして、漏水修繕工事等49件と申し上げましたが69件の間違いでありました。お詫びをして訂正をさせていただきます。

説明につきましては以上であります。よろしくお願いいたします。

○議長（紺野榮重君） ここで浪江町監査委員から決算審査等の結果に関する意見をお願いします。

代表監査委員。

○代表監査委員（根岸弘正君） それでは、平成28年度決算審査等意見書をお開きいただきたいと思っております。これは平成28年度浪江町歳入歳出決算書及び基金運用状況審査意見書並びに健全化判断比率等審査意見書について、平成29年8月10日付け、29浪監第9号により、監査委員より浪江町長宛提出したものであります。

1ページをご覧ください。審査の対象は平成28年

度浪江町一般会計歳入歳出決算書、ほか九つの特別会計を対象といたしております。審査の期間につきましては、平成29年7月19日から8月1日まで実施をしております。審査の方法は審査に付された決算書等に基づき、各課により整理された関係書類の提出、閲覧を求めるとともに必要に応じて関係職員の説明を聴取し、例月出納検査結果も参考として計数の確認照合を行い、かつ予算の執行状況について審査を行いました。

審査の結果であります。一般会計を始め、特別会計の決算は関係法令に概ね遵守して作成され掲げられている計数は関係書類といずれも符合し、正確なことが認められました。

次のページをお開きください。財政収支の状況ですが、一般会計と特別会計を合わせた決算額は、歳入総額312億8917万8000円。歳出総額285億652万9000円で形式収支は27億8264万9000円の黒字決算となっております。各会計の形式収支は一般会計では18億2384万円、特別会計である文化及びスポーツ振興育成事業会計、ほか8会計の合計は9億5880万9000円となり、各会計とも黒字決算となっております。

また、一般会計では形式収支から翌年度へ繰り越すべき財源を差し引いた実質収支3億3734万9000円から前年度実質収支を差し引いた額に黒字要素である財政調整基金積立金を加えて積立金取り崩し額を差し引いた実質単年度収支は3億6367万6000円の黒字決算となっております。

一方、特別会計では実質収支9億4830万5000円から前年度実質収支を差し引いた単年度収支は7624万3000円の赤字となりました。その内訳及び翌年度への繰越計算書につきましては、下記に記載のとおりであります。

4ページ、5ページは一般会計、特別会計の決算状況を記載しておりますので後ほどご覧いただきたいと思っております。

次に、6ページをお開きください。一般会計の総括でありますけれども、最終予算額は当初予算額212億4000万円に補正予算額11億7254万7000円を増額し、前年度からの繰越明許費6億2903万円を合わせ230億4157万7000円となりました。決算収支は歳入歳出差引額が18億2384万円となりましたが、翌年度に繰り越すべき財源14億8649万1000円を差し引いた実質収支額は3億3734万9000円となっております。

次に、財政構造を分析した指数等ではありますが、経常収支比率が99.8%と非常に高い比率となっております。以下表の説明を記載しておりますのでご覧いただきたいと思っております。

次のページをお開きください。歳入になります。一般会計の歳入決算額は200億7983万4371円であり、前年度決算額に比較して60億2501万2860円超過しております。主なものにつきましては以下のとおりであります。調定額に対する収入率は88.1%で8.9%の減少となっております。収入未済額は27億1886万9820円で前年度収入未済額4億2920万8693円と比較して22億8966万1127円増加しております。

その主な理由として、北棚塩ロボット関連産業団地整備事業を始めとする翌年度繰越事業の特定財源が未収入であったことによるものであります。内訳は下記に示したとおりであります。不納欠損額は185万6621円で前年度不納欠損額1140万1080円に比較して954万4459円減少しております。以上が歳入の該当であり、以下8ページから21ページまでその状況を記載しております。

22ページをお開き願いたいと思います。歳出になります。一般会計の歳出決算額は182億5599万4682円であり、前年度決算額に比較して48億6698万6499円の増加となっております。増減率の高いもの、また本性率の高いものにつきましては記載のとおりでございます。

また、本年度決算における翌年度繰越額は41億8365万4000円となっております。これは北棚塩ロボット関連産業団地整備事業など20事業が繰越明許事業として翌年度へ繰り越しとなったことによるものであります。不用額は6億192万8318円で予算減額に対する割合は2.6%と前年度0.5ポイント下回っております。なお予算執行率は79.2%と前年度13.3ポイント下回っております。以上が歳出の概況であります。23ページから31ページまでその状況を記載しております。

32ページをお開きください。特別会計になりますが、文化及びスポーツ振興育成事業特別会計、ほか8特別会計について36ページまで会計ごとに意見を付しておりますのでご覧いただきたいと思いません。

37ページをお開きください。平成28年度基金運用状況審査意見書であります。審査の対象は財政調整基金、ほか10基金であります。

審査の方法は、一般会計、特別会計審査と同時に、かつ同様の方法で実施をいたしました。審査の結果であります。基金運用状況に掲げられている計数は関係帳簿といずれも符合し、誤りのないことを確認いたしました。

38ページから42ページは各基金の状況を記載しております。

次に、43ページをお開きください。平成28年度健全化判断比率等審査意見書であります。審査に付された健全化判断比率及びその

算定の基礎となる事項はいずれも適正に作成されていると認められました。また、是正改善を要する指摘すべき事項もありませんでした。

次の次のページの水道事業会計をお開きください。これは平成28年度浪江町水道事業会計決算審査意見書及び資金不足比率審査意見書について。平成29年8月10日付、29浪監第10号で監査委員より町長宛提出したものであります。

次のページをお開きください。審査の対象は浪江町水道事業会計決算で審査の期間は平成29年7月21日に実施したものであります。

審査の方法は住宅水道課により整理された関係帳簿と例月出納検査の結果を照合調査するとともに細部については関係職員の説明を聴取しながら各計数が正確であるか等について審査を実施いたしました。

審査の結果ですが、審査に付された決算諸表は、関係法令に準拠して作成され、掲げられている計数は関係帳簿といずれも符合し、誤りのないことを確認いたしました。平成28年度の決算は原発事故により、全町民に避難が強いられ営業外収益は震災前より大幅な減収となっている。

一方、営業外収益は大幅な増収となっております。この主なものとしては東京電力との損害賠償に合意し、平成27年から平成28年度の逸失利益分として5億710万1102円が支払われたことによるものであります。資本的収入及び支出においては収入総額3億4596万5424円。支出総額4億7071万8923円で差し引き1億3553万9397円の不足を生じておりますが、その全額を当年度損益勘定留保資金、減価償却費8013万2993円、資産減耗費161万3363円及び減債積立金5379万3041円で補填する結果となっております。営業外収益の損失分については、引き続き東京電力と損害賠償、追加費用請求についての協議が進められ、合意後は減収分が補填される予定となっております。

なお、賠償金の算入により資産が増加傾向にありますが、これは一時的なものであるため、新地方公営企業会計基準に基づき作成された財務諸表を吟味し、今後の経営方針を検討することが望まれます。

次のページをお開きください。事業の概要であります。給水状況では本年度は帰還困難区域を除く行政区で開栓が行われております。給水戸数は767戸、事業用として公共機関及び事業者への給水戸数は47戸となり、有収水量は1万6508 m^3 であります。内訳は団体及び事業用9364 m^3 、除染用7144 m^3 でありました。また、水道法に基

づく水質検査においては、いずれの項目も基準値内となっており、県による原水の放射性物質モニタリング検査でも放射性物質は検出されておられません。工事の状況では請戸地区の配水管布設替工事を始め、地震により被災した配給水管の漏水修繕工事等69件を実施しております。また本年度に各水道施設へ上水道放射性物質自動測定装置を設置し、24時間体制での検査を行いながら水道水を供給しております。収納状況であります。本年度の給水収益は558万3085円で全額収納されております。執行状況については46、47ページに記載しております。

次に、48ページをお開きください。平成28年度水道事業会計資金不足比率審査意見書であります。資金不足比率については生じておられません。また、是正改善を要する指摘すべき事項もありませんでした。

次に、総合的な意見になりますが、最後49ページをお開きください。結びとしまして、東日本大震災及び原発事故から5年が経過した平成28年度は浪江町復興計画第二次において復旧実現期と位置付けられ、復興事業の本格化により、予算規模は過去最大となりました。こうした中、町の財政状況では四つの健全化判断比率及び公営企業会計における基金不足比率のいずれの数値も国が定める早期健全化基準、または経営健全化基準を下回り、収支均衡のとれた財政運営が図られているものと評価いたしますが、依然として震災による特殊な状況が続いております。

次に、決算状況を見ると、一般会計と特別会計を合わせた決算額は前年度に比べ、歳入が23%の増加、歳出が21.6%の増加となっております。これは前年度からの繰越事業が増加したことによるものであります。執行率は83.4%で実質収支は黒字決算でありました。歳入では国県依存財源である浪江町復旧復興交付金、東日本大震災復興交付金や浪江町帰還環境整備交付金などを積み立てた基金からの繰り入れが自主財源の大部分を占め、依然として実質的な自主財源の確保は厳しく、震災復興に関連する震災復興特別交付税や国庫補助金等への依存が高い状況にあります。

歳出では、住宅環境を整えるための災害公営住宅や、福島再生賃貸住宅の整備事業、認定こども園や浪江町小中学校の教育環境の整備、雇用の創出を目指す産業団地の整備などに着手しております。

また、一時宿泊所「ホテルなみえ」の運営、「まち・なみ・まるしえ」の完成など生活関連サービスの充実、町内に浪江診療所が開所するなどの帰還環境の整備に加え、個人線量計Dシャトルの対応、防犯カメラやパトロールによる防犯体制の強化などを実施し、町民

の安心・安全の確保に努められております。さらには絆を維持するためタブレット端末による情報発信の強化を行うとともに、県内各地での交流館運営、7県に配置した復興支援委員による戸別訪問や交流会の開催などの事業が引き続き実施されたところであります。決算審査では、概ね適正に処理されていると認められましたが、特に予算執行に当たっては次の点に留意するよう指摘をいたしました。

1点目としまして、新財務会計システムの移行に伴う作業を円滑に実施するとともに、復興後の会計処理が適切に行われるよう万全の準備を図られたいこと。

2点目としまして、経験年数の少ない職員が増える中、条例、規則への知識不足だけではなく、チェック体制の不十分などところが見受けられましたので、組織的な履行確認の徹底、進捗管理の強化をし、また歳入の調定に当たっては関係規定に基づき、適正な時期に行うことなど、法令に沿った万全な予算執行を図られたいこと。

3点目として、復旧・復興業務では、その性質から緊急的にやむを得ない予算流用予備費充当などもみられましたが、これらを見だりに行うことは予算の目的に反することとなるので関係機関との連絡調整を図り、計画性、実現性の精度を高めた予算組とすること。

4点目としまして、過去ISO14001に取り組んだ実績をもとに、環境に配慮した観点からも震災以前にコスト縮減、経費の節減、合理化に努め、漫然としたものにならないよう細心の注意を払うことを指摘いたしました。

最後に、国は平成28年度から5年間を復興創生期間と位置付け、具体的な復興財源フレームを示し、当初ではこれに基づく、多くの事業計画や基本実施設計がされております。平成29年度からは浪江町復興計画第二次において本格復興期に入り、これらの事業を本格的に推進する段階に入ることに伴い、復旧・復興関連費用はますます増加するものと思われまます。事業執行に当たっては、将来を見据えた財政運営を念頭に、引き続き財源の確保に努めるとともに、計画な事業遂行、適正な完了を図られることをお願いしまして報告いたします。

○議長（紺野榮重君） 日程第4、議案第76号 浪江町立認定こども園条例の制定についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場 有君） 議案第76号 浪江町立こども園条例の制定についてをご説明いたします。

本案は、小学校就学前の子供に対し、教育及び保育を一体的に提供し、地域の子育て家庭を支援するため、就学前の子供に関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の規定に基づき浪江町が設置する幼保連携型認定こども園「浪江にじいろこども園」に関し必要な事項を定めるものであります。

詳細については、教育委員会事務局教育次長に説明させます。

○議長（紺野榮重君） 詳細説明、教育次長。

○教育次長（大原教知君） それでは、議案第76号 浪江町立こども園条例の制定についてご説明申し上げます。

議案第76号資料は、第1条からの主な内容であります。条例によりご説明申し上げます。

第1条は設置でございます。小学校就学前の子供に対し、教育及び保育を一体的に提供するとともに、地域の子育て家庭を支援するため、就学前の子供に関する教育保育等の総合的な提供の推進に関する法律、認定こども園法に規定する幼保連携型認定こども園を設置するものであります。

第2条は定義であります。この条例における用語の意義は、就学前教育等推進法の規定の例によるものであります。

第3条は、名称及び位置、定員であります。名称は浪江にじいろこども園。位置は浪江町大字幾世橋字来福寺西39番地。定員は30名でございます。

第4条は事業でございます。第4条（1）は認定こども園法で規定する保育及び教育に関することでございます。

（2）は時間外保育に関することでございます。早朝保育は7時から8時半、延長保育は16時30分から19時までとなります。

（3）は預かり保育に関することでございます。

（4）一時預かり保育に関することでございます。

（5）は子育て支援に関することでございます。

（6）はそのほか町長が必要と認める事業でございます。

第5条は開園時間でございます。認定こども園の開園時間は、通常午前7時から午後7時であります。

第6条は休園日であります。認定こども園の休園日は日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日であります。第2項は、町長が必要と認める日を休園日とする規定でございます。

第7条は入園資格であります。認定こども園に入園することができる子供は、子供子育て支援法で規定する支給認定を受けた子供でございます。第7条第1項（1）は満3歳以上の小学校就学前子供

で、教育を希望する場合を1号認定、幼稚園教育になります。第7条第1項(2)は満3歳以上の小学校就学前子供で、保育を希望する場合、2号認定になります。第7条第1項(3)は満3歳未満で保育を希望する場合3号認定になります。

第8条は入園手続きでございます。入園を希望する時は申込書類を町に提出するものでございます。

第9条は休園及び退園手続きでございます。

第10条は入園等の制限でございます。

第11条は保育料であります。保育料は別表1に定めるものであります。第2項は町民以外の子供が利用する場合には浪江町が定めた保育料ではなく、居住市町村が定める保育料を納めることとございます。

第12条は時間外保育料でございます。

第13条は預かり保育料でございます。

第14条は一時預かり保育料でございます。

第15条は納入方法でございます。

第16条は保育料の減免でございます。町長は特別な理由があると認められた時は保育料を減額、または免除することができることとなっております。

第17条は職員でございます。認定こども園に園長、その他必要な職員を置くものでございます。

第18条は委任でございます。この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し、必要な事項は別に定めるものでございます。

附則としまして、本条例は公布の日施行するものでございます。

別表1は第11条関係の保育料でございます。1号認定の保育料は第1階層から第3階層に区分されてございます。2号認定及び3号認定の教育料は第8階層に区分されてございます。保育標準時間とございますが、これは利用可能時間帯が11時間の保育でございます。保育短時間とは、利用可能時間帯が8時間保育ということとございます。

説明は以上となります。よろしくお願いたします。

○議長（紺野榮重君） 町長。

○町長（馬場 有君） 発言の訂正をお願いいたします。

ただいま議案第76号におきまして、浪江町立こども園条例の制定と私申し上げましたが、正式には浪江町立認定こども園条例の制定でありますので訂正をお願いいたします。

○議長（紺野榮重君） 日程第5 議案第77号 浪江町立小学校及び中学校条例の一部改正についてを議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場 有君） 議案第77号 浪江町立小学校及び中学校条例の一部改正についてご説明いたします。

本案は、平成30年4月に新設の小学校及び中学校を開校するに伴い、浪江町立小学校及び中学校条例の一部を改正するものであります。

詳細については、教育委員会事務局教育次長に説明させます。

○議長（紺野榮重君） 詳細説明、教育次長。

○教育次長（大原教知君） それでは、議案第77号 浪江町立小学校及び中学校条例の一部改正についてご説明申し上げます。

議案第77号資料によりご説明いたします。1ページをお開きください。1、改正の趣旨でございますが、平成30年4月に新設の小学校及び中学校を開校するに伴い、条例の一部を改正するものでございます。

2としまして、主な改正内容は、浪江町立小学校及び中学校条例、昭和39年浪江町条例第15号について、新設の小学校及び中学校の名称及び位置を追加するものであります。

3、施行期日等は平成30年4月1日からでございます。

2ページをお開きください。浪江町立小学校及び中学校条例新旧対照表によりご説明申し上げます。

別表第2条関係中の津島小学校の下段に名称なみえ創成小学校。

位置、浪江町大字幾世橋字来福寺西73番地を追加いたします。また津島中学校の下段に名称なみえ創成中学校。

位置、浪江町大字幾世橋字来福寺西73番地を追加するものであります。この新設の小学校及び中学校の名称及び位置の決定結果についてご説明いたします。

平成28年度に開催した有識者・住民による浪江町立小中学校に係る検討委員会の答申において、帰町後の再開校を新設校とし、小中学校を一つの校舎に集約して、学校を再開すべきであると方向性が示されたことから、町教育委員会では浪江東中学校校舎を改修して学区・地区にとらわれない小中学校を1校ずつ新設することといたしました。

校名については、平成29年度において検討することが決定しました。平成29年度に開催している有識者・住民による浪江町学校教育復興推進協議会の5月に開催した第1回において校名募集について協議し、住民等からの応募の方法での検討を行うこととなり、6月に広報なみえや町ホームページなどで校名の公募を行い、70件のご

意見をいただきました。7月に開催した第2回浪江町学校教育復興推進協議会において、応募70件の校名について協議し、新設小中学校に対する各委員の思いの共有、校名候補を考える際のキーワードなどを見出しまして事務局において校名候補を10件としました。8月の教育委員会定例会において協議した結果、校名をなみえ創成小学校、同じくなみえ創成中学校と決定いたしました。これらのことから名称を浪江町立なみえ創成小学校、浪江町立なみえ創成中学校。位置を浪江町大字幾世橋字来福寺西73番地として条例の一部改正を議案として提出しているものでございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○**議長（紺野榮重君）** 日程第6、議案第78号 浪江町スポーツ施設の設置及び管理に関する条例の一部改正についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○**町長（馬場 有君）** 議案第78号 浪江町スポーツ施設の設置及び管理に関する条例の一部改正についてご説明いたします。

本案は、浪江町地域スポーツセンターの管理等に関し、浪江町スポーツ施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正するものであります。

詳細については、教育委員会事務局教育次長に説明させます。

○**議長（紺野榮重君）** 詳細説明、教育次長。

○**教育次長（大原教知君）** 議案第78号 浪江町スポーツ施設の設置及び管理に関する条例の一部改正についてご説明申し上げます。議案第78号資料によりご説明申し上げます。

1、改正の趣旨でございますが、浪江町地域スポーツセンターの管理等に関し、必要な改正を行うものです。

資料2 ページの浪江町スポーツ施設の設置及び管理に関する条例新旧対照表をお開きください。第6条中別表第2の次に及び別表第3を追加するものでございます。

本条は、スポーツ施設の使用許可を受けたものが使用する施設の使用料を前納しなくてはならないことを規定したものでございます。今回追加する別表第3については、浪江町地域スポーツセンターの使用料について規定したものでございます。第7条に第2項を追加するものでございます。本条は教育長がスポーツ施設の使用料の減免をすることができる旨を規定したものでございます。

現行の減免要件に加えて、教育長が特に必要があると認めた場合は、使用料の減免をすることができる旨を追加しました。

別表第1第2条関係でございますが、本表はスポーツ施設の名称

及び位置を規定したものでございます。浪江町地域スポーツセンターの設置に伴い、町民第1体育館の利用を停止し、建物を解体することによる改正となります。環境省の解体対象基準に基づく被害認定において、半壊となっております。3ページでございます。

別表第2、第6条関係でございます。本表は浪江町地域スポーツセンターを除く各スポーツ施設の使用料について規定したものでございます。浪江町地域スポーツセンターの設置に伴い、町民第1体育館の利用を停止し、建物を解体することによる改正となります。

4ページをお開きください。別表第3、第6条関係でございます。本表は、浪江町地域スポーツセンターの使用料について規定したものでございます。

(1)の基本使用料については、メインアリーナ、サブアリーナ及びトレーニングルーム等のその他の施設についての基本使用料を規定しております。メインアリーナ、サブアリーナについては、使用区分、利用目的、対象となる利用者の区分ごとに全面使用時の1時間ごとの使用料を定めてございます。

全面ではなく、部分使用する場合については、6ページの備考2において分割して使用できる割合を規定し、備考3において部分使用した場合の使用料算出方法について定めてございます。

(2)の照明設備使用料については、メインアリーナ、サブアリーナ及びサブアリーナのステージの照明設備の使用料について規定してございます。

(3)の附帯設備等使用料については、会議室やサブアリーナの空調設備、放送設備や映像設備等の使用料について規定してございます。

説明は以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（紺野榮重君） 日程第7、議案第79号 売買契約の締結について（災害公営住宅幾世橋地区第2期）を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場 有君） 議案第79号 売買契約の締結について（災害公営住宅幾世橋地区第2期）のご説明をいたします。

本案は、幾世橋地区に整備している災害公営住宅について、浪江町買取型災害公営住宅整備事業基本協定書に基づき、売買契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得、または処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

詳細については、まちづくり整備課長に説明させます。

○議長（紺野榮重君） 詳細説明、まちづくり整備課長。

○まちづくり整備課長（三瓶徳久君） ご説明いたします。契約の目的、浪江町買取型災害公営住宅整備事業（幾世橋地区第2期）。設置場所浪江町大字幾世橋字来福寺西地内。契約の方法、随意契約、公募型プロポーザル方式。契約金額14億1305万6880円、うち取引に係る消費税及び地方消費税の額1億467万880円。契約の相手方、（代表構成員）宮城県仙台市青葉区本町2丁目16番10号、積水ハウス株式会社仙台シャーメゾン支店、支店長 川村英史。（グループ構成員）福島県双葉郡浪江町大字権現堂字上続町18番地2、双葉不動産建設株式会社、代表取締役 石田慎一。引渡期限、議会の議決を得た日から平成30年3月26日。

議案第79号資料1をご覧ください。配置図であります。赤い線から北側が2期工事となっております。青が2LDK30戸、白が3LDK33戸となっております。合計63戸であります。資料第2につきましては、主な間取りと外観図を付けております。

よろしく願いいたします。

○議長（紺野榮重君） 日程第8、議案第80号 双葉地方広域市町村圏組合規約の変更についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場 有君） 議案第80号 双葉地方広域市町村圏組合規約の変更についてご説明いたします。

本案は、地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に伴い「障害者自立支援法」が「障害者の日常生活を総合的に支援するための法律」に改正されたことから、双葉地方広域市町村圏組合の共同処理する事務第3条第13号中「障害程度区分認定審査会」を「障害支援区分認定審査会」に改め、規約の一部を変更するものであります。

よろしく願いいたします。

○議長（紺野榮重君） ここで10時40分まで休憩をいたします。

（午前10時27分）

○議長（紺野榮重君） 再開します。

（午前10時40分）

○議長（紺野榮重君） 日程第9、議案第81号 平成29年度浪江町一般会計補正予算（第4号）を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場 有君） 議案第81号 平成29年度浪江町一般会計補正予算（第4号）についてご説明いたします。

本案は、前年度の決算が確定したことなどに伴い、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ147億9282万8000円を追加し、歳入歳出予算の総額を453億6466万1000円とするものであります。

詳細については、企画財政課長に説明させます。

○議長（紺野榮重君） 詳細説明、企画財政課長。

○企画財政課長（安倍 靖君） それでは、予算書事項別明細書によりご説明いたします。

9 ページをお開きください。まず歳入です。款8 地方特例交付金、項1 地方特例交付金、目1 地方特例交付金324万6000円の増は交付額確定による増でございます。

次に、款9 地方交付税、項1 地方交付税、目1 地方交付税22億6327万9000円の増は、普通交付税につきましては、交付額の確定により3億4504万1000円の増、補正後予算額につきましては22億3062万7000円となります。特別交付税につきましては、棚塩産業団地整備事業、北産業団地整備事業など対象事業の増により、19億1823万8000円の増でございます。補正後の予算額は54億535万8000円となります。

次に、款13 国庫支出金、項2 国庫補助金、目1 総務費国庫補助金67億999万2000円の増は、棚塩産業団地整備事業、北産業団地整備事業など九つの事業に係る福島再生加速化交付金66億9999万2000円の増、並びに浪江町心の復興事業補助金に係る被災者支援総合交付金1000万円の増でございます。

なお、福島再生加速化交付金の一部につきましては、帰還環境整備交付金基金へ積み立てた後、基金から繰り入れすることになります。

続きまして10ページ、款13 国庫支出金、項3 委託金、目1 総務費委託金5771万2000円の増は、防犯灯LED化追加工事に係る福島避難解除区域生活環境整備事業委託金の増でございます。

次に、款17 繰入金、項1 特別会計繰入金、目1 国民健康保険事業特別会計繰入金210万3000円の増は、平成28年度精算による繰り入れ増でございます。同じく目3 介護保険事業特別会計繰入金2572万1000円の増は、同じく平成28年度精算による繰り入れ増でございます。

続いて11ページ、款17 繰入金、項2 基金繰入金、目8 浪江町帰還環境整備交付金基金繰入金55億3276万1000円の増は、福島再生加速

化交付金の補正増でも説明いたしました。が、棚塩産業団地整備事業、北産業団地整備事業など6事業に係る繰入金の増でございます。

次に、款18繰越金、項1繰越金、目1繰越金2億1734万7000円は前年度歳計剰余金の確定による増でございます。

次に、款20町債、項1町債、目1臨時財政対策債2118万7000円の減は、発行可能額の確定による減でございます。補正後予算額は2億3642万8000円でございます。

次に、歳出の説明に移ります。12ページ、款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費285万円の増は、浪江町フレーム切手作成に係る印刷製本費255万の増などでございます。同じく目8企画費、67億9230万9000円の増は、地域コミュニティ構築事業などを対象といたします浪江町心の復興事業補助金1000万円の 신설。さらには被災者支援総合交付金、平成28年度精算に係る返還金1301万4000円の増。さらには防災集団移転団地等アクセス道路3路線の整備に係る浪江町復旧復興基金積立金1億8540万円の増。さらには棚塩産業団地整備事業など6事業に係る浪江町帰還環境整備交付金基金積立金65億8336万2000円の増などでございます。同じく目11財政調整基金費2億円の増につきましては、歳計剰余金処分による積立金の増でございます。

続いて13ページ。款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費510万6000円の増につきましては、自立支援給付費、障がい者医療費等の精算による返還金の増でございます。

次に、項2児童福祉費、目5認定こども園費467万2000円の増は、子育て支援システム導入委託料など委託料300万円の増などでございます。

続いて14ページ、款3民生費、項3災害救助費、目1生活支援事業費250万5000円の増は、支援物資移設等に係る物品等移設業務委託料200万の増などでございます。同じく目3住家被害等認定調査費1160万円の増は、対象者の増による認定調査委託料の増でございます。

次に、款4衛生費、項1県衛生費、目3環境衛生費132万8000円の増は対象者の増による合併処理浄化槽設置補助金の増でございます。

次に、目2清掃費、目1清掃総務費300万円の増は、対象者の増による住宅清掃補助金の増でございます。

続いて15ページ、款4衛生費、項3上水道費、目1上水道費1億397万3000円の増は、上水道監視システム整備補助金等の増でございます。

次に、款6農林水産業費、項1農業費、目3農地費6200万円の増は、用排水路保全工事に係る設計委託料2000万円、工事請負費4200万円の増でございます。

続いて16ページ、款6農林水産業費、項3水産業費、目1水産振興費100万円の増は、請戸漁港荷下ろし用仮設備設置工事費の増でございます。

次に、款7商工費、項1商工費、目3観光費340万円の増は、十日市開催に係る地域スポーツセンター設営委託料200万、送迎用バス借上料130万の増などでございます。同じく目7企業誘致促進費64億1298万5000円の増は北産業団地実施設計業務委託料、棚塩産業団地整備業務委託料ほか、委託料63億3386万円の増、並びに北産業団地立木補償費7585万7000円の増などでございます。

続いて17ページ、款8土木費、項2道路橋梁費、目1道路橋梁総務費250万円の増は、法定外譲与申請地図データ構築業務委託料の増でございます。同じく目2道路維持費8114万円の増は、防犯灯LED化追加工事費7560万円の増、並びに道路改良に係る用地取得費500万円の増などでございます。

続いて18ページ、款8土木費、項2道路橋梁費、目3道路新設改良費12億8363万3000円の増は、町道小熊田宮田線測量設計委託料、防集移転先団地等アクセス道路3路線の整備に係る物件調査委託料、並びに分筆登記委託料など委託料として5378万3000円の増。道路改築橋梁新設工事請負費8億4100万円の増、用地取得費2億6397万1000円の増。さらには物件移転補償費1億2487万9000円の増でございます。

次に、項4都市計画費、目1都市計画総務費531万円の増は、2項道路整備に係る測量設計委託料216万円、工事請負費162万円、用地取得費153万円の増でございます。同じく目5防災集団移転促進事業費4億3013万3000円の減につきましては、防集移転先団地等アクセス道路3路線の整備予算につきましては、先ほど説明いたしました道路新設改良費に予算組み替えしたことによる減でございます。

続いて19ページ、款8土木費、項5住宅費、目1住宅管理費155万6000円の増は、幾世橋集合住宅消防施設点検委託料102万9000円の増などでございます。

次に、款9消防費、項1消防費、目1常備消防費1億4338万1000円の増は、管内消防庁舎建設に伴う双葉地方広域市町村圏組合負担金の増でございます。

続いて20ページ、款10教育費、項2小学校費、目1学校管理費106万2000円の増は、町内小学校の電気料の増でございます。

続いて21ページ、款10教育費、項3中学校費、目1学校管理費2524万3000円の増は、浪江東中学校ICT関係備品購入費2311万5000円の増などでございます。

次に、項6保健体育費、目3学校給食調理場費1196万6000円の増は、浪江東中学校給食関係消耗品500万円の増、並びに食品モニタリング機器購入費696万6000円の増でございます。

続いて22ページ、款11災害復旧費、項1公共土木施設災害復旧費、目1道路橋梁施設災害復旧費1200万円の増は、被災箇所の増による調査設計委託料の増でございます。

最後に、款14予備費といたしまして2708万7000円を補正増いたしております。

続いて5ページにお戻りいただきたいと思っております。第2表継続費の設定でございます。表に記載の3事業につきましては、その履行に数年度要するため継続費としてその総額及び予定年割り額を定めるものでございます。

一つ目といたしましては、款8土木費、項2道路橋梁費、事業名、道路整備事業請戸漁港小高瀬迫線、9億3800万円でございます。年割り額は平成29年度3億8540万円、平成30年度5億5260万円でございます。事業内容といたしましては、防集移転先団地等のアクセス道路として整備いたします請戸漁港小高瀬迫線、約2.8kmの道路改築工事でございます。

二つ目は、同じく道路整備事業、大平山来福寺東線3億7900万円でございます。年割り額は平成29年度1億5160万円、平成30年度2億2740万円。同じく防集移転先団地のアクセス道路として整備いたします大平山来福寺東線、約0.9kmの道路改築工事でございます。

三つ目は、同じく道路整備事業、一里檀大町線7億6000万円。年割額は平成29年度3億400万円、平成30年度2億2800万円、平成31年度2億2800万円でございます。事業内容は同じく防集移転先団地等のアクセス道路として整備いたします一里檀大町線、約1.5km改築にかかります上川原橋の新設工事でございます。

次に、第3表、繰越明許費の設定でございます。款7商工費、項1商工費、事業名、棚塩産業団地整備事業、金額が56億8788万1000円。設定理由といたしましては、北棚塩地区に整備を計画しております棚塩産業団地整備事業につきまして、事業計画の策定に時間を要し、年度内完了が困難となったため、翌年度へ繰り越すものでございます。

続きまして6ページ、第4表地方債補正でございます。臨時財政対策債につきまして、発行可能額が確定したため限度額を変更する

ものでございます。補正前限度額 2 億 5761 万 5000 円を補正後限度額 2 億 3642 万 8000 円に減額するものでございます。なお起債の方法、利率、償還の方法につきましては変更ございません。

また、別紙資料といたしまして各基金の運用状況を付けてございますので後ほどご確認いただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（紺野榮重君） 日程第10、議案第82号 平成29年度浪江町文化及びスポーツ振興育成事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場 有君） 議案第82号 平成29年度浪江町文化及びスポーツ振興育成事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

本案は、前年度の決算が確定したことに伴い、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ35万5000円を追加し、歳入歳出予算の総額を142万6000円とするものであります。

歳入は、繰越金35万5000円を増額するものであります。

歳出は、基金積立金35万5000円を増額するものであります。よろしく願いいたします。

○議長（紺野榮重君） 日程第11、議案第83号 平成29年度浪江町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場 有君） 議案第83号 平成29年度浪江町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）についてご説明いたします。

本案は、前年度の決算が確定したことなどに伴い、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 5 億 7584 万 4000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を 54 億 8943 万 6000 円とするものであります。

詳細については、健康保険課長に説明させます。

○議長（紺野榮重君） 詳細説明、健康保険課長。

○健康保険課長（鈴木政己君） それでは、事項別明細書により説明申し上げます。

はじめに歳入をご説明申し上げます。6 ページをご覧ください。

款10繰越金 5 億 7584 万 4000 円の増額で、これは前年度歳計剰余金であります。

続きまして、歳出をご説明申し上げます。7 ページをご覧ください。款 1 総務費、項 1 総務管理費、目 1 一般管理費 350 万 7000 円の

増額で、これは職員手当及びシステム改修委託料の総額であります。

次に、款2保険給付金、項1医療療養諸費、目1一般被保険者療養給付金、節19負担金補助及び交付金1億4192万1000円の増額で給付見込みにより算出したものであります。

次に、款9基金積立金で国保基金に2億円を積み立てるもので、補正後の基金残高見込額は15億2437万2951円となっております。

8ページをご覧ください。款11諸支出金、項1償還金及び還付加算金、目3償還金、節23償還金利子及び割引料5370万3000円の増額で、これは前年度の事業確定による国への返還金であります。

次に、項2操出金、目2一般会計操出金、節28操出金210万3000円の増額で、これは前年度事業確定による一般会計への操出金であります。最後に款12予備費1億7461万円の総額を計上するものであります。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（紺野榮重君） 日程第12、議案第84号 平成29年度浪江町国民健康保険直営診療施設事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場 有君） 議案第84号 平成29年度浪江町国民健康保険直営診療施設事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

本案は、前年度の決算が確定したことに伴い、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ123万円を追加し、歳入歳出予算の総額を3億4198万2000円とするものであります。

歳入は、繰越金123万円を増額するものであります。

歳出は、総務費33万円を減額し、予備費156万円を増額するものであります。

よろしくお願いいたします。

○議長（紺野榮重君） 日程第13、議案第85号 平成29年度浪江町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場 有君） 議案第85号 平成29年度浪江町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

本案は、前年度の決算が確定したことなどに伴い、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1853万7000円を追加し、歳入歳出予算の

総額を7億2478万6000円とするものであります。歳入は、繰越金1853万7000円を増額するものであります。歳出は、公共下水道総務管理費148万3000円を増額、公共下水道総務建設費1万円を増額、予備費1704万4000円を増額するものであります。

よろしく願いいたします。

○議長（紺野榮重君） 日程第14、議案第86号 平成29年度浪江町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場 有君） 議案第86号 平成29年度浪江町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

本案は、前年度の決算が確定したことに伴い、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1161万8000円を追加し、歳入歳出予算の総額を7272万4000円とするものであります。歳入は、繰越金1161万8000円の増額であります。歳出は、予備費1161万8000円の増額であります。

よろしく願いいたします。

○議長（紺野榮重君） 日程第15、議案第87号 平成29年度浪江町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場 有君） 議案第87号 平成29年度浪江町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）についてご説明いたします。

本案は、前年度の決算が確定したことなどに伴い、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億8563万2000円を追加し、歳入歳出予算の総額を31億6350万3000円とするものであります。

詳細については、介護福祉課長に説明させます。

○議長（紺野榮重君） 詳細説明、介護福祉課長。

○介護福祉課長（佐藤祐一君） それでは、ご説明いたします。

事項別明細書によりご説明申し上げます。6ページをお開きください。はじめに歳入についてご説明申し上げます。款6繰越金2億8340万7000円を増額するものでございます。これは前年度の歳計剰余金でございます。款7諸収入198万4000円を増額するものでございます。これは介護認定審査会の前年度の事業費確定による返納金でございます。

続きまして、歳出についてご説明申し上げます。7ページをお開きください。款4諸支出金、目2償還金2億534万3000円を増額するものでございます。これは前年度の事業確定による国・県への介

護給付費の返還金でございます。

次に、目1 他会計操出金2572万3000円の増は、前年度の事業確定による一般会計の操出金でございます。8ページをお開きください。款5 基金積立金5435万8000円の増は、介護保険事業経営安定のための積立金を計上するものでございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

○議長（紺野榮重君） 日程第16、議案第88号 平成29年度浪江町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場 有君） 議案第88号 平成29年度浪江町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてご説明いたします。

本案は、前年度の決算が確定したことなどに伴い、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ987万円を追加し、歳入歳出予算の総額を7457万5000円とするものであります。

詳細については健康保険課長に説明させます。

○議長（紺野榮重君） 詳細説明、健康保険課長。

○健康保険課長（鈴木政己君） それでは、事項別明細書によりご説明申し上げます。

はじめに、歳入であります6ページをご覧ください。款3 繰越金557万7000円の増額で、これは前年度の歳計剰余金であります。

次に、款5 後期高齢者医療保険料、項1 後期高齢者医療保険料、目2 普通徴収保険料、節1 減免分徴収保険料429万3000円の増額で、これは保険料を計上したものであります。

続きまして、歳出につきましてご説明申し上げます。7ページをご覧ください。款2 項1 目1 後期高齢者医療広域連合納付金、節19 負担金補助及び交付金429万2000円の増額で、これは保険料を福島県後期高齢者医療広域連合へ納付するものであります。

最後に款4 予備費493万円を計上するものであります。

説明は以上であります。よろしくお願いたします。

○議長（紺野榮重君） 日程第17、議案第89号 平成29年度浪江町水道事業会計補正予算（第1号）を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場 有君） 議案第89号 平成29年度浪江町水道事業会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

本案は、水道事業収益的収入で5682万6000円の増額、水道事業収益的支出で3163万円の増額、並びに水道事業資本的収入で5950万3000

円の増額、水道事業資本的支出で1億1360万円の増額をするものであります。

詳細につきましては、住宅水道課長に説明させます。

○議長（紺野榮重君） 詳細説明、住宅水道課長。

○住宅水道課長（戸浪義勝君） それでは、平成29年度浪江町水道事業会計補正予算（第1号）についてご説明をいたします。説明書により説明させていただきます。

8ページをお開きください。収益的収入であります。款1水道事業収益的収入、項1営業収益、目2加入金260万円の補正増で加入金増加分であります。

次に、目4その他営業収益30万円の補正増で、手数料増加分であります。

続いて、項2営業外収益、目4補助金5392万6000円の補正増で、水道高料金対策交付税措置分であります。

続いて9ページをご覧ください。収益的支出であります。款1水道事業費用、項1営業費用、目1原水及び浄水費で1500万円の補正増で、施設管理業務、施設修繕であります。

次に、目2配水及び給水費で1253万円の補正増で、末端水質管理機器保守点検、配水管修繕、車両保険であります。

次に、目4総係費で110万円の補正増で車両の修繕、水道料金管理番号入力委託であります。

次に、項3特別損失、目1過年度損益修正損で300万円の補正増で過年度会計修正処理であります。

続いて、10ページをご覧ください。資本的収入でございます。款1水道事業資本的収入、項4補助金、目1補助金5950万3000円の補正増で、大平山設計委託補助及び水道遠方監視装置の補助金であります。

続きまして下段、資本的支出でございます。款1水道事業資本的支出、項1建設改良費、目3排水設備改良費3860万円の補正増で下水道工事に伴う配水管移設であります。

次に、目4機械及び装置費7300万円の補正増で、遠方監視装置更新、メーター購入費であります。

次に、目5車両運搬具費200万円の補正増で、車両購入費であります。

以上です、よろしくお願いたします。

○議長（紺野榮重君） 日程第18、議案第90号 浪江町名誉町民の推薦についてを議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場 有君） 議案第90号 浪江町名誉町民の推薦についてご説明いたします。

今回浪江町名誉町民として推薦いたします原中勝征氏は、長年にわたり内科医師として癌の研究をされ、東京大学助教授、医療法人杏仁会大圃病院理事長、茨城県医師会会長、日本医師会会長などを歴任し、現在も引き続き大圃病院理事長として地域医療の発展に尽力されております。これら数々の功績により旭日重光章を受章されるなど、氏の活躍は当町出身者として郷土の名誉を著しく高めました。

また日本医師会会長在任中に起きた東日本大震災の際には被災地へ日本医師会災害医療チームをいち早く派遣し、被災地での人命救助に尽力されました。さらに、医薬材料や食料品等の多くの物資や多額の義援金の寄付などにより物心両面から浪江町民の支援に対し大変尽力されております。これにより8月22日に行われた表彰審査会の選考を受け、名誉町民としての称号を贈ることについて、浪江町名誉町民条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

よろしく願いいたします。

○議長（紺野榮重君） 日程第19 同意第4号 特別功労者の決定についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場 有君） 同意第4号 特別功労者の決定についてご報告いたします。

本案は、今年で第45回を迎える浪江町功労者表彰式において表彰予定の特別功労者について、浪江町表彰条例第3条第1項第6号の規定により、議会の同意を求めるものであります。

本年は7名の方が該当となります。

（故）宮口福夫氏は、多年にわたり自衛官として公共秩序の維持に挺身され、正六位瑞宝双光章を受章されました。その功績は、誠に顕著であります。

吉田繁雄氏は、多年にわたり消防職に従事し、第27回危険従事者叙勲において瑞宝双光章を受章されました。その功績は、誠に顕著であります。

柴繁氏は、多年にわたり消防職に従事し、第28回危険従事者叙勲において瑞宝双光章を受章されました。その功績は、誠に顕著であります。

(故) 戸浪淑雅氏は、3期12年にわたり、浪江町議会議員として浪江町の地方自治発展に寄与されました。特に、平成3年からは1年4カ月間議長として議会の円滑な運営に尽力し、旭日単光章を受章されました。その功績は、誠に顕著であります。

紺野廣邦氏は、3期12年にわたり、浪江町議会議員として浪江町の地方自治発展に寄与され、旭日単光章を受章されました。その功績は、誠に顕著であります。

佐々木保彦氏は、多年にわたり、消防団幹部として地域消防防災に挺身され、藍綬褒章を受章されました。その功績は、誠に顕著であります。

三瓶寶次氏は、6期24年にわたり、浪江町議会議員として浪江町の地方自治発展に寄与され、特に平成15年からは2年間議長として議会の円滑な運営に尽力されました。その功績は、誠に顕著であります。

宮口氏、吉田氏、柴氏、戸浪氏、紺野氏、佐々木氏においては、表彰条例第3条第1項第6号に該当し、三瓶氏は同条例第3条第1項第2号に該当されております。よろしくお願いいたします。

○議長（紺野榮重君） 日程第20、報告第5号、財団法人福島なみえ勤労福祉事業団の経営状況報告についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場 有君） 報告第5号 財団法人福島なみえ勤労福祉事業団の経営状況報告についてご説明いたします。

財団法人福島なみえ勤労福祉事業団の平成28年度の決算について、事業収入は売上総利益金額、営業外収益で収入総額が2115万1000円でありました。販売費及び一般管理費の合計の支出総額が235万4000円で、当期純利益金額が1856万7000円となりました。

この結果、繰越利益剰余金当期期首残高と当期変動額、当期純利益金額を合わせた繰越利益剰余金当期末残高は2億347万9000円となっております。

詳細については、産業振興課長に説明させます。

○議長（紺野榮重君） 詳細説明、産業振興課長。

○産業振興課長（岩野善一君） それでは、平成28年度事業報告及び収支決算書によりご説明申し上げます。

1 ページをお開きください。事業報告の総括であります。震災後5年目になった平成28年度も東日本大震災及び東京電力福島第一発電所事故の影響により、事業実態はなく、休業状態のままでありました。収支状況は、収入として主に営業逸失賠償金等2111万6000円。

支出は主に、維持管理費用、賃金等でありました。

続きまして、4ページの貸借対照表をお願いいたします。資産の部で流動資産が2億9664万8670円、固定資産が1万2円。資産の部合計で2億9665万8672円となります。負債の部で流動負債が6167万9895円。負債の部合計で6167万9895円でございます。

次に、純資産の部で資本金3150万円、繰越利益剰余金2億347万8777円となり、負債及び純資産合計が2億9665万8672円となります。

続きまして、5ページをお開きください。損益計算書ですが、収益として売上総利益金額が2111万6508円、営業外収益合計が3万3938円となります。費用として一般販売費及び一般管理費235万3913円。特別損失合計22万9636円。その結果、当期純利益金額1856万6897円となります。

続きまして、6ページをお開きください。費用として販売費及び一般管理費の内訳の明細でございます。

続きまして、7ページをお開きください。株主資本等変動計算書でございます。利益剰余金の繰越利益剰余金当期首残高1億8491万1880円、当期変動額、当期純利益金額1856万6897円を合わせた2億347万8777円が繰越利益剰余金当期末残高になります。株主資本金当期末残高3150万円を加えた2億3497万8777円が純資産当期末残高になります。

続きまして、9ページをお開きください。平成28年度決算監査の報告についてであります。

財団法人福島なみえ勤労福祉事業団の経営状況の説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（紺野榮重君） 以上で、提案理由の説明が終わりました。

◎延会について

○議長（紺野榮重君） お諮りいたします。

質疑については14日に行うこととし、本日の会議はこれで延会したいと思います。

これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紺野榮重君） 異議なしと認めます。

よって、本日はこれで延会することに決定しました。

休会中の活動日程を申し上げます。各常任委員会の招集日は7日、8日及び11日で各委員長が指定する場所で開催します。

また12日は、全員協議会を全員協議会室で開催します。時間は、

いずれも 9 時 30 分からとなります。

なお、関係各課長等につきましても出席要請があった時は、出席願います。

◎延会の宣告

○議長（紺野榮重君） 本日はこれで延会します。

14日は、午前 9 時から本会議を開きますのでご参集願います。

（午前 11 時 23 分）

平成 2 9 年 9 月 7 日 (木曜日)	委員会
平成 2 9 年 9 月 8 日 (金曜日)	委員会
平成 2 9 年 9 月 9 日 (土曜日)	休日
平成 2 9 年 9 月 1 0 日 (日曜日)	休日
平成 2 9 年 9 月 1 1 日 (月曜日)	休会
平成 2 9 年 9 月 1 2 日 (火曜日)	全員協議会
平成 2 9 年 9 月 1 3 日 (水曜日)	休会

9 月 定 例 町 議 会

(第 3 号)

平成29年浪江町議会9月定例会

議 事 日 程 (第3号)

平成29年9月14日(木曜日)午前9時開議

- 日程第 1
- 認定第 1号 決算の認定について
 - 認定第 2号 浪江町水道事業会計決算の認定について
 - 議案第76号 浪江町立認定こども園条例の制定について
 - 議案第77号 浪江町立小学校及び中学校条例の一部改正について
 - 議案第78号 浪江町スポーツ施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について
 - 議案第79号 売買契約の締結について
(災害公営住宅幾世橋地区第2期)
 - 議案第80号 双葉地方広域市町村圏組合規約の変更について
 - 議案第81号 平成29年度浪江町一般会計補正予算
(第4号)
 - 議案第82号 平成29年度浪江町文化及びスポーツ振興
育成事業特別会計補正予算(第1号)
 - 議案第83号 平成29年度浪江町国民健康保険事業特別
会計補正予算(第2号)
 - 議案第84号 平成29年度浪江町国民健康保険直営診療
施設事業特別会計補正予算(第1号)
 - 議案第85号 平成29年度浪江町公共下水道事業特別
会計補正予算(第1号)
 - 議案第86号 平成29年度浪江町農業集落排水事業特別
会計補正予算(第1号)
 - 議案第87号 平成29年度浪江町介護保険事業特別
会計補正予算(第2号)
 - 議案第88号 平成29年度浪江町後期高齢者医療特別
会計補正予算(第2号)
 - 議案第89号 平成29年度浪江町水道事業会計補正
予算(第1号)
 - 議案第90号 浪江町名誉町民の推薦について
 - 同意第 4号 特別功労者の決定について
 - 報告第 5号 財団法人福島なみえ勤労福祉事業団の経営

状況について
追加日程第1 認定第2号訂正の件

出席議員（16名）

1番	石井悠子君	2番	高野武君
3番	半谷正夫君	4番	紺野榮重君
5番	紺野則夫君	6番	佐々木勇治君
7番	平本佳司君	8番	渡邊泰彦君
9番	佐々木恵寿君	10番	松田孝司君
11番	山本幸一郎君	12番	山崎博文君
13番	泉田重章君	14番	佐藤文子君
15番	吉田数博君	16番	馬場績君

欠席議員（0名）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	馬場有君	副町長	宮口勝美君
副町長	本間茂行君	教育長	畠山熙一郎君
代表監査委員	根岸弘正君	総務課長	山本邦一君
企画財政課長	安倍靖君	二本松事務所長兼 総合窓口課長兼仮設 津島診療所事務長	居村勲君
産業振興課長	岩野善一君	住宅水道課長	戸浪義勝君
まちづくり整備課長	三瓶徳久君	教育委員会事務局 教育次長兼浪江町中央公 民館長兼浪江町津島公民 館長兼浪江町図書館長	大原教知君
会計管理者 兼出納室長	鈴木貞孝君	生活支援課長	清水中君
住民課長	武隈吉美君	健康保険課長兼 浪江診療所事務長	鈴木政己君
介護福祉課長	佐藤祐一君		

職務のため出席した者の職氏名

事務局 長

清水 佳宗

書 記

柴野 早苗

主幹 兼 次長

吉田 厚志

◎開議の宣告

○議長（紺野榮重君） おはようございます。ただいまの出席議員数は16人であります。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

（午前 9時00分）

◎議事日程の報告

○議長（紺野榮重君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎認定第1号の質疑、討論、採決

○議長（紺野榮重君） 日程第1、認定第1号 決算の認定についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑は会計ごとに行います。平成28年度浪江町一般会計歳入歳出決算について、質疑ありませんか。

16番、馬場績君。

○16番（馬場 績君） 決算認定について、若干質問をしたいと、確認をしたいと思います。

まず第1点は、2017年3月31日避難指示解除された件についてであります。帰還困難区域を除く避難指示解除については、原発避難における大きな節目というよりも大きな転換点になったのではないかと考えております。改めて避難指示解除がどうであったのかということが今年度決算の大きな焦点になってしかるべきだと思っております。

お聞きしたいことは、避難解除とその後の帰還の実態を見た時、あの政策判断について町長はどのように考えておられるかということです。色々資料を改めて読み返しましたがけれども、平成28年5月13日自由民主党東日本大震災復興加速化本部長 額賀福志郎様宛に町長が提出した要望書です。町長覚えていると思うんですけども、政策決定についてこういう表現です。政府の政策決定は、住民の生活に極めて重大な影響を及ぼし、各個人の人生を左右することとなることを肝に銘じ、いかなる政策も住民全体の最大利益に叶うよう科学的にかつ冷静に企画、立案、実施すること。何度読み返しても名文です。起案された方はどなたか分かりませんが、文字どおり浪江町の方の柱を示していると、少し大胆な表現をさせてもらえば、羅針盤たり得る言葉だと思っております。

こういう立場から改めて、避難指示解除の判断について実態を踏まえた上での町長のお考えをまずお聞きしておきたいと思っております。

それから、次は、突然ですけれども、代表監査に一つ、二つお尋ねをしたいと思います。平成28年度決算審査意見書49ページにいくつか監査の指摘事項があります。(2)、(3)についてお尋ねしたいと思います。

要するに、ここでは経験年数の少ない職員が増える中、条例規則への知識不足だけでなく、チェック体制の不十分なところが見受けられたと。非常にこれは、行政マンで見るところ見ているなと思いました。その後のそれらに対する改善の方向も示しているわけですが、(2)に示した具体的な事例についてお聞かせいただきたいと思います。

それから、いま一つは、(3)復旧・復興業務ではその性質から緊急的にやむを得ない予算流用、予備費充当などもあるとそういう決算が見受けられたと。これらは、みだりに行うことなく、予算の目的に反することにもなるので、関係機関との連絡調整、計画性実現性の精度を高めた予算の取り組みをします。これも非常に核心を突いた監査意見だと思います。私があればこれ推測しても詮ないことですので、具体的にどういう事例があってこういう指摘になったのかということについてお聞きをしたいと思います。

それから、予算執行全体の問題で、重要な条例改正が行われておりますので、その後の経過、あるいは成果、あるいは問題はないかということをお聞きしたいと思います。それは、去年の3月定例会で可決された平成29年度に向けての条例ではありましたが、浪江町人事行政の運営等の公表に関する条例、いわゆる職員の勤務評価という制度、今までも試行的にやってきたということはあると思うんですが、条例化されました。条例化の目的は、達せられたのかと、具体的な条例運用の面で公務員の人事評価、勤務評価ということは果たしてどうだったのかということも3月議会において条例可決された問題との関係でお聞きをしたいと、確認をしておきたいと思います。

それから、決算書に入ります。決算書の46ページ、町税未済額がしめて1876万2000円ほどありますけれども、その中で個人住民税現年課税が377万8000円、法人住民税現年課税5596万円、軽自動車税現年課税分53万円が収入未済額となっております。当然、こういう時期だから未済額発生ということも理解はできますけれども、現年課税分何件発生したのかと、その後の対応はどうされたのかということです。

それから、歳入の項目で言うと74ページです。これも予算審議は既に終わっていることではありますが、原子力損害賠償4億1236万

5000円、これは東電からの賠償金であります。東電に対する請求額と支払額との関係について、決算議会ですので確認をしておきたい。

歳出に入ります。178ページ、ここにスクールソーシャルワーカーの事業として241万1784円、不用額が43万6216円、このことに関して2点お尋ねいたします。

緊急派遣事業として、スクールソーシャルワーカーを雇用したにも関わらずなぜ不用額が発生したのかというのが一つ。

それから、スクールソーシャルワーカー事業における成果ですね、どういうふうにかされたか、この事業がどうかされたか。

あと、再質問にも関係するんですが、しからばこれが継続事業として充実発展させるそういう取り組み、継続事業として発展させるそういう取り組みがなされているかどうかということです。

それから次、決算書の182ページ、請戸小の保全工事で680万4000円決算執行されております。そこでお尋ねしますが、請戸小学校については、同僚議員からも震災遺構として残すべきではないかと、あるいは震災復興公園との関係でしっかりした位置づけをして後世に生かすと、そういう取り組みが必要ではないかと。今回の保全工事は、単なる保全工事ということではないと思うんです、これだけの事業執行されているわけですから、従って、次の段階にどうつなげるのかと、教育委員会のお考えをお聞きしておきたいと思います。

それから、決算書の190ページ、文化財基本方針策定業務委託料716万円、遅いか早いかは別にして改めて平成28年度決算で文化財基本方針策定の事業に取り組むということで委託されました。そこで、二つお尋ねいたします。

成果品はどうなっていますか。このあとでもいいんですけれども、成果品はぜひ我々議員にも配布いただければということをお望みしておきます。

なお、文化財保護も含めた今後の浪江町の文化財に対する基本方針を策定したわけだから、その後の取り組みがどうなっているかということが非常に大事だと思います。そこのお尋ねしたいと思います。

次、施策の成果について、何点か。施策の成果26ページに、情報管理で二つの事業についての成果説明がなされております。要するに、この二つの事業はマイナンバー事業に関連した事業だと思いますけれども、改めてマイナンバー対応の関連予算総合計額はいくらになるのかということをお聞きしたいと思います。

それから、そのことに関連して、マイナンバー事業に関して、い

くつか重要な問題があるんですけれども、担当課長は住民課長かな、企画財政課長かな、どちらでもいいんですけども、マイナンバー事業に絡んで地方公共団体システム機構というところにすべての情報が集約されると、そこには手数料も含めて明らかにされた総事業の約3割28%がそこに今入る仕組みになっているということも明らかになっておりますけれども、しからば浪江町でこの地方公共団体システム機構に対する負担金、手数料はいくらになっているのかということについてお尋ねをいたします。

それから、施策の成果37ページ、民生費、緊急通報システム事業、恒例の事業として成果の項目に挙げられております。緊急通報設備の設置件数は固定電話型3件、携帯電話型32件、合計35件、これは平成28年度における設置件数だと思います。合計設置件数は、何件になるのか。

その上で、緊急通報システムによって住民の安全・安心を支えたという成果説明ですけれども、いくつかこういう事例がありましたということについてもお聞かせいただければ今後に生かすことができると思いますので、お聞かせをいただきたい。

それから、37ページの下、訪問介護安心サービス、いわゆる浪江町の単独事業ということで、介護保険の対象とならない概ね65歳以上の単身世帯の高齢者に家事支援等のサービスを行ったということであります。これは、平成28年度だから、既に復興住宅に入居されている方もおります。そこで、訪問介護安心サービス事業の仮設で何件、復興公営住宅で何件、それから借上げというか、それ以外の避難先の町民で何件あったのかということについても確認をしたい。事業としては、大変重要な事業だと思っております。

それから、施策の成果45ページ、復興支援員事業が1億4667万円、なぜかこれは一般財源、決算処理において一般財源ということだから一般財源支出したということでしょうけれども、復興支援員事業が支出決算で、財源構成で一般財源なのかどうかということです。これが一つ。

それから、平成28年度は全国各地に24名、福岡県も含めて配置されております。問題は、浪江町のホームページを見たとか、あるいはいろんな情報で応募された方だと思います。採用された方の健康保険加入で直接相談を受けたという事例があります。そこで、復興支援員の国保の加入に対する浪江町の対応、あるいは復興支援員の健康管理、何よりも復興支援員事業展開に係わる成果についてお聞きをしたい。しいて言うならば、復興支援員事業1億4667万円執行されているわけですから、事業の成果についても議会、あるいは町

民に分かりやすい表記があつてしかるべきではないかということで、内容も含めて、あるいは今後の改善も含めてお聞きをしたいと思います。

最後になります。施策の成果49ページ、賠償支援事業です。これは、高齢者13名のうち1名が和解したということについては、全員協議会でも報告説明を受けております。その上で、改めて和解の経過について議会に対しては詳しい説明がありませんでした。平成29年1月11日全員協議会の資料も持ってきました。進行協議は3回行われております。進行協議の内容については、(1) 1名について仲介委員は無条件で合意することを町及び東電に求めたと、東電は1名について和解案を受諾すると回答したと書かれております。そこで、東電が和解案受諾回答したのはいつかと、それから、浪江町が1名について和解受諾したのはいつかということについてお示しをいただきたいと思います。

それから、50ページ、住家被害認定調査についてであります。一つは、事業費の合計でありますけれども、左の財源内訳として、特定財源が2640万円、一般財源が3472万円と書かれております。事業費総額と一般財源が同じで、事業費総額の財源内訳からするとすっぽり2640万円が抜けていると、これいかにということです。そのこと聞いてから次の再質問にいきましょう。

それから最後、58ページにγカメラの測定業務について6615万6000円、決算されております。それで、実は9月議会の私の一般質問に対する担当課長の答弁で、平成29年3月末現在の地目別平均線量について質問しました。回答は、宅地が平均で $0.51 \mu\text{Sv/h}$ 、農地が $0.52 \mu\text{Sv/h}$ 、森林が $1.64 \mu\text{Sv/h}$ 、道路が $0.65 \mu\text{Sv/h}$ 、これは平均線量です。ここで、最高値は宅地では、住所番地はいいですけども、地域でいうとどこの地域で最高線量はいくらだったのかということについて確認をさせてください。

その上で、それらに対するフォローアップ除染はどう行われたのかということをも改めて決算議会において質問しておきます。

以上、もっとあったんですけど省略しました。

○議長（紺野榮重君） 町長。

○町長（馬場 有君） ご質問にお答えいたします。

解除に当たっては、議員の皆さん、それから町民の方々と度重なる議論を重ねてまいりました。そういう状況の中で、意向調査も17.5%が戻りたい、52%の方がもう戻れないと、そして判断がつかないという方が30%程度おいでになりました。6年も時間軸が経過いたしまして、戻りたいという方、それから悩んでいるという方々、こ

これはやっぱり町民全員の方が戻りたいという意識はあると思う、これは自分たちが生まれて育ってきたふるさとですので、これは町民全員の方がそういう感覚は持っていると思います。そういう中で、これだけ経過いたしますと、町がなくなってしまうのではないかと、そういう今申し上げた思いというものを大切しながら解除の要件、三要件ございましたけれども、それが大体満たしているという状況になりましたので、解除したということであります。それは、色々ご意見がありましたけれども、苦渋の選択をさせていただきました。

その後、その影響についての話がございました。解除に当たっては、議員ご存知のとおり国とそれから県と町が一体となって復旧・復興に向けた再生協議会というのを立ち上げて、その覚書も取り交わしております。従って、解除する前に中々できなかったことについてもクリアをしていく、そして解除したあともいろんな問題が出てくると思います、課題が出てくると思います。そういうものについては、真摯に向き合って協議をしながら問題を克服していくということで、現在もそういう協議を重ねているところです。

議員、今、お質しの東日本復興災害本部本部長のところに行ってきた時の話ですけれども、こういう問題が起きるということは想像されますので、課題については一つ一つ真摯に向き合ってお互いに国と県と町が話し合っていくということを確認してまいりました。復興創生期間が震災から10年間と言われております。ただ、原発災害は10年では終わらないと、10年後以降についても復興に向けた道筋ができるように、それもあわせて今後お互いに協議していきましようというところで要請活動をしてまいりました。

そういうことで、現在解除をした影響等については色々課題があります。課題がありますけれども、今申し上げたように一つ一つその課題を克服していくということがまず第一目だろうと思います。解除をしまして、住宅のリフォームとか、あるいは住宅の新築そういうものが見えるようになってまいりました。先ほど申し上げた判断のつかない方々も町にお見えになって、特に印象深いのは小さい子供さんを連れながら町に入って復旧・復興の姿を見ていただく、そういう機会が大分多くなったのかなというような感じがしております。

そういうことで、我々として町残しをして、そして次の世代に町のあり方そういうものを大人の責任として私どもが示す必要があると考えながら、今後は施策を展開していきたいとこのように考えております。

私からは、以上であります。

○議長（紺野榮重君） 代表監査委員。

○代表監査委員（根岸弘正君） それでは、監査報告の49ページにご質問ありましたので、お答えしたいと思います。

まず、経験年数の少ない職員が増えているということでもありますけれども、この弊害としまして財務会計では支出をするのには支出負担行為の時期というものがいつかというものは財務規則で決まっております。

また、調定についても国県補助金であれば、補助指令のあった時ということで決められておりますけれども、それが中々まだ若い職員は分からないということがあります。

また、決裁区分についても文書及び検査調書並びに伝票とありますけれども、それについてもちょっと不安な職員がいるのかということで指摘をしております。

また、流用、充用関係であります。そして、一例を申し上げますと、決算書の148ページをお開きいただきたいと思っております。これは、農林水産業の林業費でありますけれども、一番上の報償費で予備費から121万6000円の充当を受けております。その下旅費で146万3000円の不用額を出しているということで、これは当然予備費の充用でなくて、予算流用で済んだであろうということでもあります。そういうことを指摘しておきました。

また、198ページが予備費のそれぞれに充当した明細でありますけれども、金額的にも多いということで、こういうことでは予算というものは議会の議決を受けて執行するということでもありますので、予備費の多額の充用はまずいのではないかとということで指摘をしたところであります。

○議長（紺野榮重君） 総務課長。

○総務課長（山本邦一君） それでは、人事評価関係のご質問にお答えします。

人事評価の制度を導入するためにシステムを構築しまして、昨年度から評価者、被評価者それぞれに研修もしながら、例えば組織の目標設定、それから個人の目標設定等を行っているところでございます。

あわせて、被評価者と評価者の面談の実施等によりまして、評価を実施するという運びになっております。今年度も引き続いて同システムの試行をまだ実施している段階でございまして、試行を繰り返しながら適正な評価ができるようにつくり上げていきたいと考えております。

- 議長（紺野榮重君） 詳細説明、住民課長。
- 住民課長（武隈吉美君） 決算書46ページの収入未済についてでございますが、個人住民税の件数が12件、法人住民税が8件、あと軽自動車税60件でございます。
- 対応といたしましては、通常の文書による催促とか、電話等による催促、あと一部県内、県外の訪問による徴収業務を行ってまいりました。
- 議長（紺野榮重君） 企画財政課長。
- 企画財政課長（安倍 靖君） 決算書74ページにございます賠償金の関係でございます。こちらについては行政経費分といたしまして、平成22年、23年合わせて10億3000万円ほど請求をしている分でございます。そのうち、平成27年度に5100万円ほどの歳入がございました。今回、平成28年度に4億1200万円と、残りは5億6600万円ほどがまだ未払いとなっております。
- 議長（紺野榮重君） 教育次長。
- 教育次長（大原教知君） 決算書の178ページ、スクールソーシャルワーカーの問題でございますが、賃金で1日いくらということでございます。
- なお、この事業につきましては歳入の70ページで教育費受託事業収入ということで241万1784円が下段に載っております。
- 成果につきましては、現在避難先で再開しております浪江小学校、津島小学校、浪江中学校に訪問し、先生方との話し合い、子供との話し合い、父兄との話し合い、さらには避難先の浪江町に住所のある子供の問題があった場合、対応していただいているところでございます。
- 継続につきましては、来年度につきましても避難先の浪江小学校、津島小学校、浪江中学校、さらには来年4月に再校します浪江町の小・中学校にも訪問していただくように希望を出しております。
- 議長（紺野榮重君） 教育長。
- 教育長（畠山熙一郎君） 決算書182ページの請戸小学校の保全工事についてのご質問にお答えします。
- 工事の内容は、校舎全体をフェンスで取り囲むという工事でございます。この意図でございますが、もう6年間の間に私どもが知らない間に関心を持った方が近づくようなことがございます。6年の経過の中で内部の老朽化が進んでおりまして、安全を確保するというそういう必要性もございます。そういった安全の確保、それから現状をなるべく保全すると、その二つ目的が工事の意味でございます。

今後の対応につきましては、先の議会でご質問いただいたとおりでなんございますが、この施設については多くの方が何とか震災を語るものとして残したほうが良いのではないかというご意見はいただいています。周辺の需要としましては、復興祈念公園であるとか、それからアーカイブであるとか、ようやくそういった姿が見えつつあるのが今の段階でございますので、そういったことを踏まえ、あるいは住民の方々のご意向をいただきながら町をとおしまして関係機関などこれから調整しながら、そのあり方を具体的に詰めていくとそんな必要性を感じておるところでございます。

○議長（紺野榮重君） 教育次長。

○教育次長（大原教知君） 190ページの文化財関係でございますが、成果品は出てございます。その後の取り組みということですが、震災後津波で流出した文化財や個人の住宅解体等が進む中で、個人から歴史的に重要ではないか、など町に提供したいという申し出をいただいております。

そういった中でさらには復興関係で大平山の文化財の発掘、あるいは棚塩の東北電力敷地内でのテストフィールドの開発、さらには北幾世橋の北工業団地、大平山の南工業団地の開発が進む中で文化財の発掘が行われてございます。そういった個人からの要望、あるいは文化財の発掘等出ておりますので、それを整理しながら、現在整理して、さらには今後も続くと思っておりますので、整理していきたいと考えてございます。

○議長（紺野榮重君） 企画財政課長。

○企画財政課長（安倍 靖君） 続きまして、マイナンバー関係の今年度の決算額ということでございますので、それにつきましては施策の成果26ページの情報管理費マイナンバー対応という部分で、事業費この下の部分ですが1698万8400円、これがシステムの改修費でございます。

さらには、決算書93、94ページに負担金といたしまして、中間サーバープラットフォーム利用負担金211万円、それからお質しにありました地方公共団体情報システム機構負担金4万5000円、合計約1900万円ほどが平成28年度の決算額となっております。

○議長（紺野榮重君） 住民課長。

○住民課長（武隈吉美君） 地方公共団体情報システム機構への負担金でございますが、決算書の102ページの19の負担金及び補助金の中の右欄、備考欄にございます通知カード個人番号カード関連事務費等交付金ということで、マイナンバーの発行に関する負担金をJ-L I Sに払っております。

○議長（紺野榮重君） 介護福祉課長。

○介護福祉課長（佐藤祐一君） 37ページ、緊急通報システム事業でございますが、ただいまの設置件数は固定電話型が2件、携帯電話型が42件が全体となっております。

具体的な事例ということでございますが、委託している事業者から週1回高齢者にお元気コールをいたしまして、安否確認を実施いたしております。家族にも報告いたしておりますので、大変喜ばれております。

連絡が取れなくて、うちの町の職員が駆け付けるということも何件かはありましたけれども、全般的に問題となった事例は今のところ発生しておりません。

次の訪問介護安心サービス事業の住宅の種別ごとの件数でございますが、68件は仮設住宅のみでございます。

○議長（紺野榮重君） 生活支援課長。

○生活支援課長（清水 中君） ご質問の点につきまして、お答えいたします。

一般財源に計上されているのは、なぜかということでございますが、これは一般財源には計上されていますが、復興特別交付税にカウントされていますので、純粋な一般財源ではないということと言えます。

次に、健康保険につきまして、この健康保険は役場を経由した社会保険でございます。平社会保険事務所でございます。ご指摘のありましたとおり時間がかかった分改善し速やかに交付するように努力しております。

健康管理につきましては、常に拠点と連絡を取り合いながら無理をさせないような形は取っておりますし、さらには弘前大学のカウンセリング等も取り入れてやるようにしております。

事業の成果といたしましては、事業内容というのは簡単に申しますと戸別訪問、電話訪問、つながる場づくり交流会、自分で主催する交流会、他の交流会への紹介、引率、そういったものがありますし、情報発信、浪江町の復興の状況、役場の諸連絡、優遇措置、その場所その場所での色々な情報、そういったものを提供しておりますし、浪江町の復興状況を全国へ発信するという業務も少しずつですが始まっておりまして、今年度は本格的に行っております。実に、浪江町の人口の3分の1の皆様が福島県外に避難しておりまして、そういった方々と浪江町というものをつなぐ、そして避難者同士、町民同士をつなぐ、さらには町民と他の国民をつなぐという目的のもとに成果はあったものと考えております。

○議長（紺野榮重君） 総合窓口課長。

○総合窓口課長（居村 勲君） 主要な施策の成果49ページの賠償支援事業の質問にお答えをいたします。

東電は、これまで和解案受諾勧告書等の提示に対し、拒否回答を続けてきましたが、仲介委員が13名中1名につき和解案どおりの内容で無条件で受諾するよう求めたところ、平成29年1月19日に東電は、仲介委員の意向を最大限斟酌した結果、和解案を受諾すると回答をしました。それを受けまして、同年2月14日に和解案が無条件で和解案どおりの内容で和解が成立いたしました。

○議長（紺野榮重君） 住民課長。

○住民課長（武隈吉美君） 施策の主要な成果の50ページ、住家被害認定調査の決算の部分でございますが、事業費3447万2520円に對しまして、特定財源の部分が復興・復旧基金を充当してございます。従いまして、一般財源の3447万2520円は差し引きを忘れたものでございまして、807万2520円に修正いただきたいと思っております。申し訳ございませんでした。内訳の一般財源が807万2520円の修正でございます。申し訳ございません。

続きまして、58ページのγカメラについてですが、宅地、農地等の線量の最高値はということでしたが、現在手元でございます資料では、酒田地区で除染前が7.02 μ Sv/hに對しまして、除染後は4.97 μ Sv/h、フォローアップ除染の結果0.73 μ Sv/hまで下がっております。引き続きγカメラとか、事後モニタリング等で継続的に線量については管理してまいりたいと思っております。

○議長（紺野榮重君） 16番、馬場績君。

○16番（馬場 績君） それでは、再質問をさせていただきます。

避難解除の判断については、避難解除の三要件も満たしていると、今後の復興再生についても三者で継続的に協議するという覚書もあるということなので、大人の判断として町残しのために避難解除するという判断、決断をしたということです。このことにばかり時間とるつもりはありませんけれども、改めて避難解除三要件については年間積算量20mSv以下。日常生活に必要なインフラ、医療介護も含めて概ね復旧し、子供の生活環境が十分に進んでいる。それから三つ目には、県や市町村はもちろん住民との協議を行うという三項目です。

結論から言うと、私はこの三項目は満たされていないと、しいて言えば20mSv以下という項目はある意味では満たされていたのかもしれない。20mSv安全論については、度々この場で議論してまいりましたので、あえて繰り返しませんけれども、結論から言うとI

CRPの基準にも反していると、まさに20mSv安全論に立った避難解除、福島切り捨てる方向でしかないということは、はっきり申し上げることが言えると思います。

それから、避難解除について先ほど町長も言われたけれども、帰還を望む町民が生活を開始できる環境は、概ね整っているという判断でした。現に今日の前で起きていることはどうなのかと、戻って安心して生活できる環境がないから286人、町民全体の1.3%、避難解除人口の1.9%でしかないと、ここは現実を謙虚に見る必要があると。

あれこれのやり取りよりも町が国、あるいは復興加速化本部に対して浪江町の復興再生のあり方の基本として政策判断はどうあるべきかということをも求めたこの要望書、素晴らしいです、これは。ここは掴んで離さないでもらいたい。改めて読みます。政府の政策決定は、住民の生活に極めて重大な影響を及ぼし、各個人の人生を左右することとなることを肝に銘じ、いかなる政策も住民全体の最大利益に叶うよう、科学的にかつ冷静に企画、立案、実施すること。これを、馬場町長は復興加速化本部に求めているんですよ、まだまだ残っているんですよ、私はそのとおりだと。これは、復興加速化本部や国に対して求める町の姿勢、それはそのとおりです。イコール住民に対する基本的な政策判断の基準であるべき中身だと、これに照らしてどうなのかということとは避難解除の問題についても問われているのではないかとということです。町を残すとかどうとかということとは、それは帰ってこない人が浪江町がどうなってもいいなんて思っているわけではないということとは、はっきりしていると思うんです。あえてそのことは言わないでもらいたい。最大利益は、誰のために、何のためにどう判断すべきかということが書いてある。繰り返すけれども、住民全体の最大利益にかなうよう、科学的にかつ冷静に企画、立案、実施することと。避難解除三要件の現状も含めてどう判断すべきかというものさしはここにあると思うんです。いずれ避難解除はしなければならない、する時期はきたと思うけれども、結果としてまだ1%台の町民しか戻ってないという事実は、町民自身が避難解除に対する生活レベルからの町行政に対する、あるいは議会に対する批判的な行動での回答だと私は思います。では、何もしなければ良いのかと、そういうことを繰り返していればいいのかということではなくて、町長が言うとおりの文字どおり新たな一歩に踏み出したわけだから、新たな町づくりのために全力を挙げる必要があると思うんだけど、3月31日避難解除については三要件を満たして戻って生活できる環境整備は概ね整ったと判断したか

ら問題ないという判断は、私は事実を冷静に、科学的に見ていない。これは、住民懇談会における町民アンケートの声です。ここに書かれてあるそれぞれが戻った人も、戻らない人も今声を挙げ続けている具体的な中身だということはお分かりいただけると思うんです。そういう意味で、科学的で冷静な住民全体の最大利益にかなう判断であったのかということが改めて問われると思いますので、その角度から町長に再度答弁を求めたいと思います。

それから、監査意見についてですけれども、予備費の流用については監査指摘のとおりだと、これは改める必要があると思います。内部事務の統括責任者は誰ですか。総務課長ですか、宮口副町長ですか。このことについて、予備費の流用についてどういう指導されているか、答弁を求めたいと思います。

それから、(2)の問題です。それこそ公務員は、町民利益のために最大公約数町民に奉仕するというのが公務員の使命、その立場からすれば若い職員が支出や調定についてよく分かっていない人がいると、これはある意味では行政経験が少ないわけだからやむを得ない面があると言いつつも、ただ事務的に伝票のおこし方間違いなくできればそれで良いというものではないけれども、ある意味では公務員の基本だと思うんです。そこは、代表監査委員から指摘されているわけだけれども、これらのこういう問題を起ささないための内部チェック、あるいは内部研修というか、それはどう行われているのかということについて、お聞きをしたいと思います。

それから、人事行政の運営等に関する条例に基づいてシステムも導入して、組織として、個人として目標を設定して、上司が評価している、今年度も試行的ではあるけれども、継続してやっているということですが、問題の基本は、公務員という職種からしてそういう勤務評定が給与にも反映すると、強いて言えば昇給、昇格にも反映するということになり兼ねないと。そうすると、内部萎縮が出てくると、本当に町民の立場で生き生きはつらつと上司に対しても提言をし、責任ある仕事をすることが果たしてそういう縛られた環境の中で可能なのかと、非常に窮屈な思いをしているのではないかと、そういう問題はなかったのかということに再度お尋ねをいたします。

それから、町税未済額については、発生件数についてメモとれなかったけれども、未済額はこれまでも発生していたし、それから避難先における生活再建がままならないということを考えるとやむを得ない面はあるにしても、私は適正課税、適正納税その立場での徴収の執行というのは町民に納得いただく形で執行すべきではないか

と思いますが、催促状も送ったと、電話もしたと、訪問もしているということですが、昨年と比べて歳入未済額、発行件数金額が予算、決算書対比してこなかったのが、どうなのかということ。前年対比でどういう状況になっているか。

それから、肝心な問題は納入できない理由をちゃんと押さえているのかということですか。

それから、原子力損害賠償については5億1000万円まだ入っていない部分があるということについては、新たな請求額が出ていると理解してよろしいでしょうか。平成27年は5億1000万円、平成28年度で決算のとおり4億1200万円、そのほか支払われていない分として5億1000万円あるということは新たな請求が発生しているのか、これまでの分でまだ払われていないという分があるのかということを確認いたします。

それから、スクールソーシャルワーカーについては日雇いだというんだね、これ。私は、専門職で対象児童は少ないにせよ避難先の子供やなんかを含めれば、私は非常に重要なポジションだと。だからこそ緊急派遣事業を活用しながらもこういう事業を展開してきていると。常設にできないのかということをお聞きしたいと思います。

それから、請戸小学校の保全については、分かりました。老朽化が進んでいるので保全工事も行ったと、それが今回の決算内容だということですか。そこで、遺構として教育委員会としては希望していると、復興公園と今後のあり方として震災遺構という方向で検討を進めているということですが、あえてこれ町長に聞きます。震災復興公園の丸の中に入るか入らないかは別にしても、私は、東日本大震災東京電力福島第一原発による爆発事故を後世に語り伝える遺構たる施設だと思います。教育委員会としては、遺構として残したいと、今後のあり方も町と一緒に検討を進めるというところまで考えているわけけれども、町長はどうお考えなのか答弁を求めておきたいと、お聞きをしたいと思います。

それから、文化財基本方針については、もちろんこれは成果品も出ているということですが、具体的な取り組みについても説明ありましたけれども、私は時間との闘いだ。だから、教育次長のところでどうにかすれば良いという事業ではないと思うんです。文化財保護のために基本方針、私は成果品を見ておりませんので、どういう方針が提起されているのか分かりませんが、浪江町には貴重な埋蔵文化も含めて遺産があると、資料があるということだと思います。やっぱり体制が必要だと思います。平成28年度の決算を踏まえて、どういう体制に組み直したんですか、どうされるんですか、

お答えください。

それから、マイナンバーについては、一つはこれまでのマイナンバー対応の支出総額はいくらになっていますかということについては、お答えがありませんでした。

それと、地方公共団体システム機構に約300万円、そのほか4万5000円の負担金も納めているということが明らかになりましたけれども、実はマイナンバーには個人の写真を添付することになっていますよね。発行窓口である浪江町では個人の写真は、持っていませんよね。ところが、地方公共団体システム機構は、個人、個人の写真を持っているということが国会で明らかになったんです。システム機構、それを管理するものになるところだからやむを得ないという見方もできると思います。

ところが、その個人の写真が、全部ではないですよ、一部警察にも手渡されているということが国会で明らかになっている。まず、こういうことを承知していましたかということ。マイナンバーは、社会保障、あるいは将来的には、近い将来だよ、税務はもちろん金融機関との接続もすると、個人資産も含めてプライバシーの完全掌握をするという、そういう使う側にとっては大変便利なシステムであることは間違いないけれども、果たしてこういうシステムがこのまま運用されているのかという問題が写真の警察への提供等も含めてマイナンバーシステムについては、改めてきちんとしたデータの管理とプライバシー保護に立った見直しを求めていくべきだと、写真の提供なんかをやるべきでないということを求めるべきだと思いますが、どう対応される。政策判断だとすれば、町長お答えください。人権の問題ですからね、これは。

それから、緊急通報システムの問題については、緊急通報かあるいは週1の元気コールで連絡取れないというところがあったけれども、その後確認が取れていると、問題事例なしということですが、実は、二本松で診療所の前、石倉団地で一人暮らしの高齢者がたまたま医師と看護師が訪問して、たまたま鍵が開いていたから呼んでも返事がない、どうしたんだろう、中に入っていったらば、医者という言葉を借りれば危ない状態で倒れていたということなんです。危ない状態で倒れていたと、それは助かったということなんですけど、緊急通報システムの活用については、もっと幅を広げるという必要があるのではないかと思います。私の指摘した事例については、把握していないということだと思いますけれども、今後の緊急通報システムの活用、普及の拡大をどう検討されるかお答えをいただきたいと思います。

それから、訪問介護安心サービス仮設のみだということですが、介護認定1450、60名いるんです。もちろんこれ全国に広がっているわけけれども、県外については復興支援員の協力をいただくとしながらも、県内については少なくとも介護認定を受けている方々、あるいは受けていなくても65歳以上の高齢者について家事サービス等提供しているということだから、仮設のみということはどこにいても浪江町民と、6年半経ってもまだ帰れないと、福大のアンケート調査でも震災前と比べて働いているという人が激減していると、今の生活は何に頼っているかと、賠償金だと、そういうことからすると来年3月で賠償金が打ち切られるそういう人たちの生活の困窮も予測しながら、この訪問介護サービス事業拡充する必要がありますと思います。少なくとも仮設のみという対応については、施策の展開としては極めて限定的だと思います。サービスの継続は問題ないと思いますが、その拡充についてどう取り組むかお答えをいただきたい。

それから、復興支援員の事業については、了解をいたしました。

それから、賠償支援事業で高齢者1名のみの和解、東電と和解受諾したのは平成29年1月19日だと、今年の2月14日に和解成立したということですが、私が聞いたのは三者による進行協議が3回行われていると、1名について和解を受諾したのは浪江町はいつですかと。和解成立したのは2月14日、浪江町が和解受諾したのはいつですか。私は調べていますから、曖昧な答弁はだめですよ。その上でなぜ議会に経過をきちんと報告しなかったのかということが一つ。

それから、町長はこの件について1名和解を足掛かりにして、これを拡大していくと議会でも答えました。拡大していますか。

あわせて、ADR申立ての今後の町の対応についてどういう方針なのか改めてお聞きをしておきたい。

それから、施策の成果50ページの合計金額の不釣合いについては、課長ちょっと決算が間違っていましたという答えですけれども、これは今日正誤表で安達仮設が東京の足立になっていたということで正誤表わたっていますけど、決算を審査する重要な公文書ですよ、これは。引き算が間違っていましたと、議会に対する説明そんなもので良いんですか。間違いはある、間違いはあるけれども、訂正の仕方も含めて議会にそういうことを言っているということは、町民に対してそういう姿勢だということだから、丁寧に納得できるように町民に寄り添ったそういう行政展開ではないでしょう。私は何もここをえぐっているわけではないんです。しかし、いささか問題だということは今までのやり取りで明らかだと思います。

これ、議長、議会の対応としてもまずいと思います。施策の成果の資料において、これは結果についての報告説明だからということには留まらないと思います。浪江町の施策の成果をどう評価するかと、それを今後どう生かすのかと。もっと言えば、行政の責任が問われているという、そういう根本的なところで問題を受け止めないと、何か言い回しをしてさらっと逃げるといような議会とのやり取りは甚だ遺憾だと思います。改めて議会は議会としての対応を求めておきますけれども、改めて今回の食い違いについてきちんと訂正とお詫びをすると、この場では。せめて、そのことは必要ではないですか。

それから最後ですけれども、γカメラ、酒田では $7.02\mu\text{Sv/h}$ が $4.97\mu\text{Sv/h}$ になって、フォローアップ除染して $0.73\mu\text{Sv/h}$ に低下したと、ここで二つ。一つは、地目ごとの平均線量が出ておりますけれども、宅地、農地、森林、道路の最高数値はいくらですか。

そして、宅地、農地、森林、道路でのフォローアップ除染は何カ所やりましたかということについて、少なくとも、もっともつとあるけれども、少なくともそのことについては明らかにしていただきたいと思います。

○議長（紺野榮重君） 町長。

○町長（馬場 有君） ご質問にお答えいたします。

現在、私もこの浪江町に帰りまして、6年ぶりに半年間の生活をしております。そういう状況の中で、議員お質しのとおり大変状況等が大変厳しいところもございます。そういう状況の中で、震災前の浪江町、それから6年の中での避難先での生活、これを私どもは享受してきたわけでありましてけれども、現在この浪江町では十分な享受できない状況であることは間違いございません。そういう意味では、生活基盤の整備、これを1日でも早くきちんと整えていきたいと考えています。

今、決算審査の中での平成28年度までの時期というのは、復旧の実現期でありました。そういうことで、その中で将来に町の基本になるものとしての希望のある種、それは撒いてきたつもりです。この希望の種が今年度末には開花してくるよう若干見受けられてきています。例えば、就労の場所であるとか、あるいは生活基盤の施設がさらに良く見える形になってくると考えておりますので、できるだけ早く生活基盤整備、これは施設整備をしっかりとっていくという考え方でおります。

それから、二つ目の再々質問の中での遺構の問題については、これは色々町民の方にご意見があることも承知しております。そうい

うことで地域の方々と良く意見調整をしながら、きちんとやっていきたいと思っています。請戸小学校の関係については、南側に復興祈念公園ができます。従って、その復興祈念公園と請戸小学校の遺構が町民の方の中で残せということのご意見がありましたら、それを一体的に鎮魂の場所と、それから原発災害、大津波で災害を被ったという教訓、後世に伝えるもの、そういうものに位置づけながらやっていきたいと考えております。

あと、賠償支援事業については、本間副町長から答弁させますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（紺野榮重君） 本間副町長。

○副町長（本間茂行君） 賠償支援事業の1名の和解については、全員協議会でも弁護団をお呼びして説明いたしましたし、住民懇談会も開催して説明したところでございます。

和解の受諾については、東電と受諾をした本人の間のということになります。東電の受諾の意思を伝えて、その本人の方にどうするのかとお聞きして受諾するというところで、2月14日に東電とその本人の方での和解が成立しているということです。進行協議については今も重ねておまして、和解の拡大に向けて協議しております。今後も、仲介委員とか、東電の状況を見極めて町と弁護団で協議しながら対応してまいりたいと思っております。

○議長（紺野榮重君） 企画財政課長。

○企画財政課長（安倍 靖君） それでは、監査意見書の中のご指摘のご質問にお答えしたいと思います。

予算の流用、予備充用でございますが、これについては財政担当課といたしましても嚴重にチェックといたしますか、留意しながら予算執行は進めてまいりましたが、今回監査委員からもご指摘ありましたとおりでございますので、今後はまたより一層厳正なる予算執行に努めてまいりたいと考えているところでございます。

さらに、職員の研修体制とかでございますが、これについては震災前も財務規則の説明会なり研修会を開催しておりましたが、震災後中々滞っておりました。今年度からはまた再開いたしましたので、今後も引き続き研修会等を通じて財務規則の徹底なりを図っていきたいと考えております。

○議長（紺野榮重君） 総務課長。

○総務課長（山本邦一君） 人事評価に関しての再質問にお答えします。

最終的には、昇給、昇格等給与に反映していくものと考えておりますが、当面は職員の人事または指導面等で活用していく考えでございます。議員ご指摘のとおり多種多様な公務という性格上個々の

職員の評価というのは非常に難しいものがございますので、評価する側の基準を統一すべく評価者の研修というものをしっかりこなして、公正な評価ができるようにしてまいりたいと考えております。

○議長（紺野榮重君） 企画財政課長。

○企画財政課長（安倍 靖君） 決算書の74ページの賠償金の関係でございますが、もう一度申し上げたいと思います。現在までの請求額が22、23の行政経費分として10億3000万円ほど請求をしております。そのうち、平成27年度には5100万円の支払いがありました。平成28年度今年度は、4億1200万円の支払いがあり、残り分として5億6600万円ほどまだ未払いが残っているというような内訳でございます。

○議長（紺野榮重君） 住民課長。

○住民課長（武隈吉美君） 収入未済額昨年度の比較ということでございましたが、個人住民税に関しましては昨年が16件、法人住民税に関しましては4件、軽自動車税に関しましては66件でございました。法人住民税が増えておりますが、個人住民税及び軽自動車税については減っておるような状況でございます。

また、納入できない理由等につきましては、通知等とか電話での連絡はしているわけなんですけど、現実的問題としては中々連絡がつかないというのがございます。訪問におきましても事前に連絡がついている人のところについては、お伺いして聞くこととか対応ができるわけなんですけど、現実的にはお尋ねしてもいないという状況がございますので、主にどのような理由かということにつきましては中々知り得ていない状況でございます。

○議長（紺野榮重君） 教育長。

○教育長（畠山熙一郎君） それでは、お答えします。

まず、スクールソーシャルワーカーを町として常設できないのかというお話でございます。スクールソーシャルワーカーが大変良い活動をしていただいていることは先ほど次長が申し上げたとおりです。ぜひ、この後も続けたいということで、実は国とか県に機会のあるたびにこのことについては要望いたしまして、前向きの回答を得ているところでございます。

なお、現状でございますが、現在のスクールソーシャルワーカーについては、予算、それから人的な派遣をまるごと利用の枠でいただいているわけですが、実はこの方、昨年1年もやっておられて今年浪江町でぜひ続けたいということで積極的にかかわっていただいています。現在の処遇に対して特に不都合を感じておられるとは受け止めてはおりませんでした。具体的な人材の確保につきましても、

これは中々厳しい資格でございまして、県を仲立ちにして得るといふことにも一つのメリットがあると。そんなことをトータルで考えながら、子供たちのそばにスクールソーシャルワーカーがいていただく方策はいろんな方向の中で検討と考えてございます。

それから、次の請戸小学校の件ですが、町長に先ほどお答えいただいたそのあとで大変恐縮ですが、私の先ほどの答えに言葉足らずがあったかと思しますので、改めてお伝えいたしますが、教育委員会として積極的に取り組むという決定にはまだ至っておりません。いろんな方々からのご意見はいただいておってということで申し上げました。いろんな方のご意見をいただきながら町との連絡、連携を密にして関係方面と、それから必要な方向について判断をしていきたいとそんなふうに改めてお答えを申し上げます。

それから、文化財の関係ですが、成果物については主に浪江町の被災後現在の文化財の状況がどういうものであるのかと、課題は何であるのかと、これに対してどういう取り組みが必要なのかという、そういう大枠での内容かと承知しております。これを受けまして、震災前の状況が大分変わっております。それから、震災後にまた新しく加わった要件もございまして、どんな体制で取り組むことが望ましいのかを教育委員会事務局の中で今将来に向けた検討をしているという、そういう段階でございまして。

○議長（紺野榮重君） 企画財政課長。

○企画財政課長（安倍 靖君） ご質問にありましたマイナンバーの今までの総額というような形でございますが、システムの改修委託料の合計といたしましては、平成26年度から改修を始めまして平成28年度までの合計で6400万円ほどになってございます。

○議長（紺野榮重君） 住民課長。

○住民課長（武隈吉美君） 警察へ写真が流れたということでございますが、番号法には必要業務以外で情報等を流すのは固く禁止されておまして、罰金刑とかもかなり高額なものになっているようでございますが、それがマイナンバー法に記載されている業務かどうか私のほうで今確認ができませんが、もし載っていない業務であるとすれば違反ということになると認識します。

また、写真につきましては、マイナンバーそのものを肯定していることにはなるかもしれないですが、基本的に身分証明書として使うということなので、写真は必要であるのかと考えております。

○議長（紺野榮重君） 介護福祉課長。

○介護福祉課長（佐藤祐一君） 37ページの緊急通報システム事業についてでございますが、対象であっても希望されない方もおられます

のでもう一度利用について周知の拡大に努めてまいります。

その下段の訪問介護安心サービス事業でございますが、ここで言う訪問介護安心サービスは特設仮設とか、復興公営住宅とか、住宅について区別をしているわけではございませんので、一応ここで言うのは介護保険の対象とならない、介護保険の認定の一步手前の方で単身で支援が必要だという方についてのサービスでございます。それ以外介護保険でのサービスにつきましては、そちらの保険で実施いたしております。

○議長（紺野榮重君） 副町長。

○副町長（宮口勝美君） 先ほどご指摘いただきました50ページの住家被害認定調査のところのさっきの件でありますけれども、馬場議員からご指摘受けるまでもなく、議会の資料についての間違いでありますので、きちんと訂正をし、お詫びをしなければならない内容だと認識をしております。大変申し訳ございませんでした。

○議長（紺野榮重君） 資料配付のため暫時休議します。

（午前10時40分）

○議長（紺野榮重君） 再開します。

（午前10時42分）

○議長（紺野榮重君） 住民課長。

○住民課長（武隈吉美君） 主要な成果の間違いにつきましては、誠に申し訳ございませんでした。今後とも思いこみ等をなくしまして、書類の注意、チェックは十分に行いたいと思います。失礼いたしました。

続きまして、γカメラの質問についてお答えいたします。最高値についてということでございましたが、今現在全部の資料がそろっておりませんので、分かっている範囲でお答えしますと、小野田では最高が8.21 μ Sv/h、これは道路でございます。あとは、農地では樋渡が6.77 μ Sv/hという数字が出ております。

なお、フォローアップ件数に関しましては、その1からその3までで156件実施しております。

○議長（紺野榮重君） 16番、馬場績君。

○16番（馬場 績君） 納得した部分は省略いたします。

住家被害認定について、正誤表が今配られました。決算書125ページ見てください。決算書125ページ、住家被害の合計が3716万982円でしょう。3447万2520円というのは委託料の合計なんです。目で

3700万円で、この米印のところ目の合計額を計上したと書いてあるけれども、目の合計ではないんです。節13委託料の合計なんです。という決算書資料の間違いもあると。

それから、あと2点。一つは、東電賠償の件ですけれども、東電賠償については確かに1月11日全員協議会で弁護士も出席して町からの説明がありました。冒頭に言ったんだけれども、13名中1名について和解案どおり無条件に合意することを町及び東電に求めたんです。そこで、町がこれを合意したのはいつですか。それから、それは(2)の東電回答にもかかわってくるわけだけれども、東電の回答1名について和解案を受諾すると。実は、最終的には2月14日ということだけれども、東電は11月15日に和解しているということはその後の確認で明らかになっているんです、これは。だから、少なくともADRセンターから両者に無条件で合意することを求めたんですよ。そのあと、東電の回答は1名について和解案を受諾したのはいつですかと私聞いたら3回目の進行協議である平成28年11月15日なんです。ということは、町もここで合意しているわけでしょう。最終的に書類上整ったのは、明けて2月14日かもしれませんが。こういう重要な経過について、全員協議会を開いているのに和解案を受諾した、町が受諾した、東電が受諾した、それを明らかにして議会に説明すべきではなかったんですか。進行協議11月15日以降開かれていないわけだから、ここで合意しているんですよ。ということですよ。

1名の和解について、町長はそれをきっかけにして、これを拡大していくということだから、一つは事実は事実の経過として議会にきちんと説明するというのと、今後については弁護団と相談すると答えるしかないのかもしれませんが、拡大していくという、そういう町長の姿勢は全然その後に生かされていない、つながっていない、このままで良いんですかということをお聞きしているんです、そこです。町長としての判断をお聞かせください。

それから、あと介護認定以外の人の訪問介護サービス事業について、ここにも書いてあるから介護認定以外の方がサービスを受けているということは分かるんです、それは課長に言われなくても。そうではなくて、どういう人がサービスを受けているんですか。少なくとも仮設、あるいは借上げ、復興公営住宅、たくさんの方がいるわけだから、どういう人がサービスを受けているんですかと聞いたならば、仮設住宅68世帯だという答えだから。そうすると、横展開すべきこういう重要な事業を仮設だけでいいんですかということですよ。もっと水平展開する必要があるのではないですか、大変良い事

業だから。今後他の町民に対してもサービス利用できるように取り組みたいという答弁をいただければ、これで私は了解ですよ、どうしますか。

○議長（紺野榮重君） 町長。

○町長（馬場 有君） 再々質問にお答えをいたします。

先ほど、13名中の1名の方が合意したということで、これはADRから提案がございまして、個別的な事情によって賠償するという提案をなされたわけです。そういう状況の中で、私はこのADRに申し立てたのは、一律賠償だということを主張してまいりました。ところが、ADRの提案そのものがもうなし崩し的に個別事情という方向に変わってきたものですから、これは1名拡大について期待はしたんですけれども、その後そういう進展がない、個別事業にもってきているということが出てきましたので、これは拡大どころか縮小されるなという今考え方を持っています。従って、今後の考え方については、先ほど本間副町長が答弁しましたように弁護団とは良く協議していきますけれども、ADRのどうも提案の仕方が私ども被災者に寄り添っていない、そんなような形のものが垣間見えるということで大変危惧しております。従って、私どもは最初に提訴した状況の中でのADR申立てについては、今後は妥協は許さないという考え方で臨んでいきたいと思っております。

○議長（紺野榮重君） 副町長。

○副町長（宮口勝美君） 住家被害認定調査の件、何度も申し訳ありません。ただいま差し替え資料つくっておりますので、お待ちください。

○議長（紺野榮重君） 暫時休議します。

（午前10時54分）

○議長（紺野榮重君） 再開します。

（午前10時55分）

○議長（紺野榮重君） 介護福祉課長。

○介護福祉課長（佐藤祐一君） 訪問介護安心サービス事業についてでございますけれども、この事業は特に住宅の種別ごとに別に差をつけているということではなくて、ただいま仮設から復興住宅に随時移行しているような状況でございますので、当然復興住宅も含めた形で対応はしていくつもりでございます。

○議長（紺野榮重君） 11時10分まで休憩をいたします。
(午前10時56分)

○議長（紺野榮重君） 再開します。
(午前11時10分)

○議長（紺野榮重君） 資料配付のため暫時休議します。
(午前11時10分)

○議長（紺野榮重君） 再開します。
(午前11時12分)

○議長（紺野榮重君） 住民課長。

○住民課長（武隈吉美君） 度々申し訳ございません。新たな正誤表につきまして、ご説明させていただきます。

住家被害認定調査につきましては、上の表の下の文書のとおり事業全体の費用を書くべきでしたが、委託料のみ計上してございましたので、このたび全体事業としての成果ということで、訂正させていただきました。

事業費につきましては、3447万2520円を3716万982円に、左財源内訳のうち一般財源が3447万2520円を1076万982円に訂正させていただきました。申し訳ございませんでした。

○議長（紺野榮重君） ほかに質疑ありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（紺野榮重君） 質疑なしと認めます。
続いて、平成28年度浪江町文化及びスポーツ振興育成事業特別会計歳入歳出決算について、質疑ありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（紺野榮重君） 質疑なしと認めます。
続いて、平成28年度浪江町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算について、質疑ありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（紺野榮重君） 質疑なしと認めます。
続いて、平成28年度浪江町国民健康保険直営診療施設事業特別会計歳入歳出決算について、質疑ありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（紺野榮重君） 質疑なしと認めます。
続いて、平成28年度浪江町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算

について、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紺野榮重君） 質疑なしと認めます。

続いて、平成28年度浪江町工業団地造成事業特別会計歳入歳出決算について、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紺野榮重君） 質疑なしと認めます。

続いて、平成28年度浪江町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算について、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紺野榮重君） 質疑なしと認めます。

続いて、平成28年度浪江町介護保険事業特別会計歳入歳出決算について、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紺野榮重君） 質疑なしと認めます。

続いて、平成28年度浪江町財産区管理事業特別会計歳入歳出決算について、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紺野榮重君） 質疑なしと認めます。

続いて、平成28年度浪江町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について、質疑ありませんか。

16番、馬場績君。

○16番（馬場 績君） 施策の成果122ページで質疑をしたいと思いません。

決算の状況は、前年比で歳入が38.1%の減、歳出が42.0%の減、75歳以上、括弧で言えば65歳以上の一定の障害のある方を含め対象とした保険制度ですけれども、前年比で歳入歳出とも4割前後の減になった理由は何ですかというのが一つ。

それから、いま一つは、後期高齢者の高位所得者の免税についてはどういうふうになっているか。9月1日以降高位所得者課税の問題が発生しておりますけれども、後期高齢者においてはどういう取り扱いになっているのかと。平成28年度決算との関係でお尋ねをしたいと思えます。

○議長（紺野榮重君） 健康保険課長。

○健康保険課長（鈴木政己君） 後期高齢者の42%の減ということですが、何で42%減ったかということですが、諸支出金が減少しまして、その分の減少というところがあります。

また、平成28年度の医療費の一部の話おっしゃっているのかと思

うんですが、国保と同じく一部免除になっているところでもあります。

○議長（紺野榮重君） 16番、馬場績君。

○16番（馬場 績君） 課長、明快な答弁だ。諸支出が約100%減っているわけだから、減少の理由はここにあると言われれば全くそのとおりで、諸支出の減少というのは何がどうなんだということでしょう。

それから、後期高齢者の医療費一部免除については、9月1日から国民健康保険の医療免除一部負担は条例をつくって免除を継続するとなりましたけれども、後期高齢者の医療保険は高位所得者の医療費一部負担免除はどうなっていますかと、こういうことですよ。

○議長（紺野榮重君） 健康保険課長。

○健康保険課長（鈴木政己君） 諸支出金に関しましては、もう少しお待ちいただければと思います。

また、平成28年度の一部負担金は免除というところでもあります。平成29年度は、平成28年度決算ということで差し控えさせていただきたいと思います。

○議長（紺野榮重君） 暫時休議します。

（午前11時20分）

○議長（紺野榮重君） 再開します。

（午前11時21分）

○議長（紺野榮重君） 健康保険課長。

○健康保険課長（鈴木政己君） 諸支出金に関しまして、なんで減少したかということですが、平成25年度の医療給付費負担金が平成26年度に繰り越しまして、その分が減少したというところがあります。

○議長（紺野榮重君） 16番、馬場績君。

○16番（馬場 績君） 4300万円の減額については、平成26年に繰り越された平成25年度分の医療給付費があったためということですから、分かりました。金額が分かればなおいんですけれども、諸支出金というのは、広域連合に支払うお金ということですか。それとも広域連合納付金というのは、別な区分で出ておりますから、諸支出というのはそれ以外の支出どういう中身になりますか。

それから、後期高齢者の一部免除については、確かに平成28年度は免除になっておりました。調査によれば、平成29年度は今年度ということになるけれども、もう既に国民健康保険高位所得者600万

円以上については、条例制定して免除になっていると、一方では後期高齢者は負担が発生すると、これは町の制度としても大きな矛盾だと思しますので、年度中の見直しを求めておきたい。これは、要望しておきます。

1点だけ。

○議長（紺野榮重君） 健康保険課長。

○健康保険課長（鈴木政己君） ご質問にお答えします。

先ほどの4200万円の件に関しましては、返還金でございます。医療費の返還金ということで、ご理解いただければと思います。

また、平成29年度の医療費、後期高齢者の高位所得者の件でございますが、この一部負担は後期高齢者広域連合からは免除にはなりません。その代わり町で医療費の負担をするという形をとりたいと思っておるところであります。

○議長（紺野榮重君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紺野榮重君） 質疑なしと認めます。

以上で認定第1号 決算の認定についての質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

16番、馬場績君。

○16番（馬場 績君） 平成28年度の決算認定について、異議ありということを確認にしたいと思えます。

大きな問題は、一般会計の決算審議でも質疑をさせていただきましたが、避難解除の環境整備ができていないのに、私は全く科学的でないそういう判断に基づいて避難解除したということは、もっと避難解除の住民懇談会等で出された町民の意見を真摯に受け止めて他の町村とは違うんだと、一律解除は好ましくないとかねて町長は言っておりましたけれども、最終的には第5次提言、それに基づく閣議決定、これは2015年6月12日、平成27年6月の閣議決定で福島復興加速に向けての改訂版で、帰還困難区域を除いて平成29年3月までには避難解除すると、精神的損害賠償についても平成29年3月末で打ち切るとということで、大きな縛りをかけて有形、無形の圧力が政府からかけられてきたと。まさに避難指示解除は、賠償打ち切りと連動したものであり、到底容認しがたい問題だと。

さらに、これで三度目になりますけれども、重要な政策決定に当たっては、住民の生活に極めて重大な影響を及ぼすんだと。各個人の人生を左右するそういう重大な問題がはらんでいるということをお肝に銘じて、いかなる政策も住民全体の最大利益にかなうよう科学的かつ冷静に企画、立案、実施することとした浪江町長の平成28年

5月13日復興加速化本部長宛の要望書からすると、要望の中身と実際の判断については大きな乖離があって、今なお行政に対する不信、不満は解消されていないということが明らかになったのではないかと。

一方では、新たなまちづくりのために町民とともに踏み出した一歩をスクラムを組んで前に進むべきことは言うまでもありません。しかし、強行解除されたということは重大な行政の瑕疵があったと私は考えます。

さらに、決算認定を不承認とするいま一つの理由は、先ほど議論しましたけれども、公務員の勤務評価を行うと、これは事務方もおりますけれども、技術職もあると、様々な行政サービスを住民の立場で最大限奉仕するというのが公務員です。そういう立場からすると、公務員の目標や様々な評価項目で評価をして、人事や昇給にも跳ね返るようなそういう人事行政は改めるべきだと、町民の立場からしても決して好ましくないと、しかしそれが平成28年度において運用されているということが大きな問題だということを指摘しておきます。

それから、三つ目の問題としては、マイナンバーの予算が執行され、実際に運用されていると。どういう問題があるかと言えば、地方公共団体システム機構は、担当課長の答弁で言えば、マイナンバーカードを保有する人の顔写真をシステム機構が保有するということが必要な業務なのかどうか分からないと、違法であれば問題だという答弁がありましたけれども、システム機構そのものは私は各個人の顔写真は何ら必要ないと。そればかりか、現実に明らかになったことはその顔写真が一部警察にも提供されているということが明らかになったということは、二重、三重の意味でプライバシーの侵害、大きく言えば人権問題にかかわるこういう制度が浪江町でも国からの縛りとはいえ、実行に移されてきていると。それでは、利用の状況はどうかといえ、ごくごく一部に限られていると。まさに町民にとっては、メリットのないこういうマイナンバー制度の運用についても厳しく見直しを求めていくべきであると。見直しを求めべきとする私の質疑に対して、明快な回答はありませんでした。今後の問題にもなりますけれども、あくまでも町民の人権を守ると、憲法で保障された基本的人権は行政が一体となって保障していくという立場からすれば、マイナンバー制度については根本的な見直しが求められているということが明らかになったと思います。

若干の事務的なミスはありましたけれども、そのことによって決算不承認の理由とするものではありません。浪江町の新たなまちづ

くりの先頭に立つ町執行部、町長を先頭にして、文字どおり町民の最大利益を養護し得る行政展開を強く求めて、反対の討論といたします。

○議長（紺野榮重君） ほかに討論ありませんか。

15番、吉田数博君。

○15番（吉田数博君） 平成28年度の決算認定に当たって、賛成の立場で討論を行います。

平成28年度は東日本大震災事故、そして原発事故から5年が経過し6年目を迎える年となって浪江町復興計画に基づいて復興実現期の仕上げの年度と位置づけされたものであります。ふるさとなみえの再生に向け、本格的な取り組みがなされるとともに、長期化した避難町民の生活再建支援、絆の維持についても重要な施策として取り組むべき年でありました。

また、避難解除の時期についても様々な課題を抱えながら、復興状況を見据えながら解除時期を探る年でもありました。そういった中で、解除時期がなされない特殊な状況のもと町政執行がなされたわけですが、復興予算が増大し過去最大となった予算執行に当たられた職員の方々には大変のご努力をいただいたと考えております。以前と比較すれば一目瞭然かと思えます。平成22年度の決算は一般会計で88億3388万円でありました。今年度の決算は、一般会計が182億5599万円であります。伸び率206.7%、また特別会計を含めますと平成22年度が決算額135億1030万円、平成28年度が285億652万円となって、149万9622円の増額となっており、比較率211%であります。

一方、職員の方々の推移を見ますと、平成22年度職員数は177名であります。特別職、任期付職員、派遣職員、再任用の方々を含めると182名でありましたが、平成28年度の職員数は157名であります。特別職を含めた様々な応援を含めると189名、臨時職員は含まれておりませんが、7名の増加でもって震災以前の倍の仕事をこなされたと思っております。特殊な状況でありますので、平常時との比較は難しいと思っておりますけれども、いずれにしましても職員の方々も避難生活という困難な状況の中でありながら、このご努力には最大限の敬意を表したい、そう思います。

結果として、災害公営住宅の福島再生賃貸住宅の整備、小中学校、認定こども園の整備、産業団地の整備等々に着手をされ、ホテルなみえの開始、まち・なみ・まるしえの完成、浪江診療所の開所を迎え、Dシャトルの対応、保安体制の強化などが図られております。また、農業、漁業関係においても官民合同で再生へ向けた対策が進

められてまいりました。

一方、避難生活を続ける町民の生活再建支援、絆の維持についても様々な事業が展開されました。タブレットの端末の運用、県内の交流館の運営、そして復興支援員の配置等にて様々な対応がなされております。

また、仮設津島診療所についても復興公営住宅整備にあわせて移転工事が完了され、避難先での医療体制の整備が図られております。町政執行に当たって、重要案件については、全国各地において住民懇談会が開催をされ、民意の集約に努められたと認識をしております。町の財政状況についても震災による特殊な状況ではありますが、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債比率、将来負担比率の四つの健全化判断基準比率、そして公営企業資金不足比率においても国が定める早期健全化基準を下回っており、健全な財政支出が、運営が図られていると思います。

ただいま、反対討論においても私の見解と若干異なりますので、意見を述べさせていただきたいと思っております。

避難解除については、強行解除されたと発言をされておりますけれども、そういった認識を私は持っておりません。当然避難解除については、議決事項ではありませんでしたので、議会としての審議は行われておりませんが、解除をめぐる諸課題、解除時期については、国そして町との協議の場は複数回ございました。国、町主催の住民懇談会でも議会として出席をして、町民の方々の意見集約にあたって議員間での協議の場もございました。解除時期をめぐり賛否両論はございましたけれども、復興を進めるためこれはやむなしという意見が大勢であったと認識をしております。町長が総合的判断として示されておりました様々な課題、解除に向けた三条件を見据え、また復興に向けた高木プランも提出をされ、また町長も言わんとする町民の意見である、体制である町残しのために、このことはこの思いを大切にすることが非常に基本であったと思っております。そういった意味で町長の総合的判断として示された解除については、了承したと私は認識をしております。

また、マイナンバー制度について発言がございましたが、平成27年10月5日に施行されたものでありますけれども、この制度は国の法的委託事務であると思っております。町独自の判断が中々困難である中で、情報管理についてもしっかりと強化対策を実施されておると思っております。

そういった中で、いろんなことがございますけれども、以上のような観点から平成28年3月に私ども議会が議決をいたしました平成

28年度の予算に基づいて予算の執行が行われたわけではありますが、適正であり施策の効果も十分認められるという判断から決算認定の賛成の立場を明確にするものであります。

○議長（紺野榮重君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紺野榮重君） 討論なしと認めます。討論終わります。

これより認定第1号 決算の認定についてを採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（紺野榮重君） 起立多数であります。

よって、認定第1号は原案のとおり認定されました。

○議長（紺野榮重君） ここで、暫時休議します。

（午前 11時40分）

○議長（紺野榮重君） 再開します。

（午前 11時42分）

○議長（紺野榮重君） 昼食休憩のため1時30分まで休憩といたします。

（午前 11時42分）

○議長（紺野榮重君） 再開します。

（午後 1時30分）

○議長（紺野榮重君） 資料配付のため暫時休議します。

（午後 1時30分）

○議長（紺野榮重君） 再開します。

（午後 1時37分）

○議長（紺野榮重君） 議運開催のため休議をいたします。

（午後 1時37分）

○議長（紺野榮重君） 再開します。

（午後 1時53分）

○議長（紺野榮重君） 町長から提出された認定第2号 浪江町水道事業会計決算の認定についてについて、訂正したいとの申し出があります。認定第2号訂正の件を日程に追加し、追加日程第1とし、日程の順序を変更し、直ちに議題としたいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紺野榮重君） 異議なしと認めます。

よって認定第2号訂正の件を日程に追加し、追加日程第1とし、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定しました。

◎認定第2号の訂正

○議長（紺野榮重君） 追加日程第1、認定第2号 訂正の件を議題にします。

○議長（紺野榮重君） ここで資料配付のため暫時休議します。

（午後 1時53分）

○議長（紺野榮重君） 再開します。

（午後 1時54分）

○議長（紺野榮重君） 町長から訂正理由の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場 有君） 認定第2号 浪江町水道事業会計決算の認定についての事件の訂正請求についてご説明いたします。

平成28年度浪江町水道事業会計決算書におきまして、平成28年度浪江町水道事業報告書及び浪江町水道事業会計収益費用表明細書中に一部記載誤りがあったため、事件の訂正を請求するものであります。

訂正内容につきましては、住宅水道課長に説明させます。

なお、決算認定に続き、度重なる訂正に対しまして、深くお詫びを申し上げます。今後このようなことのないようチェック体制の強化に努めてまいりますので、よろしく願いいたします。

○議長（紺野榮重君） 住宅水道課長。

○住宅水道課長（戸浪義勝君） それでは、訂正箇所についてご説明をいたします。

平成28年度浪江町水道事業会計決算書3ページをお開きください。水道事業報告書中1. 概況、(1) 総括事項、(ウ) 財政状況の中で5行目、平成27年度、平成28年度分の逸失利益として5億710

万1102円を受け取りましたとしておりましたが、正しくは下の正しいほうをご覧ください。正しくは5億723万3102円でありました。

続きまして、1枚おめくりください。決算書19ページをご覧ください。平成28年度浪江町水道事業会計収益費用明細書中、款1、水道事業収益、項2、営業外収益、目2、雑収益の合計金額は変わりません。節のその他雑収益425万6812円、損害賠償金収益5億710万1102円を、下の表をご覧ください。正しくは、款1、水道事業収益、項2、営業外収益、目2、雑収益、節その他雑収益を412万4812円、損害賠償金収益5億723万3102円に訂正をさせていただくものです。

このたびは大変申し訳ございませんでした。深くお詫びを申し上げます。

○議長（紺野榮重君）　ここで所管常任委員会開催のため暫時休議します。

（午後　1時58分）

○議長（紺野榮重君）　再開します。

（午後　2時18分）

○議長（紺野榮重君）　認定第2号訂正の件を許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紺野榮重君）　異議なしと認めます。

よって認定第2号訂正の件を許可することに決定しました。

◎認定第2号の質疑、討論、採決

○議長（紺野榮重君）　日程第1、認定第2号　浪江町水道事業会計決算の認定についてを議題とします。

ここで、代表監査委員から訂正をお願いします。

代表監査委員。

○代表監査委員（根岸弘正君）　ただいま認定第2号の訂正が許可されましたので、関連いたしまして平成28年度決算審査等意見書の訂正をお願いいたしたいと思えます。

ページが44ページになります。審査の結果ということで、6行目損害賠償の額ということで、その額を5億710万1102円としておりましたけれども、これを5億723万3102円にご訂正をお願いいたします。

どうも申し訳ございません。

○議長（紺野榮重君） 資料配付のため暫時休議します。
(午後 2時20分)

○議長（紺野榮重君） 再開します。
(午後 2時21分)

○議長（紺野榮重君） これより質疑を行います。質疑ありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（紺野榮重君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。
これより討論を行います。討論ありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（紺野榮重君） 討論なしと認めます。討論を終わります。
これより認定第2号 浪江町水道事業会計決算の認定についてを採決します。
採決は起立により行います。
本案を原案のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。
[起立多数]

○議長（紺野榮重君） 起立多数であります。
よって、認定第2号は原案のとおり認定されました。

◎議案第76号の質疑、討論、採決

○議長（紺野榮重君） 日程第1、議案第76号 浪江町立認定こども園条例の制定についてを議題とします。
これより質疑を行います。質疑ありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（紺野榮重君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。
これより討論を行います。討論ありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（紺野榮重君） 討論なしと認めます。討論を終わります。
これより議案第76号 浪江町立認定こども園条例の制定についてを採決します。
採決は起立により行います。
本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。
[起立多数]

○議長（紺野榮重君） 起立多数であります。
よって、議案第76号は原案のとおり可決されました。

◎議案第77号の質疑、討論、採決

- 議長（紺野榮重君） 日程第1、議案第77号 浪江町立小学校及び中学校条例の一部改正についてを議題とします。
これより質疑を行います。質疑ありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]
- 議長（紺野榮重君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。
これより討論を行います。討論ありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]
- 議長（紺野榮重君） 討論なしと認めます。討論を終わります。
これより議案第77号 浪江町立小学校及び中学校条例の一部改正についてを採決します。
採決は起立により行います。
本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。
[起立多数]
- 議長（紺野榮重君） 起立多数であります。
よって、議案第77号は原案のとおり可決されました。
-

◎議案第78号の質疑、討論、採決

- 議長（紺野榮重君） 日程第1、議案第78号 浪江町スポーツ施設の設置及び管理に関する条例の一部改正についてを議題とします。
これより質疑を行います。質疑ありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]
- 議長（紺野榮重君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。
これより討論を行います。討論ありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]
- 議長（紺野榮重君） 討論なしと認めます。討論を終わります。
これより議案第78号 浪江町スポーツ施設の設置及び管理に関する条例の一部改正についてを採決します。
採決は起立により行います。
本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。
[起立多数]
- 議長（紺野榮重君） 起立多数であります。
よって、議案第78号は原案のとおり可決されました。
-

◎議案第79号の質疑、討論、採決

- 議長（紺野榮重君） 日程第1、議案第79号 売買契約の締結について（災害公営住宅幾世橋地区第2期）を議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紺野榮重君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紺野榮重君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第79号 売買契約の締結について（災害公営住宅幾世橋地区第2期）を採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（紺野榮重君） 起立多数であります。

よって、議案第79号は原案のとおり可決されました。

◎議案第80号の質疑、討論、採決

○議長（紺野榮重君） 日程第1、議案第80号 双葉地方広域市町村圏組合規約の変更についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紺野榮重君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紺野榮重君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第80号 双葉地方広域市町村圏組合規約の変更についてを採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（紺野榮重君） 起立多数であります。

よって、議案第80号は原案のとおり可決されました。

○議長（紺野榮重君） 暫時休議します。

（午後 2時26分）

○議長（紺野榮重君） 再開します。

（午後 2時27分）

◎延会について

- 議長（紺野榮重君） お諮りいたします。
本日の会議はこれで延会したいと思います。
ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（紺野榮重君） 異議なしと認めます。
よって、本日はこれで延会することに決定しました。
-

◎延会の宣告

- 議長（紺野榮重君） 本日はこれで延会します。
明日は午前9時から本会議を開きますので、ご参集願います。
(午後 2時27分)

9 月 定 例 町 議 会

(第 4 号)

平成29年浪江町議会9月定例会

議事日程(第4号)

平成29年9月15日(金曜日)午前9時開議

- 日程第1 議案第81号 平成29年度浪江町一般会計補正予算(第4号)
議案第82号 平成29年度浪江町文化及びスポーツ振興育成事業特別会計補正予算(第1号)
議案第83号 平成29年度浪江町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)
議案第84号 平成29年度浪江町国民健康保険直営診療施設事業特別会計補正予算(第1号)
議案第85号 平成29年度浪江町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)
議案第86号 平成29年度浪江町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)
議案第87号 平成29年度浪江町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)
議案第88号 平成29年度浪江町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)
議案第89号 平成29年度浪江町水道事業会計補正予算(第1号)
議案第90号 浪江町名誉町民の推薦について
同意第4号 特別功労者の決定について
報告第5号 財団法人福島なみえ勤労福祉事業団の経営状況報告について
- 日程第2 請願・陳情審査報告
請願第1号 下加倉～北柴田および此の町道に接続する他の町道拡幅について
陳情第4号 「全国森林環境税の創設に関する意見書採択」に関する陳情について
- 日程第3 発議第4号 「全国森林環境税」の創設に関する意見書(案)
- 日程第4 発議第5号 北朝鮮の弾道ミサイル発射及び核実験に断固抗議するとともに米朝対話による平和的解決を求める意見書(案)

日程第5 委員会の閉会中の継続審査又は調査の申出について

出席議員（16名）

1番	石井悠子君	2番	高野武君
3番	半谷正夫君	4番	紺野榮重君
5番	紺野則夫君	6番	佐々木勇治君
7番	平本佳司君	8番	渡邊泰彦君
9番	佐々木恵寿君	10番	松田孝司君
11番	山本幸一郎君	12番	山崎博文君
13番	泉田重章君	14番	佐藤文子君
15番	吉田数博君	16番	馬場績君

欠席議員（0名）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	馬場有君	副町長	宮口勝美君
副町長	本間茂行君	教育長	畠山熙一郎君
代表監査委員	根岸弘正君	総務課長	山本邦一君
企画財政課長	安倍靖君	二本松事務所長兼 総合窓口課長兼仮設 津島診療所事務長	居村勲君
産業振興課長	岩野善一君	住宅水道課長	戸浪義勝君
まちづくり整備課長	三瓶徳久君	教育委員会事務局 教育次長兼浪江町中央公 民館長兼浪江町津島公民 館長兼浪江町図書館長	大原教知君
会計管理者 兼出納室長	鈴木貞孝君	生活支援課長	清水中君
住民課長	武隈吉美君	健康保険課長兼 浪江診療所事務長	鈴木政己君
介護福祉課長	佐藤祐一君		

職務のため出席した者の職氏名

事務局 長

清水 佳 宗

書 記

柴 野 早 苗

主 幹 兼 次 長

吉 田 厚 志

◎開議の宣告

- 議長（紺野榮重君） ただいまの出席議員数は16人であります。
定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。
(午前 9時00分)
-

◎議事日程の報告

- 議長（紺野榮重君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。
-

◎議案第81号の質疑、討論、採決

- 議長（紺野榮重君） 日程第1、議案第81号 平成29年度浪江町一般会計補正予算（第4号）を議題といたします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

16番、馬場績君。

- 16番（馬場 績君） それでは、補正第4号について1点だけお尋ねをしたいと思います。

総当部分が所管の審査で終わっております。お尋ねしたいのは21ページ、教育費、中学校費です。遠距離通学費助成、教育振興費で60万円の負担金及び補助金として計上されております。お聞きしたいのは、なぜ当初予算で計上されなかったのかということです。去年の決算においても中学校の遠距離通学助成として48万円ほど、去年の予算ではなくて前年度決算でも48万円ほど決算計上されております。私は、回答いただいてからでもいいのですが、学校管理費としてはこういう状況であるわけですから、当然、当初予算に計上すべき品目であると思うんです。これは単なる予算措置上の問題ではなくて、全町避難の中での教育行政のあり方が問われるそういう問題だと思うんです。忘れてましたということではないと思うんです。そこのところを踏まえてしっかりお答えいただきたいと思います。

- 議長（紺野榮重君） 教育次長。

- 教育次長（大原教知君） 質問にお答えいたします。遠距離通学費の件でございますが、本年4月に中学校に転入の方がいらっしゃいまして、その方が川俣町から津島中学校に通学しているということで当初見込んでいなかった生徒が転入されましての増額となりました。

- 議長（紺野榮重君） 16番、馬場績君。

- 16番（馬場 績君） 今の次長答弁、それなりに理由は成り立つと思いますが、偶然、川俣から津島の小学校に通学するようになったのではないだろうと。当然、教育委員会としては小学校、中学校の入学

児童の調査をやっているはずですよ。当初予算計上の時はそのことは分からなかったということなのかどうなのかということです。今の答弁だと対象は1名と推測されますが、対象児童生徒は何名なのか。

それから、同じく21ページの教育費、保健体育費、学校給食調理場事業費500万円、節の説明、消耗品ということで500万円計上されてますが、学校給食調理場消耗品500万円という内容について、ご説明をいただきたいと思います。

なお、遠距離通学については先ほどお尋ねしていますから改めて私の質問にお答えいただきたいと思います。

○議長（紺野榮重君） 教育次長。

○教育次長（大原教知君） 訂正をお願いいたします。川俣町ではなくて三春町からの転入でございます。さらには会津若松から三春に引越しまして、当初の予定はございませんでした。浪江中学校への転入でございます。

続きまして、学校給食費の調理場の事業費でございますが、消耗品500万円につきましては、食器関係50食、教職員、生徒合わせまして50食分の食器等の購入でございます。

○議長（紺野榮重君） 16番、馬場績君。

○16番（馬場 績君） そうすると対象児童は何名ですかとお聞きしているわけですから、二人なら二人と答えて、三春から津島小学校、浪江中学校、会津若松から三春に転入して、そうするとさっき津島小学校と言ったのは訂正ですね。ちゃんと訂正をして答えてくださいよ。議会とのやりとりですよ。なんでそういう不親切な答弁するんですか。しっかり踏まえて答弁してください。最後きちっと整理して教育長答弁ください。

それから、事業費500万円については、50人分ということですね。どういう単位で計算するのか私は分かりませんが、50人分の食器と言っていたほうが良いですけど、そうすると、50人分で500万、これは予算計上だから、入札になるのかどうかは分かりませんが、これが全て執行となるのではないと思いますが、50人分で500万円ということは一人10万円ということで、食器というものはそんなに高価なものなのかと思いますが、補足答弁あったら補足してください。

○議長（紺野榮重君） 教育次長。

○教育次長（大原教知君） すみませんでした。津島小学校ではなくて浪江中学校でございます。

それから、食器等50人分でございますが、食器等ですのでただ器

とかそういったものばかりではなくて、食缶とか給食のためのいろんなものを含めてということでございます。

○議長（紺野榮重君） 教育長。

○教育長（畠山熙一郎君） 大変ご迷惑をおかけしました。先ほどの遠距離通学については、次長が改めてご答弁申し上げたとおりでございます。私から改めて同様のことですが申し上げますと、3月の末になってから会津若松に避難している新中学3年生になる方が先方での学校生活でいろんな悩みなどがあって三春に引っ越してこられたと。私どもスクールバスの運行を何度かコースを考えたんですが、それは無理だということでご家族の理解をいただきながら遠距離通学ということで対応している、それが経緯でございます。

なお、今後も再開している避難先の学校、あるいはこれから開かせていただく浪江の学校につきましても、スクールバスが原則対応ではございますが、いろんな事情の中でこのようなケースが出てくることもございますので、その時は改めてお願い申し上げたいと思っております。

○議長（紺野榮重君） 他に質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紺野榮重君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紺野榮重君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、議案第81号 平成29年度浪江町一般会計補正予算（第4号）を採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（紺野榮重君） 起立多数であります。

よって、議案第81号は原案のとおり可決されました。

◎議案第82号の質疑、討論、採決

○議長（紺野榮重君） 日程第1、議案第82号 平成29年度浪江町文化及びスポーツ振興育成事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紺野榮重君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

- 議長（紺野榮重君） 討論なしと認めます。討論を終わります。
これより、議案第82号 平成29年度浪江町文化及びスポーツ振興
育成事業特別会計補正予算（第1号）を採決します。
採決は起立により行います。
本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。
[起立多数]

- 議長（紺野榮重君） 起立多数であります。
よって、議案第82号は原案のとおり可決されました。
-

◎議案第83号の質疑、討論、採決

- 議長（紺野榮重君） 日程第1、議案第83号 平成29年度浪江町国民
健康保険事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。
これより質疑を行います。質疑ありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]
- 議長（紺野榮重君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。
これより討論を行います。討論ありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]
- 議長（紺野榮重君） 討論なしと認めます。討論を終わります。
これより、議案第83号 平成29年度浪江町国民健康保険事業特別
会計補正予算（第2号）を採決します。
採決は起立により行います。
本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。
[起立多数]
- 議長（紺野榮重君） 起立多数であります。
よって、議案第83号は原案のとおり可決されました。
-

◎議案第84号の質疑、討論、採決

- 議長（紺野榮重君） 日程第1、議案第84号 平成29年度浪江町国民
健康保険直営診療施設事業特別会計補正予算（第1号）を議題とし
ます。
これより質疑を行います。質疑ありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]
- 議長（紺野榮重君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。
これより討論を行います。討論ありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]
- 議長（紺野榮重君） 討論なしと認めます。討論を終わります。
これより、議案第84号 平成29年度浪江町国民健康保険直営診療

施設事業特別会計補正予算（第1号）を採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○議長（紺野榮重君） 起立多数であります。

よって、議案第84号は原案のとおり可決されました。

◎議案第85号の質疑、討論、採決

○議長（紺野榮重君） 日程第1、議案第85号 平成29年度浪江町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紺野榮重君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紺野榮重君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、議案第85号 平成29年度浪江町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）を採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○議長（紺野榮重君） 起立多数であります。

よって、議案第85号は原案のとおり可決されました。

◎議案第86号の質疑、討論、採決

○議長（紺野榮重君） 日程第1、議案第86号 平成29年度浪江町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紺野榮重君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紺野榮重君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、議案第86号 平成29年度浪江町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）を採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

- 議長（紺野榮重君） 起立多数であります。
よって、議案第86号は原案のとおり可決されました。
-

◎議案第87号の質疑、討論、採決

- 議長（紺野榮重君） 日程第1、議案第87号 平成29年度浪江町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。
これより質疑を行います。質疑ありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]
- 議長（紺野榮重君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。
これより討論を行います。討論ありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]
- 議長（紺野榮重君） 討論なしと認めます。討論を終わります。
これより、議案第87号 平成29年度浪江町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）を採決します。
採決は起立により行います。
本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。
[起立多数]
- 議長（紺野榮重君） 起立多数であります。
よって、議案第87号は原案のとおり可決されました。
-

◎議案第88号の質疑、討論、採決

- 議長（紺野榮重君） 日程第1、議案第88号 平成29年度浪江町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を議題とします。
これより質疑を行います。質疑ありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]
- 議長（紺野榮重君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。
これより討論を行います。討論ありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]
- 議長（紺野榮重君） 討論なしと認めます。討論を終わります。
これより、議案第88号 平成29年度浪江町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を採決します。
採決は起立により行います。
本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。
[起立多数]
- 議長（紺野榮重君） 起立多数であります。
よって、議案第88号は原案のとおり可決されました。
-

◎議案第89号の質疑、討論、採決

- 議長（紺野榮重君） 日程第1、議案第89号 平成29年度浪江町水道事業会計補正予算（第1号）を議題とします。
これより質疑を行います。質疑ありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]
- 議長（紺野榮重君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。
これより討論を行います。討論ありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]
- 議長（紺野榮重君） 討論なしと認めます。討論を終わります。
これより、議案第89号 平成29年度浪江町水道事業会計補正予算（第1号）を採決します。
採決は起立により行います。
本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。
[起立多数]
- 議長（紺野榮重君） 起立多数であります。
よって、議案第89号は原案のとおり可決されました。
-

◎議案第90号の質疑、採決

- 議長（紺野榮重君） 日程第1、議案第90号 浪江町名誉町民の推薦についてを議題とします。
これより質疑を行います。質疑ありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]
- 議長（紺野榮重君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。
これより、議案第90号 浪江町名誉町民の推薦について採決します。
採決は起立により行います。
本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。
[起立多数]
- 議長（紺野榮重君） 起立多数であります。
よって、議案第90号は原案のとおり可決されました。
-

◎同意第4号の質疑、採決

- 議長（紺野榮重君） 日程第1、同意第4号 特別功労者の決定についてを議題とします。
これより質疑を行います。質疑ありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]
- 議長（紺野榮重君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。
これより、同意第4号 特別功労者の決定についてを採決します。

採決は起立により行います。

まず、(故)宮口福夫氏について同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○議長(紺野榮重君) 起立多数であります。

よって、(故)宮口福夫氏については同意することに決定しました。

次に、吉田繁雄氏について同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○議長(紺野榮重君) 起立多数であります。

よって、吉田繁雄氏については同意することに決定しました。

次に、柴繁氏について同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○議長(紺野榮重君) 起立多数であります。

よって、柴繁氏については同意することに決定しました。

次に、(故)戸浪淑雅氏について同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○議長(紺野榮重君) 起立多数であります。

よって、(故)戸浪淑雅氏については同意することに決定しました。

次に、紺野廣邦氏について同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○議長(紺野榮重君) 起立多数であります。

よって、紺野廣邦氏については同意することに決定しました。

次に、佐々木保彦氏について同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○議長(紺野榮重君) 起立多数であります。

よって、佐々木保彦氏については同意することに決定しました。

次に、三瓶寶次氏について同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○議長(紺野榮重君) 起立多数であります。

よって、三瓶寶次氏については同意することに決定しました。

以上、同意第4号については原案のとおり同意することに決定しました。

◎報告第5号の質疑、採決

○議長（紺野榮重君） 日程第1、報告第5号 財団法人福島なみえ勤労福祉事業団の経営状況報告についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紺野榮重君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

以上で報告藍5号を終わります。

◎請願・陳情審査報告

○議長（紺野榮重君） 日程第2、請願・陳情審査報告を議題とします。

◎請願第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（紺野榮重君） 請願第1号 下加倉～北柴田および此の町道に接続する他の町道拡幅についてを議題とします。

付託中の委員会からお手元に配付のとおり審査報告書が提出されております。

事務局長に朗読をさせます。

事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（紺野榮重君） ただいま朗読のとおりです。所管委員長から趣旨説明をお願いします。

産業・建設常任委員会委員長、平本佳司君、登壇でお願いします。

〔産業・建設常任委員長 平本佳司君登壇〕

○産業・建設常任委員会委員長（平本佳司君） 請願第1号「下加倉～北柴田および此の町道に接続する他の町道拡幅について」の審査結果について説明いたします。

この請願と同じ請願が、平成19年6月定例会において採択され、町長に送付されています。その後、原発事故による全町避難のため、現在に至っております。今後の帰還する町民の動向が見通せない状況下、行政区が町道改良を要請するということは、「率先して帰町する」という行政区民の意思の表れであると思います。

よって、復興事業が膨大で財源の不安はあるものの、狭隘な町道を計画的に改良し、町民の帰町判断の契機とすべきと考えます。

よって、事務局長朗読のとおり採択することを決定いたしました。議員各位のご賛同、よろしく願いたします。

○議長（紺野榮重君） 以上で趣旨説明が終わりました。
これより、委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紺野榮重君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。
これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紺野榮重君） 討論なしと認めます。討論を終わります。
これより、請願第1号 下加倉～北柴田および此の町道に接続する他の町道拡幅についてを採決します。

採決は起立により行います。

この請願に対する委員長の報告は採択です。この請願について委員長報告のとおり採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（紺野榮重君） 起立多数であります。
よって、請願第1号については採択とすることに決定しました。

◎陳情第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（紺野榮重君） 陳情第4号 「全国森林環境税の創設に関する意見書採択」に関する陳情についてを議題とします。

付託中の委員会からお手元に配付のとおり審査報告書が提出されております。

事務局長に朗読をさせます。

事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（紺野榮重君） ただいま朗読のとおりです。所管委員長から趣旨説明をお願いします。

総務常任委員会委員長、山本幸一郎君、登壇でお願いします。

〔総務常任委員会委員長 山本幸一郎君登壇〕

○総務常任委員会委員長（山本幸一郎君） 陳情第4号「全国森林環境税の創設に関する意見書採択」に関する陳情についての審査結果について説明します。

市町村が主体となった森林・林業施設等の整備推進は、地球温暖化防止のみならず、国土の保全や地方創生、快適な生活環境の創出などにつながりますが、市町村には、そのための恒久的・安定的な財源が大幅に不足しているのが現状であります。

本陳情の提出元である、「全国森林環境税創設促進議員連盟」は、市町村が主体となった森林・林業施設等の整備を推進するための新

たな恒久的・安定的な財源として、「全国森林環境税」の創設を悲願として活動を続けており、浪江町議会もその活動趣旨に賛同し当該連盟に加盟しているところでもあります。もとより、森林は地球温暖化防止機能をはじめとし、土砂災害防止機能、土壌保全機能、水源涵養機能などの多面的な公益的機能を有しており、広く、国民一人一人に恩恵をもたらすものでもあり、よって、総務常任委員会においては、事務局長朗読のとおり採択とすべきと決定しました。

議員各位のご賛同、よろしくお願いいたします。

○議長（紺野榮重君） 以上で趣旨説明が終わりました。

これより、委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紺野榮重君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紺野榮重君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、陳情第4号「全国森林環境税の創設に関する意見書採択」に関する陳情についてを採決します。

採決は起立により行います。

この陳情に対する委員長の報告は採択です。この陳情について委員長報告のとおり採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（紺野榮重君） 起立多数であります。

よって、陳情第4号については採択とすることに決定しました。

◎発議第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（紺野榮重君） 日程第3、発議第4号 「全国森林環境税」の創設に関する意見書（案）を議題とします。

事務局長に朗読をさせます。

事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（紺野榮重君） 暫時休議をします。

（午前 9時38分）

○議長（紺野榮重君） 再開します。

（午前 9時38分）

- 議長（紺野榮重君） 提出者から提案理由の説明を求めます。
提出者の山本幸一郎君、登壇でお願いします。
[11番 山本幸一郎君登壇]
- 11番（山本幸一郎君） 先ほどの陳情の採択を踏まえ、委員会で協議の結果、事務局長朗読のとおりでございます。
議員各位のご賛同よろしくお願いいたします。
- 議長（紺野榮重君） 以上で趣旨説明が終わりました。
これより質疑を行います。質疑ありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]
- 議長（紺野榮重君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。
これより討論を行います。討論ありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]
- 議長（紺野榮重君） 討論なしと認めます。討論を終わります。
これより、発議第4号 「全国森林環境税」の創設に関する意見書（案）を採決します。
採決は起立により行います。
本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。
[起立多数]
- 議長（紺野榮重君） 起立多数であります。
よって、発議第4号は原案のとおり可決されました。

◎発議第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

- 議長（紺野榮重君） 日程第4、発議第5号 北朝鮮の弾道ミサイル発射及び核実験に断固抗議するとともに米朝対話による平和的解決を求める意見書（案）を議題とします。
事務局長に朗読をさせます。
事務局長。
[事務局長朗読]
- 議長（紺野榮重君） 提出者から提案理由の説明を求めます。
提出者の馬場績君、登壇でお願いします。
[16番 馬場 績君登壇]
- 16番（馬場 績君） それでは、改めて北朝鮮の弾道ミサイル発射及び核実験に断固抗議するとともに米朝対話による平和的解決を求める意見書の趣旨を簡潔に説明をしたいと思います。
余りにもタイミングがよくということ意見があるかもしれませんが、今朝ほど、新たに北朝鮮がミサイル発射をするという暴挙に出ました。断じて認めるわけにはいかない、許すことができないということは、目の前に繰り広げられている北朝鮮の暴挙を見れば

一目瞭然だと思います。よって、意見書提案のポイントは二つです。

一つは、我々原発を抱える浪江町民、まして原発事故による全町避難が繰り広げられている。もちろん帰還困難区域を除いて避難は解除されましたけれども、そういう核の脅威に直接脅かされている、直接経験しているのが我々町民であります。改めて北朝鮮が世界とアジアに脅威をもたらすような核実験やミサイル発射は断じて許されないということが意見書提案の大きなポイントの一つであります。

今ひとつは、それでは、どういう方向でこうした問題の解決に踏み出すのか。解決の方向についてこの意見書は方向性を示しているということであります。下段に書いてありますけれども、9月12日、度重なる北朝鮮のミサイル発射、あるいは核実験に対して、国連安保理が開かれ、圧力強化も含めて全会一致で決議案が採択されました。これは、新たな国際情勢の変化の表れだと思います。ここを踏まえつつ偶発的衝突が起こりえないかもしれない、そうした緊張した今の情勢において米朝の直接話し合いによる平和的解決をあくまでも模索する憲法9条を持つ日本にとっては、なおのことそのスタンスが大事だと考えるものであります。

したがって、米朝の直接対話を通じた平和的解決のために、衆参国会議長、国会議員はもちろん、内閣総理大臣、外務大臣、官房長官においてあらゆるチャンネルを生かしながら最悪の事態には絶対持ち込ませない、そういう叫びであり、呼びかけでもあります。少なくとも私の知る限りでは、こうした意見書が提案されるのは県内では浪江町が最初ではないかと考えております。

同僚議員のご理解の上、意見書採択に同意くださいますように提案理由を申し上げた次第であります。

よろしく願いいたします。

○議長（紺野榮重君） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紺野榮重君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紺野榮重君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、発議第5号 北朝鮮の弾道ミサイル発射及び核実験に断固抗議するとともに米朝対話による平和的解決を求める意見書（案）を採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○議長（紺野榮重君） 起立多数であります。

よって、発議第5号は原案のとおり可決されました。

◎委員会の閉会中の継続審査又は調査の申出について

○議長（紺野榮重君） 日程第5、委員会の閉会中の継続審査又は調査の申出についてを議題とします。

各常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長、並びに議会報編集特別委員会委員長からお手元に配付した申し出書のとおり閉会中の継続審査（調査）の申し出があります。

お諮りします。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査、または調査に決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紺野榮重君） 異議なしと認めます。

よって、閉会中の継続審査又は調査にすることに決定しました。

以上で、今期定例会に付された事件は全て終了しました。

◎町長あいさつ

○議長（紺野榮重君） ここで町長から発言を求められておりますので、これを許可します。

町長。

○町長（馬場 有君） 今期定例会が閉会されるにあたり、一言ご挨拶を申し上げます。

その前に、本日、午前7時頃、北朝鮮によりまたまた日本国土を通過する弾道ミサイルが発射されました。この暴挙を断じて許すべきではありません。よって北朝鮮には強く抗議をいたします。

議員各位におかれましては、去る9月5日の本定例会開会以来、熱心にご審議をいただき、提案いたしました全ての議案についてご賛同をいただきましたこと、厚く御礼を申し上げます。

定例会提出議案につきましては、事件の訂正請求をさせていただくなど、大変なご迷惑をおかけしましたことを改めまして深くお詫びを申し上げます。今後につきましては、提案前の確認・点検を強化いたしまして、再発防止に努めてまいりたいと考えております。

また、本定例会でいただきましたご意見・ご提言につきましては、今後の町政執行に十分生かしてまいりたいと考えておりますので、さらなるご指導、ご協力をよろしくお願いいたします。

ご承認いただきました議案第76号、77号につきましては、浪江に
じいろこども園及び、なみえ創成小中学校の開園、開校に向けて、
着実な一步を踏み出したものと確信いたしております。未来の浪江
町を担う子供達のため、さらなる教育環境の整備・充実に努めてま
いりたいと考えております。

また、議案第79号 災害公営住宅幾世橋地区第二期の売買契約の
締結につきましても、町民の帰還促進に向け、着実に事業を進めて
まいります。

さらには、議案第82号 一般会計補正予算につきましては、道路
新設改良事業において請戸地区の防災集団移転先等と連携する3路
線につきまして、予算計上をいたしました。

本予算の成立により、今後さらに帰還促進に向けた生活環境の整
備を加速させてまいりたいと考えております。また、今般お示しい
たしました、浪江町帰還困難区域復興再生計画骨子案につきまして
は、今後議会をはじめ行政区等地元の方々との協議を重ねながら、
さらに具体化を進め、今秋を目途に国へ申請してまいりたいと考
えております。

今後も引き続き、復興計画に基づき、議会の皆様と一体となって、
各種施策を着実に遂行してまいりたいと考えておりますので、引き
続きのご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、昼夜の寒暖の差が激しくなってくる季節となりますので、
議員各位におかれましては、健康には特に留意され、今後の町政発
展、住民福祉向上のため、より一層のご活躍をご祈念申し上げまし
て、閉会のあいさつといたします。

◎閉会の宣告

○議長（紺野榮重君） 以上をもって、本日の会議を閉じます。

これをもって平成29年浪江町9月定例会を閉会といたします。

（午前 9時56分）

上記会議の顛末を記載し、相違のないことを証するためここに署名する。

平成29年 月 日

浪江町議会議長 紺 野 榮 重

署名議員 山 本 幸 一 郎

署名議員 山 崎 博 文

署名議員 泉 田 重 章